

葉山港指定管理者募集要項

参 考 資 料 等

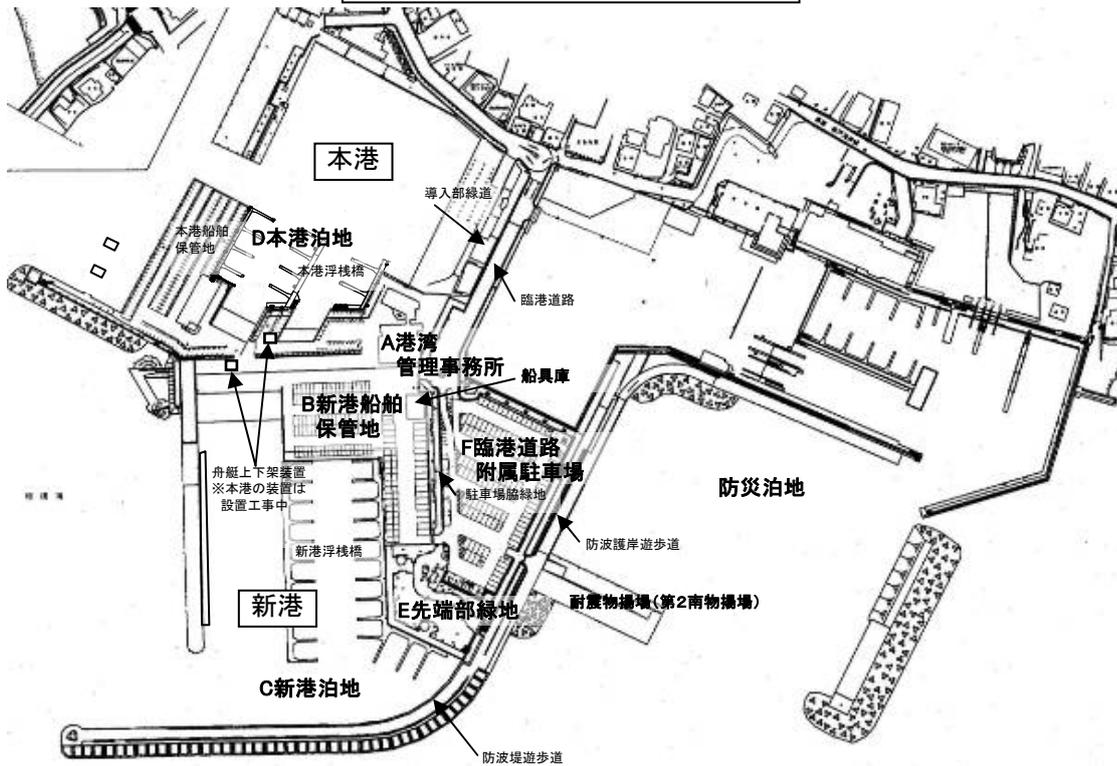
平成 25 年 1 月

神奈川県

[目 次]

(別紙 1)	「葉山港施設平面図・管理業務対象区域図等」	別紙 1-1～6
(別紙 2)	「管理施設・設備一覧表」	別紙 2-1～5
(別紙 3)	「貸付物品一覧表・指定管理者帰属物品一覧表（参考）」	別紙 3-1～3
(別紙 4)	「葉山港の各年度想定収支・積算内訳」	別紙 4
(別紙 5)	「葉山港管理運営業務基準」	別紙 5-1～23
(参考資料 1)	「葉山港管理業務区分表」	参考資料 1
(参考資料 2)	「現指定管理者の業務実施体制」	参考資料 2-1～2
(参考資料 3)	「現指定管理者の収支決算状況」	参考資料 3
(参考資料 4)	「利用承認等の状況・利用料収入実績等」	参考資料 4-1～8
(参考資料 5)	「利用料金の上限額」	参考資料 5-1～2
(参考資料 6)	「葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集要項」	参考資料 6-1～7
(参考資料 7)	「現行葉山港利用者案内」	参考資料 7-1～2
(参考資料 8)	「みなとまちづくりの開催内容について」	参考資料 8
(参考資料 9)	「現行指定管理業務日報、月報等様式」	参考資料 9-1～15
(参考資料 10)	「現行葉山港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱」	参考資料 10-1～59
(参考資料 11)	「現行葉山港駐車場管理規程」	参考資料 11-1～4
(参考資料 12)	「緑化協力金制度実施要綱」	参考資料 12-1～7
(参考資料 13)	「現行津波発生時行動マニュアル」	参考資料 13-1～13
(参考資料 14)	「前回の現地説明会等における質問等への回答事項」	参考資料 14-1～2
(参考資料 15)	「港湾の設置及び管理等に関する条例・港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則」	参考資料 15-1～27

葉山港施設平面図



A 港湾管理事務所



D 本港泊地



B 新港船舶保管地



E 先端部緑地



C 新港泊地



F 臨時道路附属駐車場

<港湾管理事務所>

- 事務室
- 会議室 2室
- 多目的室 2室
- トイレ
- 更衣室・シャワー室
- 研修室 2室
- みんなのへや 等

<係留施設>

- 本港浮桟橋 18バース
- 新港浮桟橋 45バース
- 物揚場
- 船揚場

<陸置施設>

- 本港船舶保管地 3,067m²
- 新港船舶保管地 4,495m²

<緑地等>

- 先端部緑地
- 駐車場脇緑地
- 導入部緑道
- 防波堤遊歩道
- 防波護岸遊歩道

<泊地>

- 新港泊地 12,000m²
- 本港泊地 8,441m²

<臨時道路附属駐車場>

- 駐車台数
- ・普通車135台
- ・大型車2台
- ・二輪車20台

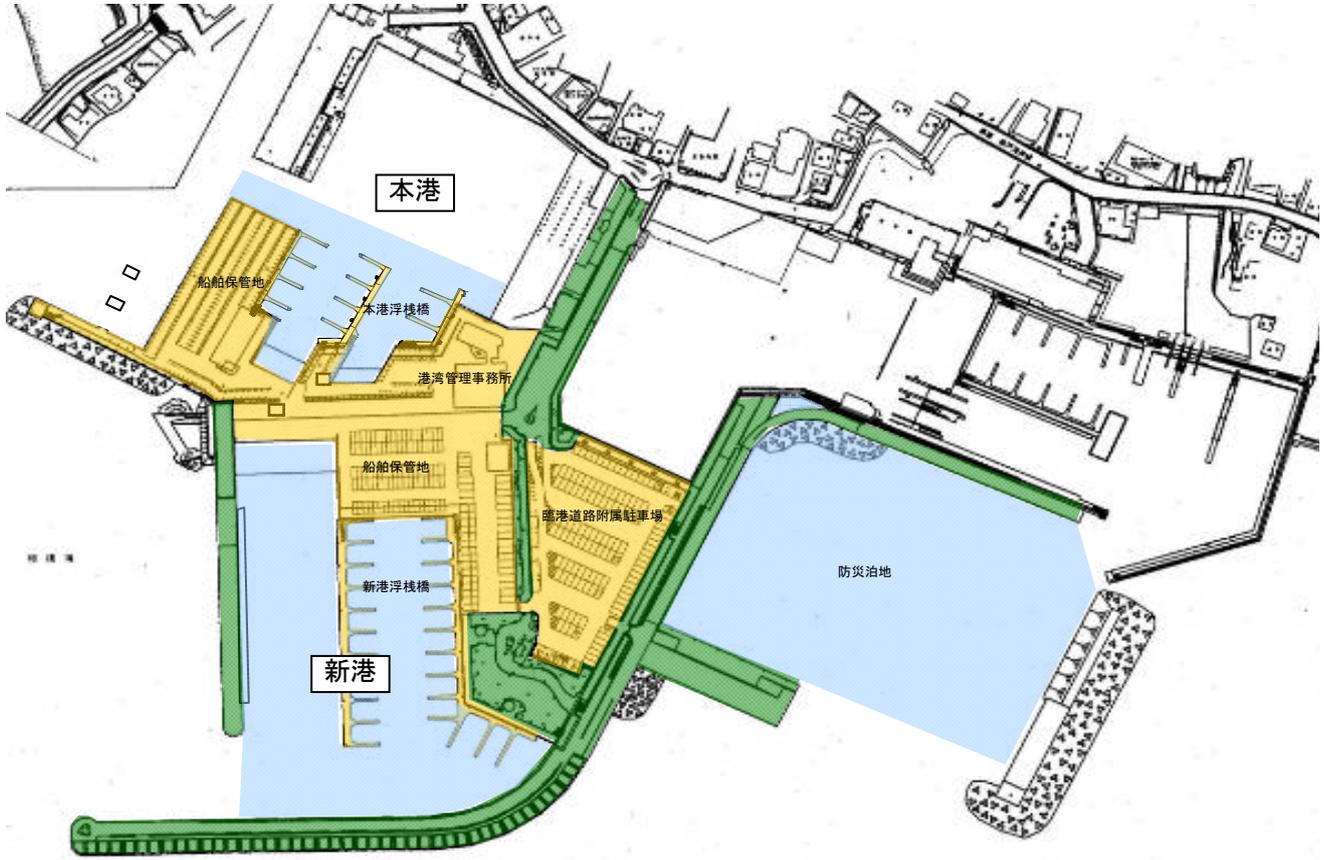
<耐震物揚場>

- 防災泊地 15,000m²
- 第2南物揚場(300t級) 1バース

<設備>

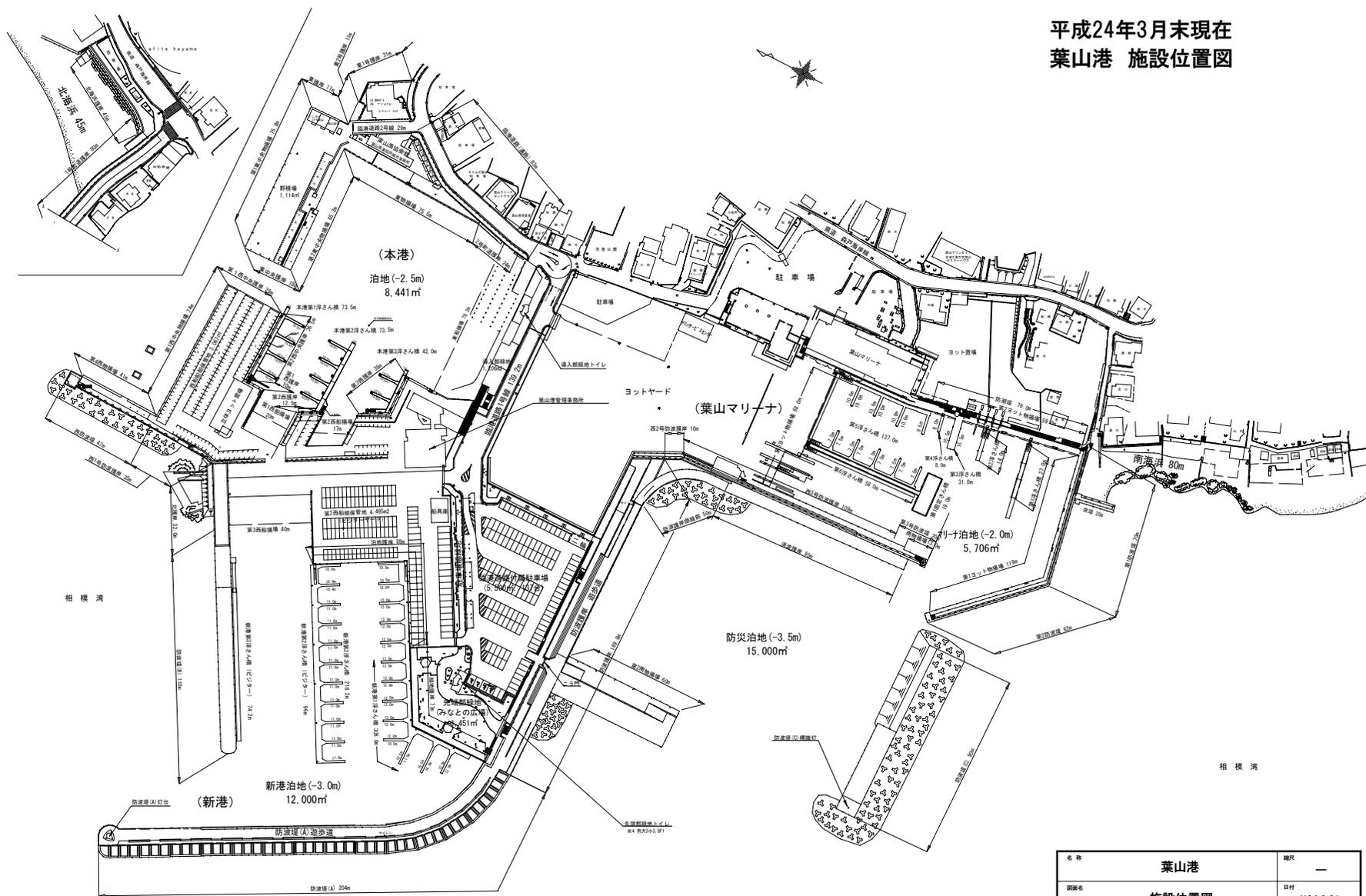
- 舟艇上下架装置2機
- 船具庫
- 大型ロッカー108機
- 小型ロッカー96機

葉山港管理業務対象区域図



凡例		
	利用承認・維持管理施設	
管理代行	維持管理施設	
	水面清掃範囲	

平成24年3月末現在
葉山港 施設位置図

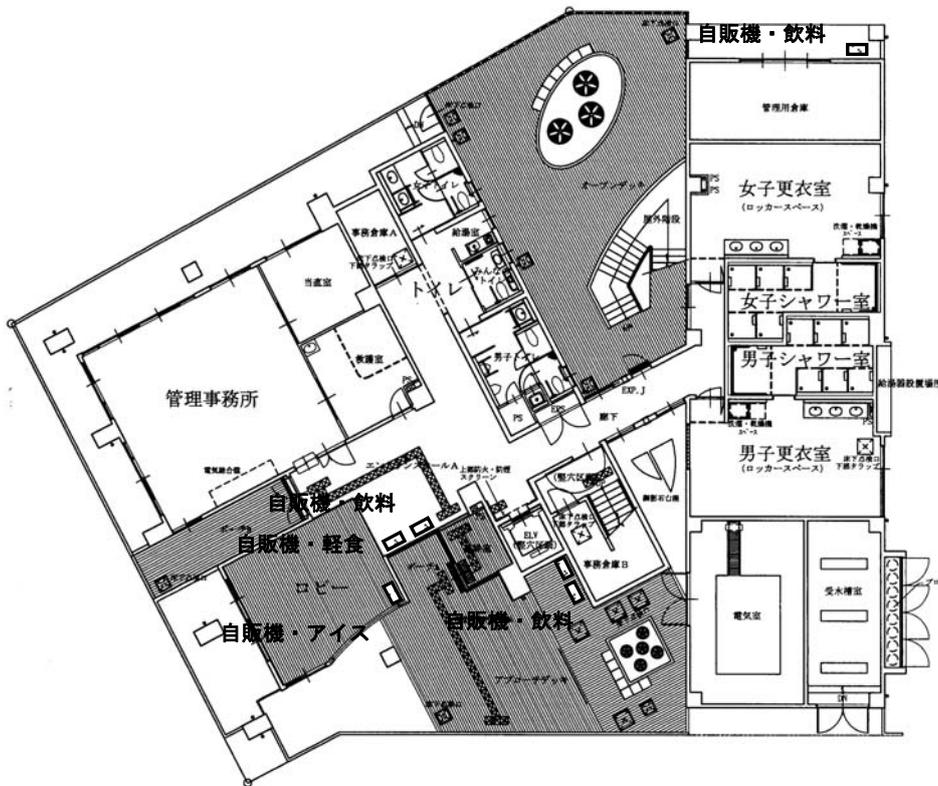


別紙1-3

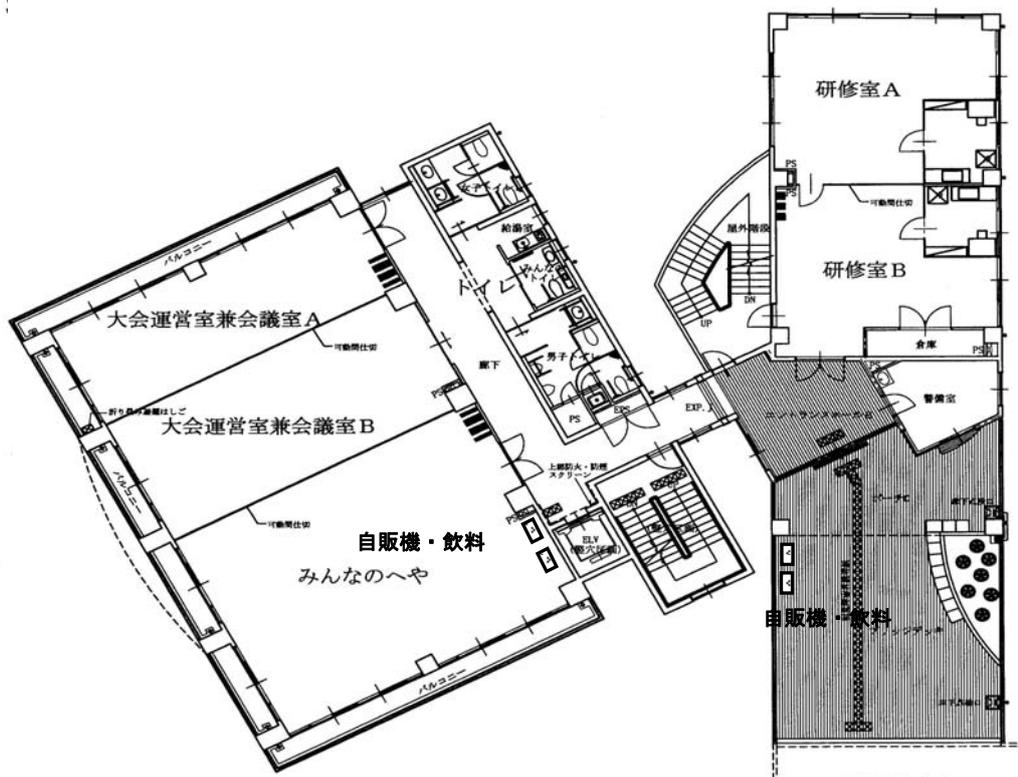
名称	葉山港	縮尺	—
図名	施設位置図	日付	H24.3.31

葉山港管理事務所平面図

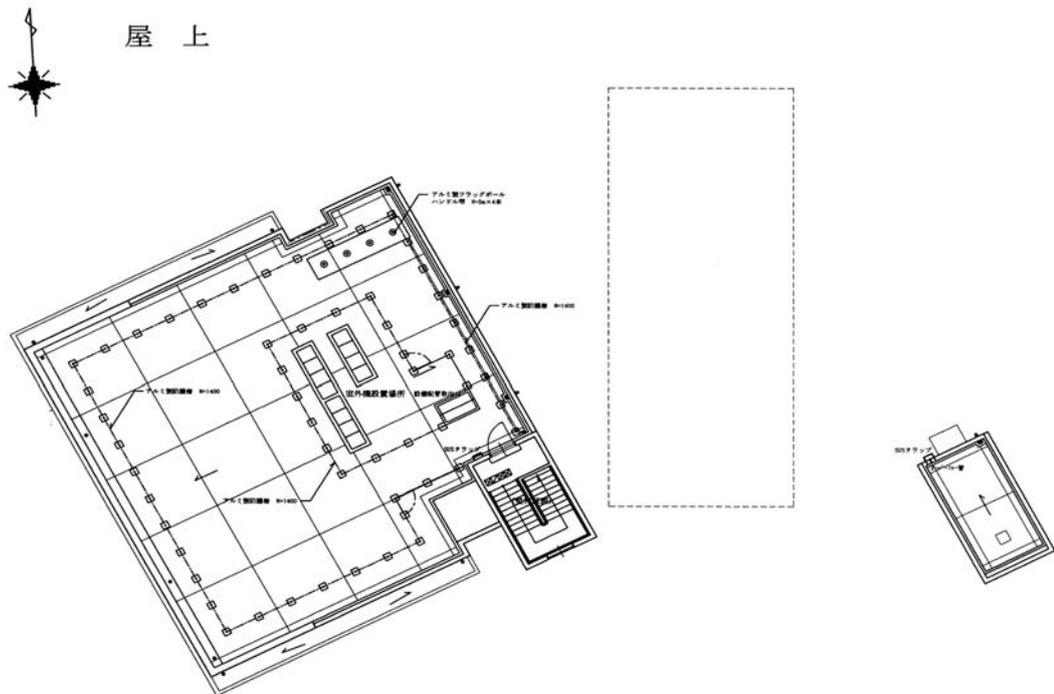
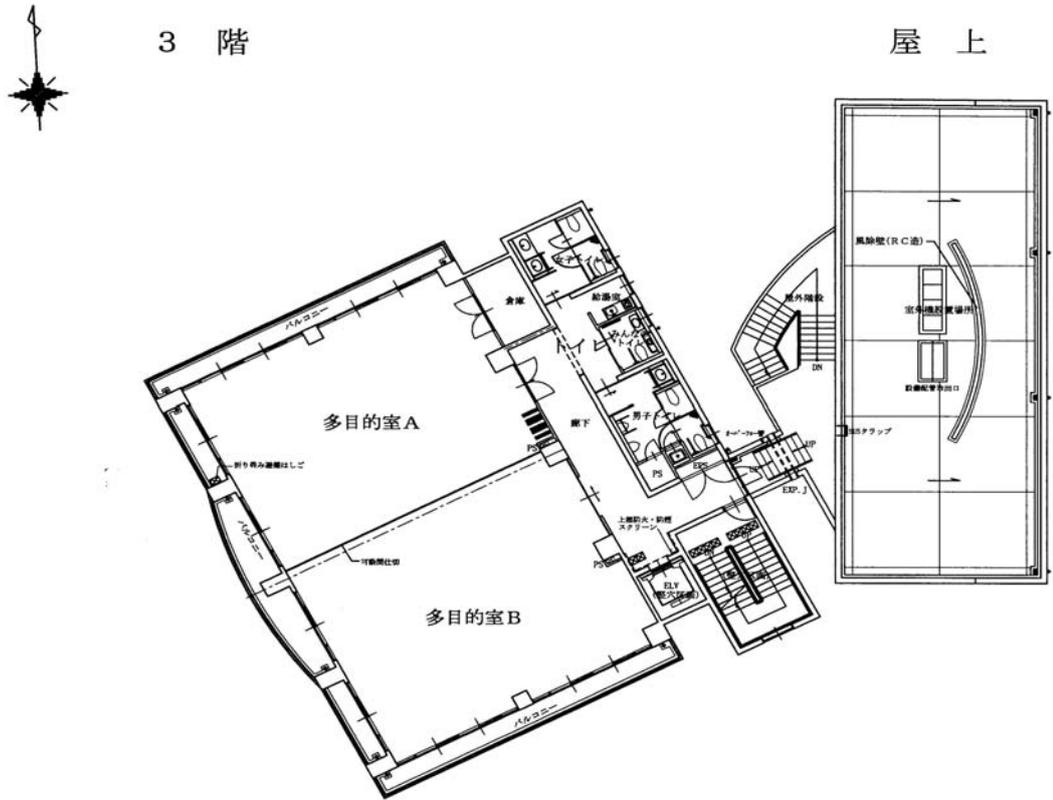
1 階



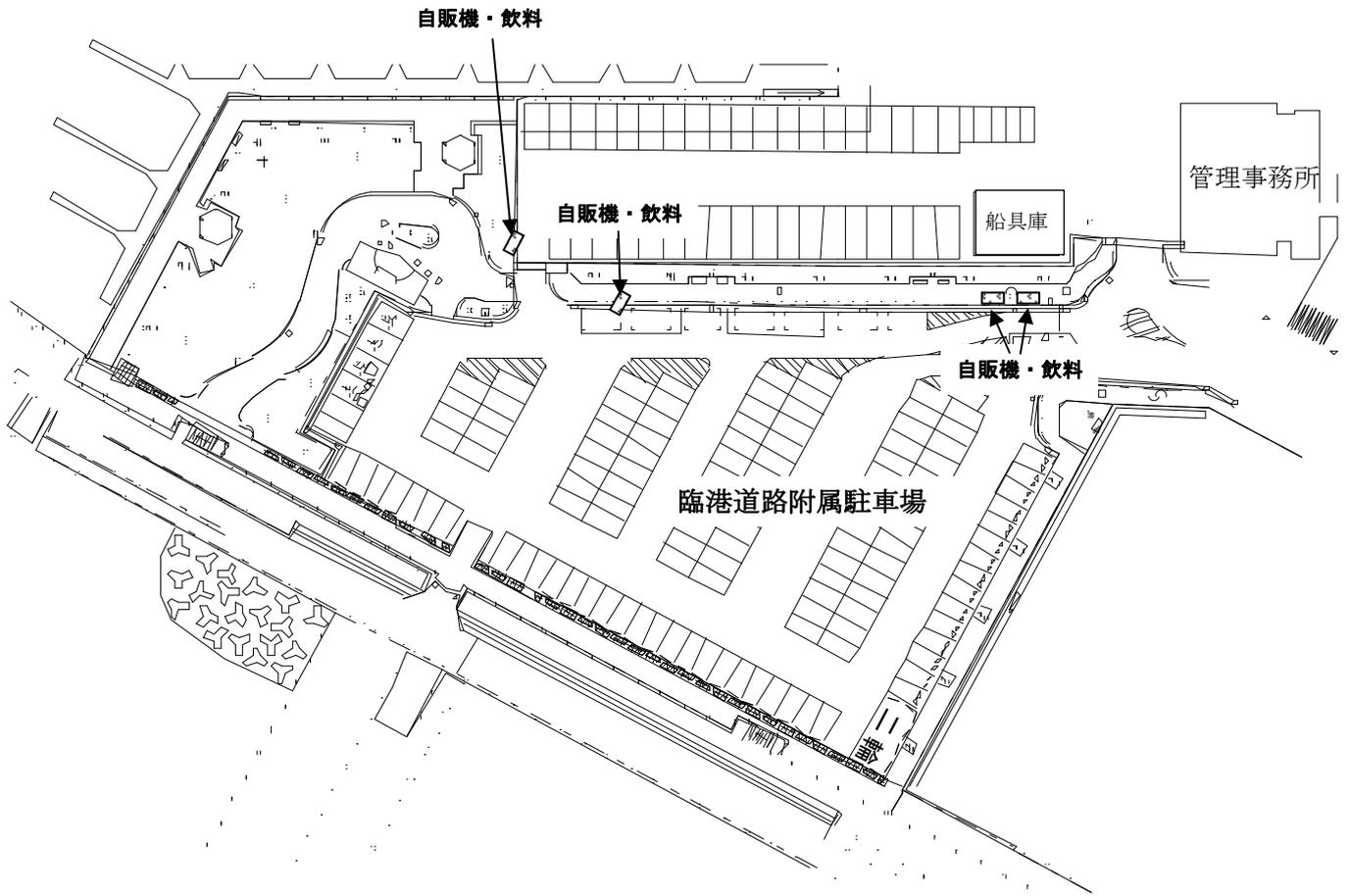
2 階



葉山港管理事務所平面図



屋外自動販売機設置場所



(平成 25 年 1 月現在)

管理施設・設備一覧表

区分		番号	種別・名称	面積・構造・規模・型式	概略図又は写真	備考
港湾施設	泊地・船たまり	1	泊地	8,441㎡、-2.5m	別紙1「葉山港施設位置図」のとおり	本港
		2	新港泊地	12,000㎡、-3.0m		新港
		3	防災泊地	15,000㎡、-3.5m		新港
	防波堤・防砂堤等	4	第1西中央護岸	26m		本港
		5	第2西中央護岸	36.5m、-2.5m		本港
		6	第1西護岸	10m、-2.5m		本港
		7	第2西護岸	12.5m、-2.5m		本港
		8	第3西護岸	35m、-2.5m		本港
		9	西防波堤	47m		本港
		10	西1号防波護岸	35m		本港
		11	北護岸	32m		新港
		12	防波堤(B)	110m		新港
		13	泊地護岸	88m		新港
		14	緑地護岸	77m		新港
		15	防波堤(A)	204m		新港
		16	防波護岸	169.8m		新港
		17	防波護岸曲線部	50m		新港
		18	消波護岸	95m		新港
		19	防波堤(C)	90m		新港
		水門及びこう門	20	閘門	アルミ合金製マイターゲート H=2,230mm W=3,500mm	
係留施設	21	本港第1浮さん橋	73.5m、-2.5m	別紙1「葉山港施設位置図」のとおり	本港	
	22	本港第2浮さん橋	73.5m、-2.5m		本港	
	23	本港第3浮さん橋	42m、-2.5m		本港	

管理施設・設備一覧表

区分	番号	種別・名称	面積・構造・規模・型式	概略図又は写真	備考			
港湾施設	係留施設	24	新港第1浮さん橋	306m、-3.0m	別紙1「葉山港施設位置図」のとおり	新港		
		25	新港第2浮さん橋	314.2m、-3.0m ※うち96mはビジター利用		新港		
		26	新港第3浮さん橋	74.2m、-3.0m ※ビジター利用		新港		
		27	第2西船揚場	17m、-2.5m ※舟艇上下架装置設置工事のため再整備中		本港		
		28	第1西船揚場	20m、-2.5m		本港		
		29	第1西中央物揚場	74m、-3.1m		本港		
		30	第4西物揚場	41m、-3.0m		本港		
		31	第3西船揚場	40m、-3.0m		新港		
		32	第2南物揚場(耐震物揚場)	60m、-3.5m		新港		
		臨港交通施設	33	臨港道路2号線		29m		
			34	臨港道路附属駐車場		5,500㎡、普通車135台、大型車2台、二輪車20台		
		航行補助施設	35	葉山港灯柱		800W 8M 赤色 照明灯兼用		西防波堤
36	防波堤(C)標識灯		12V5W 赤色		防波堤(C)			
保管施設	37	船具庫	地上2階(S造) 建築面積 101.81m ² 延床面積 203.62m ²		新港			
	38	船具ロッカー	1階 大型ロッカー 24基×3段=72個 2階 大型ロッカー 12基×3段=36個 2階 小型ロッカー 16基×3段×2列=96個		新港			

管理施設・設備一覧表

区分		番号	種別・名称	面積・構造・規模・型式	概略図又は写真	備考
港湾施設	船舶修理施設及び船舶保管施設	39	保管ラック	260㎡		本港
		40	第1西船舶保管地	3,067㎡		本港
		41	第2西船舶保管地	4,495㎡		新港
海浜、緑地、広場、植栽		42	先端部緑地 (みなとの広場)	修景緑地 1,451㎡		新港
		43	駐車場脇緑地	修景緑地 400㎡		新港
		44	導入部緑道	修景緑地 1,206㎡		新港
		45	防波堤(A)遊歩道、 防波護岸遊歩道	リクリエーション緑地 2,925㎡		新港
休憩所		46	四阿(あずまや)	みなとの広場 2箇所		新港

管理施設・設備一覧表

区分		番号	種別・名称	面積・構造・規模・型式	概略図又は写真	備考
港湾施設	その他施設	47	みなとの広場 公衆便所	平屋建(RC造) 建築面積 42.70m ² 延床面積 28.64m ² 男子用 大便器1 小便器2 女子用 大便器2 みんなのトイレ1		新港
		48	導入部緑道 公衆便所	平屋建(RC造) 建築面積 54.70m ² 延床面積 41.02m ² 男子用 大便器2 小便器3 女子用 大便器4 みんなのトイレ1		新港
	管理事務所及び 管理用資材倉庫	49	葉山港管理事務所	地上3階(RC造) 建築面積 529.78m ² 延床面積 1,167.79m ²		本港・新港
設備	機械設備	50	駐車場関連機器	全自動料金徴収機、 駐車券発券機、カーゲート 監視カメラ、光電感知器 入口表示灯、出庫注意灯 警備員BOX他		入口
		51				出口
		52	舟艇上下架装置 (電動ウインチ)	巻取能力4.0トン1機(本港) 巻取能力1.5トン1機(新港) ※本港舟艇上下架装置は設 置工事中		本港・新港
		53	監視装置	監視カメラ 2台 スピーカー 3台		防波堤(A) 防波護岸
		54	検潮所	潮位器 RT510-W		第二東中央 物揚場

管理施設・設備一覧表

区分		番号	種別・名称	面積・構造・規模・型式	概略図又は写真	備考
設備	機械設備	55	風向風速雨量計	風向風速発信器(W674Z-1) 雨量計感部 データロガー(KPC-64) 表示記録パソコン(J-320)		港湾管理事務所 屋上
	消防設備	56	誘導灯及び誘導標識	管理事務所 ・避難口誘導灯15台 ・室内通路誘導灯2台 ・避難口標識1枚 船具庫 ・避難口誘導灯 2台		港湾管理事務所 船具庫
		57	自動火災報知設備	・P型1級火災受信機1台 ・P型1級発信機3個 ・表示灯3個 ・差動式スポット型感知器36個 ・定温式スポット型感知器6個 ・光電式スポット型煙感知器5個 ・音響装置3個		港湾管理事務所
	電気設備	58	受変電設備	管理事務所(電気室) 屋内型キュービクル		港湾管理事務所
		59	外灯	本港 14灯 新港 16灯 太陽灯 2灯		本港・新港

※平成25年1月現在

貸付物品一覧表

番号	品名	規格	単位	数量	備考
1	許認可システム・OAデスク		台	1	事務室 県土整備局総務課リース物品
2	許認可システム・OAチェア		台	1	事務室 県土整備局総務課リース物品
3	ボートキャリア	TMB50	台	1	船具庫前
4	駐車場システムコントロール装置	DELL/パソコン	台	1	事務室 県リース物品
5	芝刈機	ホンダHRB216	台	1	船具庫
6	監視カメラ操作機		台	1	事務室
7	監視カメラ用モニター		台	1	事務室
8	ベンチ	ケヤキ製	基	5	屋外交流スペース
9	「海の日」旗		枚	2	船具庫
10	「海の日」小旗		本	91	船具庫
11	クッションドラム		個	10	新港船舶保管地
12	受付型カウンター	ホウトク JYZ50	台	2	事務室
13	受付型外コーナー	ホウトク JYZ51	台	1	事務室
14	小型耐火金庫	エーユー SD-XN	台	1	事務室
15	電動ベッド・マットレス	フランスベッド M-10 AN31	台	1	救護室
16	傘立て30本用	プラス YA-30	台	2	風除室
17	ベンチ3人掛け	ホウトク アフロア PKH73M	脚	3	ロビー
18	ベンチ2人掛け	ホウトク アフロア PKH72M	脚	1	ロビー
19	アルミ丸テーブル	ホウトク HFT90	台	4	オープンデッキ
20	アルミス	ホウトク HFF40	脚	16	オープンデッキ
21	コインロッカー2列4段(8人用)	LION NEO-4W	台	16	更衣室
22	応接テーブル 1800*450		台	4	みんなのへや
23	応接いす	ウチダ RS-332	脚	8	みんなのへや
24	会議テーブル 1800*450	ホウトク フレクター FSA30G	台	52	会議室、多目的室、みんなのへや

貸付物品一覧表

番号	品名	規格	単位	数量	備考
25	スタッキングチェア	コトブキ FC-915FT	脚	110	多目的室、みんなのへや
26	脚付ホワイトボード	日学 SR-31P	台	5	会議室、多目的室、エントランスホール
27	移動スクリーン100インチ	ケイアイシー KP-100	台	1	多目的室
28	映写テーブル	ウチダ AG-400WC	台	1	多目的室
29	ワゴンアンプ	パナソニック WA-H30 WX-4020B	台	2	会議室、多目的室
30	ワイヤレスマイクロホン・ハンド型	パナソニック WX-4100B	本	4	会議室、多目的室
31	ワイヤレスマイクロホン・タイピン型	パナソニック WX-4300B	本	4	会議室、多目的室
32	マイクロホンスタンド・床上型		本	2	会議室、多目的室
33	マイクロホンスタンド・卓上型		本	2	会議室、多目的室
34	フォークリフト1.5トン	トヨタ 02-8FD15	台	1	船舶保管地 県リース物品 ※平成26年度からは指定管理者 が調達するものとする。
35	ミーティングチェア	ホウトク エリアス DMC15	脚	42	会議室
36	ミーティングチェア用台車	ホウトク M1-15	台	2	倉庫
37	AED(除細動器)	ハートスタートFR2 M3861	台	1	救護室
38	パンフレットスタンド	ジョインテック PA-43	台	2	エントランスホール、みんなのへや
39	引違書庫	ジョインテック FS-G15	台	2	事務倉庫B
40	テント	かんたんてんと2 KA/3WA	張	1	事務倉庫B
41	津波警戒避難標識(吹き流し)		本	1	船具庫
42	書庫	INAKI 3段引出×2 INAKI 引違い書庫×2	台	4	事務室
43	電動コインソーター (硬貨選別機)	エンゲルス SCS200	台	1	事務室
44	ラミペット(パウチ)	Fellows A3タイプ	台	1	事務室
45	パソコン	mouse computer デスクトップタイプ×5	台	5	事務室
46	普通自動車	トヨタ プリウス	台	1	臨港道路附属駐車場 ※指定管理者より譲渡予定
47	無線機(トランシーバー)	スタンダード	台	4	事務室
48	高圧洗浄機	ケルヒヤー HD1050B	台	1	管理用倉庫

貸付物品一覧表

番号	品名	規格	単位	数量	備考
49	発電機	ヤンマー 2.8kw	台	1	管理用倉庫
50	掃除機	コンドル 業務用掃除機	台	1	船具庫
51	脚立		個	1	船具庫
52	デジタルカメラ	フジフィルム 1220万画素	台	1	事務室

※平成25年1月現在

指定管理者帰属物品一覧表(参考)

番号	分類	品名	単位	数量	備考
1	船舶	監視・レスキュー(スコーピウス)	隻	1	定員15名 150馬力
2	船舶	監視・レスキュー(インフレタブル)	隻	1	定員7名 200馬力
3	机類	パソコンラック	台	1	
4	机類	事務用机	台	5	
5	いす類	事務用椅子	台	5	
6	いす類	応接セット	セット	1	
7	戸棚・箱類	冷蔵庫	台	1	
8	事務用機器類	レジスター	台	2	
9	事務用機器類	シュレッダー	台	1	
10	事務用機器類	テレビ	台	1	
11	事務用機器類	ビデオデッキ	台	1	
12	事務用機器類	パソコン	台	1	
13	事務用機器類	複写機・FAX機能付き	台	1	指定管理料によるリース物品
14	諸機械類	無線機(トランシーバー)	台	4	

※ 現行の指定管理者が、自ら用意している物品のうち主なもの(平成25年1月現在)

※ 現指定期間終了後は、現指定管理者が撤去することとなります。

葉山港の各年度想定収支・積算内訳

1 想定収入（各年度同額）

（単位：千円）

区 分	金 額	積算内訳
利用料金収入	18,419	駐車場利用料金 15,919
		会議室利用料金 1,109
		会議室設備利用料金 30
		シャワー室利用料金 328
		船具ロッカー利用料金 1,019
		舟艇上下架装置利用料金 14
神奈川県収入証紙販売手数料収入	3,051	
収入合計(A)	21,470	

2 想定支出（各年度同額）

（単位：千円）

大項目	小項目	金 額	積算内訳
人件費	給与・賞与 ※各種手当含む	42,660	常勤職員（5名で積算） 29,120
			非常勤職員（4名で積算） 9,136
			清掃職員（1日2名で積算） 4,404
	法定福利費	4,949	
	人件費計	47,609	
事務費	光熱水費	6,249	電気代 4,084
			ガス代 63
			水道代 2,102
	通信費	910	郵便代 169
			電話代 361
			インターネット代 380
	旅費・交通費	280	連絡調整会議等
	燃料費	130	ガソリン代 125 軽油代 5
	広告・宣伝費	508	パンフレット・ホームページ作成等
	消耗品・備品費	2,505	清掃・事務用品、備品 2,352
			駐車券・駐車レシート 153
	賃借料	396	複写機（リース） 158
			フォークリフト（リース） 238
	保険料	618	施設賠償責任保険 233
			自動車管理者賠償責任保険 107
船舶保険 245			
自動車保険 33			
租税公課	74	自動車税、収入印紙代	
その他	213	銀行振込手数料、車検等	
	事務費計	11,883	
維持管理費	ヨット等安全管理業務費	965	船舶燃料代 421
			船舶保守点検、消耗品等 544
	清掃費	120	廃棄物処理等
	夜間休日等警備費(委託費)	9,348	夜間休日等有人警備
	保守点検費(委託費)	1,730	駐車場料金徴収機保守点検 628
			消防設備法定点検 155
			防火対象物法定点検 53
			自家用電気工作物法定点検 247
			受水槽法定点検 53
			エレベーター保守点検 315
自動ドア保守点検 156			
フォークリフト保守点検 89			
ボートキャリア保守点検 34			
修繕費	544	小破修繕	
	維持管理費計	12,707	
支出合計(B)	72,199		

3 積算価格（指定管理料）（各年度同額）

（単位：千円）

区 分	金 額	積算内訳
積算価格（指定管理料）(B)-(A)	50,729	この金額を上回る提案は失格とします。

※ 上記金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

葉 山 港

管理運営業務基準

平成 25 年 1 月

神奈川県

[目 次]

I	指定管理者が行う業務	1
II	利用承認及びこれに付随する業務	2
III	利用料金の徴収に関する業務	6
IV	施設の維持管理業務	7
V	ヨット等安全管理業務	10
VI	災害・荒天時の対応業務	12
VII	利用の促進に関する業務	14
VIII	指定管理附帯事業（神奈川県収入証紙販売業務）	17
IX	自主事業	17
	（別表第1～第5）	18

葉山港管理運営業務基準

葉山港の指定管理業務の実施に当たっては、指定管理者は、外洋に面する港の管理者として、募集要項において示された管理運営の考え方に沿って、関係法令等を遵守し、利用者間の平等利用に留意しながら公正かつ適正に管理運営を行うものとします。

I 指定管理者が行う業務

業務の区分	業務の内容	
利用承認及びこれに付随する業務	ヨットハーバー施設 (係留・陸置施設)	ヨットハーバー施設の利用承認、付随業務 ヨットハーバー施設利用の新規募集 ヨット競技会開催時の調整 舟艇上下架装置の利用承認、操作 等
	第2南物揚場	利用承認申請書の受付、県への回付 入出港届の受付、県への回付 等
	臨港道路附属駐車場	駐車場の利用承認、付随業務 駐車場管理業務 等
	港湾管理事務所 船具庫	会議室・多目的室、会議室設備、シャワー室及び船具ロッカーの利用承認、付随業務等
利用料金の徴収に関する業務	利用料金の徴収、利用料金の減免 等	
施設の維持管理業務	施設の清掃、巡視、保守点検、修繕等の業務	
ヨット等安全管理業務	出艇届の受付・管理 気象情報提供業務 出艇禁止、出艇注意指導業務 海面監視・ヨット等レスキュー業務 事故防止等安全管理業務 等	
災害・荒天時の対応業務	災害・荒天時の利用者の安全確保、施設の利用制限、大規模災害等発生時の緊急物資受入港としての対応 等	
利用の促進に関する業務	施設の広報、みなとまちづくりに向けた取組みへの協力、利用者満足度調査の実施、苦情・意見等の処理、関連団体等との調整、県への業務報告 等	
指定管理附帯事業	神奈川県収入証紙の販売・管理業務	
(自主事業)	(自主事業の実施)	

Ⅱ 利用承認及びこれに付随する業務

利用承認の業務の実施に当たっては、指定管理者は、関係法令等を遵守し、利用者間の平等利用に留意しながら公正かつ適正に行わなければなりません。

原則的な業務基準は次のとおりですが、具体的な利用承認申請の手続、提出書類（様式等）、承認の要件等については、別途、県が指定管理者と協議のうえで定める「葉山港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱（以下「要綱」という。）」に基づき行うものとし、要綱は、原則として神奈川県行政手続条例に基づき、指定管理者の審査基準として位置づけ、公表するものとします。

なお、現行の要綱は、（参考資料 10）「現行葉山港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱」のとおりです。

1 ヨットハーバー施設の利用承認及びこれに付随する業務

(1) ヨットハーバー施設

ヨットハーバー施設とは、係留施設（本港浮棧橋、新港浮棧橋、西物揚場、西中央物揚場、西船揚場）及び陸置施設（船舶保管地）をいいます。

(2) ヨットハーバー施設において利用承認を認める船舶について

利用承認を認める船舶（以下「艇」という。）は、クルーザーヨット、ディンギーヨット及びモーターボートを基本とします。

上記以外の無動力船舶等の受入れについては、海洋性レクリエーション需要の多様化や施設の公共性等を踏まえ、指定管理者の提案に基づき、県と協議のうえ、指定管理者が具体的な利用方針を定めて行うものとします。

(3) ヨットハーバー施設の利用承認に係る事務

ア 新規の一般利用（1 箇月以上の利用）

(ア) 募集方法

- ・ 1 箇月以上の利用（以下「一般利用」という。）については、指定管理者が県の承認を得て募集要項を定め、募集を行うものとします。
- ・ 直近の募集要項は、（参考資料 6）「葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集要項」のとおりです。
- ・ 施設の公共性を踏まえ、応募者が多数の場合は、原則公開による抽選を行うものとします。

(イ) 利用承認手続

- ・ 利用の承認は、申請書の記載事項、提出書類、艇の現況（申請者立会による船長の実測等）、貼付されている神奈川県収入証紙（以下「証紙」という。）の額等を確認のうえで行うものとします。

イ 継続利用について

前記アによる一般利用の利用承認の期間は、最長 1 年間です。その後、利用承認を受けた者が継続して施設を利用したい場合は、これが同一艇である場合に限り、継続利用を認めるものとします。

ウ 短期の利用（一般利用以外の利用）

短期の利用については、10日を限度に指定管理者が利用の承認を行うものとします。

施設をより多くの方に、様々な用途で利用してもらうためにも、短期利用のための施設（ビジターバース）の効果的・効率的な利用方法の提案を求めます。

(4) 減免申請時の受付等に係る事務

係留料及び陸置料の減免は県が決定します。

指定管理者は、申請者からの減免申請書及び添付書類を受け付け、県に回付する事務を行うものとします。

この場合、指定管理者は、県の減免決定を確認したうえで当該艇の利用承認を行うものとします。

(5) 利用の承認に係る各種申請に対する承認、届出の受付等

指定管理者は、利用承認艇に係る「承認事項等の変更届」の受理、「共同利用者の変更」の承認、「地位承継の届出」の受理、「権利譲渡」の承認、「利用廃止届」の受理を行います。また、「艇の変更」の承認を行うものとします。

公共の施設として、多くの方に利用の機会を提供するため、これまでも、「共同利用者の変更」、「権利譲渡」及び「艇の変更」については一定の条件を満たした場合のみ認める取扱いとしており、この条件については、指定管理者からの提案による変更はしません。

(6) 利用承認に伴う利用者指導、処分等

指定管理者は、施設内において未承認に係る船舶等を発見した場合の退去勧告、利用承認申請書の提出指導、利用承認艇に係る利用方法の変更、利用承認の取消し等を行うものとします。

こうした業務は、施設の利用秩序を維持し、適切に運営していくうえで重要なものですので、指定管理者は、公正かつ適正に業務を遂行していく必要があります。

(7) 利用承認等の管理・施設利用台帳の整備等

指定管理者は、県の提供する許認可システム等を通じて、利用承認等のデータを適正に管理し、施設利用台帳の整備等を行うものとします。

(8) ヨット競技会開催時の調整

指定管理者は、ヨットの競技会の開催希望があった場合は、競技会主催者から競技会等開催届を提出させ、施設が円滑かつ安全に利用できるよう、公共の施設での開催の趣旨に沿う調整を行い、施設の有効活用を図るものとします。

(9) 舟艇上下架装置の利用に係る業務

指定管理者は、舟艇上下架装置の利用が必要と認める場合、利用承認申請書を提出させ、申請者からの舟艇上下架装置利用料金の徴収（1箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている艇（一般利用の艇）は、舟艇上下架装置利用

料金は発生しません。) 、利用券等の交付を行うものとします。

また、舟艇上下架装置の操作は、利用券等の提示を受けて、指定管理者の職員が行うものとします。

なお、舟艇上下架装置は、舟艇上下架装置の性能等との関係から利用できる艇に限りがありますので、指定管理者は、舟艇上下架装置利用方針を定めて対応するものとします。

2 第2南物揚場の利用承認申請書の受付及び回付等の業務

(1) 第2南物揚場の利用承認申請書の受付及び回付等の業務

指定管理者は、第2南物揚場の利用希望があったときは、利用目的、当該船舶の船種、船長、船幅、喫水等の諸元等を確認し、利用による施設の損傷等が生じないこと等を十分に確認のうえ、県に連絡し、必要な調整を行うとともに、利用承認申請書の提出があったときは、記載内容、提出書類、貼付されている証紙の額等を確認のうえ受け付け、県に回付します。

船舶が接岸するときは、第2南物揚場の利用に支障が生じないように、歩行者等に対して注意喚起を行うなど、安全な施設利用に向けて指導等を行うものとします。

(2) 入出港届の受付及び回付等の業務

指定管理者は、条例第14条に基づき、総トン数5トン以上の船舶（漁船を除く。）の葉山港への入出港に係る届出を受け付け、県に回付します。

指定管理者が支障ないと認める場合は、西物揚場、西中央物揚場にもヨットやそれ以外の船舶の一時係留を認めることが可能です。この場合も、総トン数5トン以上の船舶については、入出港届を提出させるものとします。

3 臨港道路附属駐車場の利用承認及びこれに付随する業務

(1) 業務実施の考え方

指定管理者は、臨港道路附属駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に当たっては、場内の駐車台数管理に特に注意し、利用困難スペースの発生を防ぐため適宜駐車場所の指示を行うものとします。

駐車場の利用券の発行は県がリースする駐車券発券機により行い、利用料金の徴収及び領収証の発行は、県がリースする自動料金徴収機により行います。ただし、場内が混雑するときは適宜指定管理者の職員が駐車場の出口において料金徴収を行うものとします。

指定管理者は、駐車券発券機等の設備の維持管理を適切に行うとともに、無人時におけるトラブル等に対しても速やかに対処できるような体制を整え業務を行うものとします。

(2) 駐車場管理業務

ア 指定管理者は、駐車券発券機等の機械の日常点検を行うとともに、定期

メンテナンス、消耗品（駐車券、駐車レシート）の発注及び補充を行うものとし、特に、入口及び出口に設置されている駐車バーについては、損傷に備えて常に在庫を確保するなど、不測の事態に備えるものとし、

円滑な駐車場運営を行うため、釣り銭切れ、駐車券切れ、駐車レシート切れとならないように注意するとともに、濡れている紙幣の使用による自動料金徴収機の紙詰まりや機械の誤動作による料金表示の誤りが発生した場合は、迅速に対処するものとし、

なお、やむを得ず利用料金を超過する現金を受けた場合は、次のとおり対応するものとし、

(ア) 県に対し、速やかに事故報告を行い、指定管理者が責任をもって保管すること。

(イ) 最低3箇月間は管理事務所の掲示板や窓口等で超過現金情報を周知すること。

イ 指定管理者は、駐車場利用者への各種案内、苦情処理、車両誘導及びこれに伴う場内整理を行うものとし、

その他駐車場の利用の細則、利用者への遵守事項等は、年度協定において、「葉山港駐車場管理規程」を定めるものとし、（現行の規定は（参考資料11）「現行葉山港駐車場管理規程」のとおりです。）

なお、高潮、高波等により駐車場内に越波が予想されるときは、駐車車両を場外に速やかに誘導し、臨時に駐車場の閉鎖を行うなど、利用上の安全確保を図るものとし、

(3) 緑化協力金制度への協力について

県では、みどり行政推進のため（参考資料12）「緑化協力金制度実施要綱」に基づき、県立施設等の駐車場利用者から、車種に関係なく1台あたり20円の任意の寄附をいただくことを基本に、地球温暖化防止や緑の保全を呼びかける緑化協力金制度を導入しています。指定管理者は、臨港道路附属駐車場において、指定管理業務と別に、県自然環境保全課及び公益財団法人かながわトラスとみどり財団との「緑化協力金に係る協定」による、緑化協力金の取扱いに協力するものとし、

4 港湾管理事務所・船具庫の利用承認及びこれに付随する業務

(1) 利用承認対象施設・設備

港湾管理事務所・船具庫において、利用承認の対象となる施設・設備は次のとおりです。

ア 港湾管理事務所：会議室、多目的室、会議室設備、シャワー室

イ 船具庫：船具ロッカー

(2) 港湾管理事務所・船具庫の利用承認について

指定管理者は、利用希望者からの利用申込を受け、会議室等の利用承認、利

用料金の徴収を行うものとします。

利用承認に当たっては、利用者間の平等利用に留意しながら公平かつ適正に行うものとします。

(3) 利用承認に伴う利用者指導・処分

指定管理者は、利用終了後、備品が原状に回復されているか等を確認するものとします。

また、利用に際して、風紀を乱すおそれのある利用や他の利用者へ迷惑を与える行為を発見した場合等は、適宜指導を行い秩序維持に努めるものとします。

Ⅲ 利用料金の徴収に関する業務

駐車場、会議室、会議室設備、シャワー室、船具ロッカー、舟艇上下架装置について、利用料金制を導入します。利用料金は、指定管理者の収入となります。

なお、係留料及び陸置料は利用料金制を導入せず、引き続き県の収入とします。

1 利用料金の徴収

利用料金の徴収に当たっては、指定管理者において、徴収手続きに関する規程等を定め、適正に取り扱うとともに、事故防止に努めるものとします。

利用料金の徴収及び保管については、然るべき責任者を置いて適正な管理を行うものとします。

駐車場利用料金を除く利用料金は、前納とします。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを後納させることができます。

駐車場利用料金は、駐車場の利用が終了した後、自動料金徴収機により、納付させるものとします。ただし、場内が混雑するときは適宜指定管理者の職員が駐車場の出口において料金徴収を行うものとします。

2 利用料金の決定

利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めるものとします。

3 利用料金の減免

指定管理者は、利用料金の減免について、知事の承認を得て定めた基準により、公正かつ適正に行うものとします。

利用料金を減免する場合には、減免整理簿を作成し管理するものとします。

なお、駐車場利用料金については、次の減免基準を必ず適用していただきます。

また、減免による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。（ただし、下記(2)ウについては、別途協議のうえ、合理性が認められる範囲で補填等の措置を行うものとします。）

< 駐車場利用料金につき、必ず適用する減免基準 >

(1) 減額するもの（利用料金額の 10 分の 5）

ア 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の所持者が乗車する車両

イ 神奈川県電気自動車認定カードの交付を受けた車両

(2) 免除するもの（利用料金額の全額）

ア 港湾に係る公務のための車両

イ 港湾の建設、改良、維持または復旧の工事のための車両

ウ その他あらかじめ知事が特に指定した車両

また、現行の減免規定は、上記のほか下記のとおりです。

「地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき。」（現行条例第 12 条第 1 項第 5 号）

4 利用料金の不還付の決定

既に納付された利用料金は、還付しないものとします。ただし、指定管理者が災害その他特別の事情により施設を利用することができないと認めたときは、この限りではありません。

5 その他

指定管理者は、県が港湾事業等で駐車場等の施設を占有する場合には、施設の臨時閉鎖・利用制限に協力するものとします。なお、その際の損失補填等の運営事項については、事前に県と指定管理者で協議することとします。

IV 施設の維持管理業務

指定管理者は、各施設の安全、衛生、機能の各面からの確保がなされ、施設の快適な利用ができるよう各施設を適切に維持管理します。

1 清掃業務

指定管理者は、利用者が常に安全かつ快適に利用できる環境を維持するために必要な清掃を実施するものとします。

清掃の範囲は、専用利用を承認している一部の施設（現在は、研修室の一部を専用利用承認しています。）を除く指定管理者が維持管理する全エリアとし、清掃業務は、別表第 1（別紙 5-18）の水準を満たすものとします。

2 巡視業務

指定管理者は、施設の目視等による点検及び異常の有無の確認、施設利用者の禁止行為への注意等を中心に巡視を行います。

巡視の範囲は、指定管理者が維持管理する全エリアとし、巡視業務は、別表第

2（別紙 5-20）の水準を満たすものとします。

なお、夜間及び休港日の警備は、有人で実施するものとします。（現在は、指定管理者が業務委託により実施しています。）

3 保守点検業務

指定管理者は、施設・設備等を安全に使用するため、別表第 3（別紙 5-21）の水準に基づき設備等について保守点検等を実施します。

フォークリフトについては、平成 25 年度までは県でリース契約をしていますが、平成 26 年度以降は指定管理者がリース契約等により必要なフォークリフトを調達していただきます。

調達方法については、あらかじめ県と協議するものとし、指定管理料により新たに購入する場合には、県が管理施設の継続的な運営に必要と認めた場合、指定期間終了時に県へ無償譲渡するものとします。

舟艇上下架装置、フォークリフト、ボートキャリアなど、日常的に使用する設備や物品等については、日常点検を欠かさず、常に円滑に使用できるよう必要な部品の交換等を行い、故障が生じたときは、速やかに修理するものとします。

会議室やシャワー室の備品等、一般利用に供するものについては、特に細心の注意を図り、点検・修繕等を行い、利用者が常に安全に利用できる状態を保持するものとします。

4 修繕業務

指定管理者は、施設利用者が安全かつ快適に施設が利用できるよう、常時施設の状況について確認するものとします。特に、台風の通過後や、暴風雨、強風の後には、施設の状況を速やかに点検し、県に報告するものとします。

施設の不具合を発見したときは、速やかに、修繕を行うものとします。

1 件の修繕に関し、費用が 30 万円未満のものについては指定管理者が行い、これを超過すると認められるものは、見積書を添付（明らかに 30 万円以上と認められる場合を除く。）して県に修理を依頼することとします。

なお、自然災害等による修繕についても、原則として上記によるものとしますが、修繕箇所が多く一度に多額の費用を要する場合は、別途県と協議のうえ、合理性が認められる範囲で別の方法をとることができるものとします。

5 その他

(1) 光熱水費の支払い

指定管理者は、管理施設に係る光熱水費の支払いを行うものとします。

なお、自動販売機の設置に伴う電気料については、設置業者の負担となりますので、子メーターにより電気使用量を確認し、設置業者から電気使用量相当分の電気代を徴収のうえ、指定管理者がまとめて支払いを行うものとします。

※ 県では、東日本大震災以降の電力の供給不足に対応するために、継続的に電力・節電対策に取り組んできたところですが、電力需給は依然として予断を許さない状況にあり、これらの課題に対処すべく、県自らの取組みとして、数値目標を設定し率先した対策を実施しております。指定管理者に対しても、葉山港における節電目標達成に向けた取組み等、同様の取組みを求めることがありますので、協力していただきます。

(2) 保険の付保

管理業務の実施にあたり、指定管理者には施設賠償責任保険及び自動車管理者賠償責任保険を付保していただきます。指定管理者が最低限付保していただく補償内容は、次のとおりです。

ア 施設賠償責任保険 対人3億円、対物1億円

イ 自動車管理者賠償責任保険 6,860万円

なお、任意加入の自動車・船舶保険については、指定管理者が物件の利用状況等に応じて加入していただきます。

(3) 防火管理

指定管理者は、防火管理者を選任するなど防火管理体制を整備し、防災訓練等を実施するものとします。

(4) 物品の管理

ア 貸付物品

指定管理者は、貸付物品一覧表を整え、施設の運営に支障をきたさないよう、善良な指定管理者の注意義務をもって維持管理を行うものとします。

また、管理物品について、貸付物品一覧表と現物を照合のうえ、毎年3月末までに県に報告するものとします。

イ 自動車

指定管理者は、下記自動車の管理について、アの事項を遵守するとともに、車検、年次検査（車検年以外の年）、自賠責保険の更新、自動車税・自動車重量税の支払いを行うものとします。

- ・車名：トヨタプリウス
- ・初度登録年月：平成22年7月
- ・総排気量：1.79L

(5) 遺失物等の取扱い

指定管理者は、遺失物等を拾得した場合または利用者から拾得物を受け取る場合には、拾得物台帳を作成し、遺失物法に基づいて適切に処理するものとします（不明な点は所管警察署と相談し処理してください。）。

管理事務所において一定期間保管する場合には、保管中は掲示板や窓口等において遺失物等の内容（種類、特徴、拾得の日時・場所等）を周知し、該当者が判明した場合には、該当者から受領書への署名（氏名、連絡先等）を受け、返還するものとします。

遺失物等を警察署に提出した場合には、提出した遺失物等の内容の情報提供

に努めるものとします。

現金を拾得した場合は、港湾管理者としての県の収入となるものではないため、指定管理業務・指定管理附帯事業に係る経理とは区別して金庫等に保管するものとします。

拾得物台帳は、指定期間終了後は、次の指定管理者に引き継ぐものとし、指定期間終了時に存在する遺失物等の管理方法等については、次の指定管理者と別途協議するものとします。

(6) 自動販売機に係る釣り銭切れ等の対応協力

葉山港に設置する自動販売機は、県が直接、事業者と賃貸借契約を締結します。

指定管理者は、利用者から釣り銭切れや商品補充等の連絡・要望等があった場合には、速やかに設置業者へ連絡し、対応を求めるようご協力をお願いします。

V ヨット等安全管理業務

指定管理者は、ヨットハーバーとして必要な利用者の安全管理を中心としたサービス業務等を実施します。

なお、指定管理者は、ヨット利用やヨット航海などのアドバイスができる職員を配置するものとします。

1 ヨット等安全管理・サービス業務

(1) 出艇届の受付及び管理

指定管理者は、利用承認艇の出艇、帰港状況について把握するため、利用者から出艇届を提出させるとともに、帰港時には、帰港したことを報告させ、出艇届に帰港日時を記入させるものとします。

また、指定管理者は、利用承認艇の利用状況や標識貼付等について確認し、必要な指導等を行うものとします。

なお、出艇届は、利用者の安全管理上重要なものであり、また、その出艇件数は、利用者が艇の変更をする場合の要件となることから、その提出については、十分指導してください。

(2) 気象情報提供業務

指定管理者は、利用者の安全を確保するため、消防本部、地方气象台、気象情報収集装置等により随時気象情報を収集し、管理事務所前に気象情報を掲示する等により利用者に対して気象情報の提供を行うものとします。

(3) 出艇禁止、出艇注意指導業務

指定管理者は、横浜地方气象台から強風、波浪、高潮、濃霧及び暴風の注意報または警報が発表された場合等の危険な場合は、港内放送及び標識（吹き流し）を港湾管理事務所屋上に掲示すること等により、艇（船舶安全法に基づく

船舶検査を受ける船舶等を除く。) に対して「出艇禁止指導」を行います。また、今後、出艇禁止に達する可能性があり、危険が予想される場合は「出艇注意指導」を行うものとします。

(4) 時間外の施設利用

指定管理者は、ヨットハーバー施設の開場時間外における立入希望者及び係留施設内における宿泊希望者に対しては、あらかじめ届出書を提出させるものとします。

(5) 海面監視・ヨット等レスキュー業務

指定管理者は、施設の利用が多い日、ヨットレース開催時、出艇届が提出された艇が利用の事務終了時刻となっても帰港の報告がなかった場合等、安全管理の観点から必要に応じて海面監視等の海上パトロールを実施するものとします。

この海上パトロールに使用する船舶（以下「救助艇」という。）は、業務開始までに指定管理料と別に、指定管理者の負担において用意するものとします。（指定期間中に救助艇を更新する場合も、その費用は指定管理者の負担とします。）

救助艇は、新港浮棧橋（1バース：船長 17メートル以内、船幅 4.6メートル以内）及び船舶保管地（陸置バース）を利用でき、利用料は免除します。

ア 業務の内容

航行中のヨット等に対して、救命胴衣の装着、乗船定員・帆走ルールの遵守、標旗掲出等の確認を行うとともに、漁業施設・漁船等に接近した場合の注意、気象悪化による帰港指導等を行うものとします。

イ パトロールの区域

ヨットの出艇状況等を踏まえ、指定管理者が定めるものとします。

ウ 留意事項

救助艇は、船舶安全法に基づく装備品及び海上保安庁の指定する安全パトロール艇として必要な装備品を確保することとします。

また、救助艇は、船舶免許を有する者が操船し、救助時を考慮し、複数の者が乗船するものとし、出動時には、救助艇であること明示するための旗等を掲げるものとします。

(6) 利用助言、作業援助等の業務

指定管理者は、工具貸出等施設利用に係る助言業務、陸置艇の水際・斜路等における作業援助等の業務を行うものとします。これらの業務の遂行には、フォークリフト運転免許が必要となります。

2 事故防止等安全管理業務

(1) 事故防止等の対応

指定管理者は、事故防止のため、事故防止に関するマニュアルを作成するとともに、常日頃から港内放送、海面監視等により事故防止に努めるものとします。

す。

(2) 事故等の緊急事態が発生した場合の対応

事故等の緊急事態が発生した場合は、指定管理者は、速やかに必要な措置を講じるとともに、あらかじめ定められた県の連絡先に対して緊急事態の内容を報告するものとします。

内容の詳細は、緊急事態の収束後、速やかにとりまとめ、県に報告するものとします。

VI 災害・荒天時の対応業務

災害・荒天時に、緊急事態が発生したときまたは発生のおそれがあるときは、指定管理者は、利用者の安全確保、施設の利用制限等の対応をとるものとします。

1 災害・荒天時の配備基準・連絡体制等

(1) 配備基準

指定管理者は、別表第4及び別表第5（別紙5-23）の配備基準に基づき、葉山港に職員を参集または速やかな参集に備え連絡待機させるものとします。

(2) 緊急連絡体制等の整備

県へ被害状況報告等を迅速かつ適切に行うため、県及び指定管理者との間における緊急連絡体制、業務体制、関係機関との連携・協力体制等を指定期間開始までに定め、内容に変更があった場合には、速やかに内容変更を行うものとします。

(3) 行動マニュアルの作成

指定管理者は、（参考資料13）「現行津波発生時行動マニュアル」を基本に、津波発生時にとるべき利用者の避難誘導等の行動手順や利用者の避難場所等の行動マニュアルを県と協議のうえ作成するものとし、その他の災害・荒天時の対応についても、津波発生時行動マニュアルに準じて行動マニュアルを作成するものとします。

(4) 指定管理者職員の避難ルールの設定

指定管理者は、津波発生時には利用者の避難対応を最優先に行う必要がありますが、指定管理者職員自身の身の安全を確保することも必要です。

そのため、避難誘導等の対応は、予想される津波到達時間を考慮しつつ、職員の安全が確保されることを前提としたうえで行うことを基本とし、指定管理者職員の避難手順等についても、あらかじめ行動マニュアル等でルール化し、全職員に十分な周知徹底を図るものとします。

(5) 津波等の災害時避難訓練の実施

指定管理者は、津波等の災害時に備え、年1回以上、津波等の避難訓練を実施するものとします。

実施に当たっては、毎年度の事業計画で避難訓練計画を定め、たうえで実施するものとします。また、利用者、関係機関と積極的に連携・協力して行うものとし

ます。関係機関から避難訓練の協力要請があった場合にも、積極的に参加してください。

実施結果は、月例報告及び実績報告書において県へ報告するものとします。

2 災害時の対応

(1) 初動対応

指定管理者は、地震の規模や津波警報等の発表の有無等をテレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等により迅速に情報収集し、津波警報等が発表された場合など津波来襲のおそれがある場合には、港内放送及び標識（吹き流し）を港湾管理事務所屋上に掲示すること等により、艇の「出艇禁止指導」及び海上の艇に対する情報周知に努めるとともに、利用者をあらかじめ定めた避難場所等へ迅速に避難誘導を行い、施設利用者の安全確保に最大限努めるものとします。

(2) 施設の利用制限

指定管理者は、利用者の避難に支障をきたさないよう、次のような場合で指定管理者が必要と認める場合には、駐車車両の出庫禁止及び駐車場の利用中止の措置をとるものとします。

- ・津波警報・注意報が発表された場合
- ・災害により施設に著しい損傷があり通行が困難な場合
- ・近隣道路が通行止めとなり通行が困難な場合
- ・その他指定管理者が必要と認める場合

(3) 施設点検、県への報告等

指定管理者は、災害発生時には（津波の場合は、津波警報・注意報の解除後）、災害の状況に応じて巡視、点検等の作業を行い、必要な措置をとるとともに、随時、被害状況を県に報告するものとします。

(4) 大規模な災害等が発生した場合の対応（緊急物資受入港としての対応等）

指定管理者は、大規模な災害等が発生した、または発生するおそれがある場合には、葉山港が神奈川県地域防災計画に定める緊急物資受入港及びヘリコプター臨時離着陸場として機能するよう県が行う施設の利用制限に協力するとともに、利用者等への必要な指導等を行うものとします。

(5) その他の災害対応

指定管理者は、上記以外に、県や葉山町等から要請があった場合には、県や葉山町等に協力していただくとともに、要請がない場合においても、災害等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、県民等の安全確保のため、自らの判断により、適切な災害対応に努めていただきます。

(6) 費用負担等

(1)から(3)の業務に係る費用は指定管理者が負担するものとします（施設の修繕については、IV-4による。）。ただし、多大な損害・損失が生じ、多額の費用を要する場合には、別途県と協議のうえ、合理性が認められる範囲で県が負担する

こととします。

(4)及び(5)の対応に伴い発生した損害・損失や費用等については、別途協議のうえ合理性が認められる範囲で県が負担することとします。

3 荒天時の対応

(1) 初動対応

指定管理者は、越波する可能性のある施設については、十分注意するとともに、施設利用者の状況、艇の保管状況、車両の駐車状況等の確認を行い、施設利用者に対し、避難誘導を行うなど、施設利用者の安全確保に最大限努めるものとします。

また、横浜地方気象台から強風、波浪、高潮、濃霧及び暴風の注意報または警報が発表された場合等の危険な場合は、港内放送及び標識（吹き流し）を港湾管理事務所屋上に掲示すること等により、艇（船舶安全法に基づく船舶検査を受ける船舶等を除く。）に対して「出艇禁止指導」を行います。また、今後、出艇禁止に達する可能性があり、危険が予想される場合は「出艇注意指導」を行うものとします。

荒天時は、船舶が施設内に避難してくることがあるので、指定管理者は、避難船舶の円滑な利用に配慮するものとします。

(2) 施設の利用制限

指定管理者は、越波等により、施設の通常の利用が困難と認められる場合、またはそのおそれがある場合は、駐車車両の場外への誘導、施設の全部または一部の利用中止等の措置をとるものとします。

(3) 施設点検、県への報告等

指定管理者は、気象状況に応じて、巡視、点検、気象観測装置の確認等の作業を行い、必要な措置をとるとともに、荒天がやんだ後は、速やかに被害状況をとりまとめたうえで県に報告するものとします。

(4) 費用負担等

上記業務に係る費用は指定管理者が負担するものとします（施設の修繕については、IV-4による。）。ただし、多大な損害・損失が生じ、多額の費用を要する場合には、別途県と協議のうえ、合理性が認められる範囲で別の方法をとることができるものとします。

VII 利用の促進に関する業務

指定管理者は、県民利用施設である葉山港が、幅広い県民の方々に利用され、満足してもらえるように、「開かれた港湾」としての利用の促進に関する業務を実施します。

1 施設の広報

指定管理者は、施設の広報、パンフレット作成、ホームページの開設その他葉山港の利用促進に関する業務を行うものとします。

指定管理業務を行う際は、葉山港が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット・ホームページに指定管理者名等を表示するものとします。

(表示例) 葉山港は、指定管理者である〇〇が管理・運営を行っています。

連絡先 指定管理者 〇〇 電話 〇〇
神奈川県横須賀土木事務所 電話 046-853-8800

2 みなとまちづくりに向けた取組みへの協力

指定管理者は、港湾の活性化のため、施設管理者として、港湾を活用したみなとまちづくりが円滑に進むよう、みなとまちづくり協議会への参画等必要な協力、助言を行うものとします。

3 利用者満足度調査の実施

指定管理者は、施設の利用者の意見を聞き、より良い管理に向けた検討を行うため、利用者満足度調査を次の方法により行うものとします。利用者からの回答が確実に得られるよう積極的に取り組むものとします。

利用者満足度調査の結果は、モニタリングに活用します。

ア 簡易アンケート

施設の窓口に常時アンケート用紙を備え、利用者に記入していただく等、簡便な方法で随時実施するものとします。

イ 詳細アンケート

アンケート用紙を利用者に一斉に送付し、回収・分析する等、詳細な内容で定期的実施するものとします。

詳細アンケートは、イベント等の実施時に来場する利用者のほか、利用者懇談会等で葉山港の主たる利用者（ヨット利用者・港湾管理事務所利用者）に対しても実施するものとします。

4 苦情・意見等の処理

指定管理者は、施設の利用者等からの苦情・意見等の受付及び処理を行い、その概要や対応等について管理日報に記録し、県へ報告していただきます。

ただし、処理困難なものは、意見を付したうえで報告し、県の処理方針に従い対処するものとします。

5 施設利用に関する調整及び受付

指定管理者は、管理施設に関し、条例第3条第1項ただし書きの行為制限に係る許可申請、条例第5条第1項の専用利用承認申請、地方自治法第238条の4第

7 項の行政財産の目的外使用許可申請等の相談の受付及び当該相談に係る県との連絡調整並びに申請書の受付及び県への回付を行います。

なお、ロケーションの撮影等の一時使用に対しては、要綱に従い、「葉山港一時使用届」の提出を求め、適切な指導を行うとともに、県に連絡するものとしません。

6 関連団体等との適切な調整

指定管理者は、漁業者、漁業協同組合、サービス事業者、利用者団体、マリナー事業者等の葉山港で活動している関係団体及び観光協会、周辺の自治会等との総合調整を行うとともに、港湾内における利用秩序の維持に努めるものとします。

7 統計等各種調査業務

指定管理者は、県の指示により、港湾統計、マリナー利用状況調査等の各種調査業務に係るデータの収集及び取りまとめを行うものとします。

8 県への業務報告

(1) 日報・月報の作成及び報告

指定管理者は、業務の実施にあたって、「管理日報」を作成して実施状況を把握するとともに、管理日報に基づき「管理月報」を作成し、翌月の10日までに、県へ報告するものとします。

(2) 実績報告書等の提出

ア 上半期・下半期実績報告書等

指定管理者は、10月及び4月の20日までに、基本協定書に基づき、上半期・下半期業務実績報告書等（管理業務の実績を記載した実績報告書、財務書類及びその他県が必要と認める書類）を提出するものとします。

イ 年間実績報告書等

指定管理者は、毎会計年度（4月1日から3月31日まで）終了後20日以内に、基本協定書に基づき、年間実績報告書等（管理業務の実績を記載した実績報告書、財務書類及びその他県が必要と認める書類）を提出するものとします。

(3) 事業計画書等の提出

指定管理者は、2年目以降の業務を行うにあたって、前年度の7月下旬までに、次年度の事業計画、人員配置計画及び収支計画を策定して県に提出し、協議を行うものとします。

(4) 実績報告書及び事業計画書等の公表

県と指定管理者は、毎年度の実績報告書及び事業計画書等を、それぞれのホームページに掲載し、県民への周知に努めるものとします。

9 県所管港湾連絡調整会議への参加

県では、県所管4港湾（湘南港・葉山港・大磯港・真鶴港）の関係機関（県・各指

定管理者)が連携し、円滑かつ適切な管理運営を図るため、県所管港湾連絡調整会議を設置し、不定期(平成23年度は3回開催)に開催しますので、構成員としての参加をお願いします。

VII 指定管理附帯事業(神奈川県収入証紙販売業務)

県の収入となる係留料及び陸置料の納付は、納付額に相当する額の証紙を申請書に貼り付けることによることとしています。

そのため、指定管理者は、指定管理業務に附帯する事業(指定管理附帯事業)として証紙の販売業務を行うものとします。

本事業実施に当たっては、指定管理者の指定とは別に、知事から別途、証紙販売者の指定を受ける必要があります。

なお、証紙の販売手数料収入(指定管理附帯事業収入)は、収入証紙に関する条例施行規則第9条により、販売者(ここでは指定管理者となります。)が買い受けた証紙の金額の100分の3.78の金額(買受け金額が25億円以下の場合)とされています。

指定管理附帯事業収入は、利用料金収入とあわせて収支計画に位置づけるものとします。

VIII 自主事業

指定管理者は、指定管理業務とは別に、あらかじめ知事の承認を受け、港湾の振興及び県民サービス向上のため、葉山港の施設目的に合致する範囲内で、自己の責任と費用において自主的な提案事業(自主事業)を実施することができます。

この事業にかかる経費は、全て指定管理者が負担するものとし、指定管理料から経費を充当することはできません。

この事業実施のために葉山港の施設を使用する場合、別途条例等に基づく承認等の手続が必要となる場合があります。

この場合、葉山港の施設を使用するために必要な使用料等を負担することになります。

ただし、公共的・公益的な業務で採算が合わないことが確実と見込まれる業務については別途協議により使用料等が減免される場合もあります。

なお、自動販売機の設置については、県が直接、事業者と賃貸借契約を締結するため、自主事業として実施することはできません。

別表第1 (IV-1条関係)

清掃業務実施水準

1 屋外施設

施設等の名称		面積	実施頻度	実施項目	実施内容
船舶保管地		7,562㎡	毎日 (開港日)	<ul style="list-style-type: none"> 塵芥物の除去 汚物、危険物の除去 施設の水洗い(随時)等 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が安全かつ快適に利用できるよう常に清潔を保つこと。 ごみが無く、汚れが目立たない程度の清掃に努めること。 コンクリート面は塵芥、汚物の收拾清掃を行い、必要に応じて水洗いを実施すること。 ごみの収集は、屑籠内はもとより、周辺の散乱ごみの収集も行うこと。 収集したごみ類は分別のうえ、適切に処理すること。 放置物の処理、遺失物の管理を適正に行うこと。 便所は水洗いし、よく拭き取り、常に清潔に保つこと。
防波堤		2,925㎡			
緑地・緑道		3,057㎡			
護岸・係留施設		7,901㎡			
臨港道路附属駐車場		5,500㎡			
臨港道路		2,167㎡			
公衆トイレ	みなとの広場	43㎡		<ul style="list-style-type: none"> 床面掃き ブラシ清掃 水洗い、水拭き 消耗品補充 汚物処理、ゴミ回収 便器清掃 鏡拭き 水つまりの防止等 	
	導入部緑地	55㎡			
船揚場(斜路)		842㎡	月2回	<ul style="list-style-type: none"> 漂着物(海草、藻等)の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 斜路の海苔取りは、スロープクリーナーを操作すること等により干潮時等に行うこと。
泊地(水面)		35,441㎡	随時	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の水面浮遊物の除去 	<ul style="list-style-type: none"> 海上から流入したゴミの除去に努め、清潔に保つこと。 海面清掃は、陸上からだけでなく、船舶により海上からも行うこと。 台風の通過後等で流木等が泊地内に大量に流入した場合には、県と協議のうえ対応すること。 油漏れ等の際には、速やかにオイルマット、オイルフェンス等を展張し、被害の拡大の防止に努めるとともに、県へ直ちに報告を行うこと。
緑地		1,851㎡	年2回	<ul style="list-style-type: none"> 草刈り、除草 樹木剪定 	<ul style="list-style-type: none"> 葉山港の環境を損なわないよう、景観に配慮し行うこと。 草刈りは、刈払機を用いるか手刈りにより刈り取ること。 雑草は、根元より抜き取ること。

2 屋内施設（港湾管理事務所・船具庫）

施設等の名称	面積	実施頻度	実施項目	実施内容
アプローチデッキ オープンデッキ	246 m ²	毎日 (開港日)	<ul style="list-style-type: none"> ・床面掃き ・モップ清掃 ・ゴミ回収 ・ワックスがけ (年2回) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・机、椅子等は整理整頓し、清潔な状態を保つこと。 ・床、壁面、カーテン等をよく拭く等常に清潔に保つこと。 ・放置物の処理、遺失物の管理を適正に行うこと。 ・便所は水洗いし、よく拭き取り、常に清潔に保つこと。 ・塩等の付着によるシャワー設備の腐蝕防止に努めること。 ・排水口の目づまり等による水のオーバーフローが生じないように特に留意すること。 ・ワックスは、備品等を移動しゴミ等を取り除いた後絞りモップで拭き、特に汚れた場所は洗剤で洗浄しその水気を十分に拭き取ること。 ・洗剤及びワックスは、分解性の高い洗剤など、環境に配慮したものを使用すること。
ロビー エントランスホール	87 m ²			
事務室	86 m ²			
ブリッジデッキ 警備室	70 m ²		<ul style="list-style-type: none"> ・床面掃き ・ブラシ清掃 ・水洗い、水拭き ・消耗品補充 ・汚物処理、ゴミ回収 ・便器清掃 ・鏡拭き ・水つまりの防止等 	
廊下、階段	219 m ²			
1階トイレ	29 m ²			
2階トイレ	29 m ²		<ul style="list-style-type: none"> ・床面掃き ・モップ清掃 ・ゴミ回収 ・備品類の整理整頓 ・ワックスがけ (年2回) 等 	
3階トイレ	29 m ²			
更衣室・シャワー室	111 m ²			
会議室A・B	102 m ²		<ul style="list-style-type: none"> ・床面掃き ・モップ清掃 ・ゴミ回収 	
みんなのへや	100 m ²			
研修室A・B	100 m ²			
多目的室A・B	196 m ²		<ul style="list-style-type: none"> ・床面掃き ・モップ清掃 ・ゴミ回収 	
船具庫	203 m ²			
窓ガラス・窓枠	245 m ²	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラス・窓枠の水洗い、水拭き 	<ul style="list-style-type: none"> ・塩害による腐食等を防ぐため、水洗い、水拭きを行うこと。（外面も含む。）
空調設備	—		<ul style="list-style-type: none"> ・フィルター清掃 (年2回) ・修繕等 	<ul style="list-style-type: none"> ・故障時の修繕対応等を適切に行うこと。

別表第2 (IV-2条関係)

巡視業務実施水準

1 屋外施設

施設等の名称	実施頻度	実施項目	実施内容
ヨット係留施設 ヨット陸置施設	毎日	<ul style="list-style-type: none"> 艇の確認(放置防止、盗難防止) 	<ul style="list-style-type: none"> 艇の位置等を確認し、未承認艇の放置等を発見した場合には、速やかに必要な対応を行うこと。
全施設		<ul style="list-style-type: none"> 施設の保全(施設・備品等の点検確認、施錠、火気防止、修繕箇所の確認等) 不審者、立入禁止区域内立入者への指導 	<ul style="list-style-type: none"> 破損箇所等を発見した際には、速やかに必要な対応を行うこと 水道管の破損、水栓の故障、締め忘れ等による水漏れがないか特に注意すること。 危険行為者や秩序を乱す者に対しては、施設の利用の中止や利用方法を変更させる等適正に対処すること。 事故を発見したときは、速やかに関係機関と調整を図り、事故報告書を作成し、直ちに県に報告すること。
外灯	随時	<ul style="list-style-type: none"> 電源スイッチ、点灯、照度の確認 ポールの腐食、汚れ等の点検確認 	<ul style="list-style-type: none"> 目視により適宜確認すること。

2 屋内施設

施設等の名称	実施頻度	実施項目	実施内容
会議室・多目的室、 トイレ、廊下、階段、 船具庫 等	毎日 (開港日)	<ul style="list-style-type: none"> 不審者への指導 飲食行為への指導 	<ul style="list-style-type: none"> 危険行為者や秩序を乱す者に対しては、退所指導等適切に対処すること。 備品や設備の破損がないか特に注意すること。
みんなのへや		<ul style="list-style-type: none"> 独占排他的な利用の排除 	<ul style="list-style-type: none"> 他の自由使用を妨げる利用に対しては、利用方法を変更させる等適正に対処すること。
更衣室・シャワー室		<ul style="list-style-type: none"> 忘れ物の確認 不審者への指導 長期独占的な利用者への指導 	<ul style="list-style-type: none"> 備品や設備の破損がないか特に注意すること。 衣類、石けん等利用者の忘れ物がないか特に注意すること。 不審者等の侵入がないか特に注意し、発見した際には退所させる等適切に対処すること。 長期独占的なロッカー施設の利用がされないよう留意すること。

別表第3 (IV-3条関係)

設備保守点検業務実施水準

項目	設備内容	点検項目及び内容	頻度	備考
駐車場自動料金システム(自動料金徴収機)	<ul style="list-style-type: none"> ・全自動料金徴収機 ・駐車券発券機 ・カーゲート ・監視カメラ ・光電感知器 ・入口表示灯 ・出庫注意灯 等 	○各設備の保守点検	年4回	
消防用設備	<p>【港湾管理事務所】</p> <p>①消火器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧式粉末消火器 8本 <p>②自動火災報知設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P型1級火災受信機 1台 ・P型1級発信機 3個 ・表示灯 3個 ・差動式スポット型感知器 36個 ・定温式スポット型感知器 6個 ・光電式スポット型煙感知器 5個 ・音響装置 3個 ・電源装置・配線 1式 <p>③非常放送設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常放送用アンプ(120W) 1台 ・非常用スピーカー 40個 ・電源装置・配線 1式 <p>④避難器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・折畳み式避難梯子 2台 <p>⑤誘導灯及び誘導標識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難口誘導灯 15台 ・室内通路誘導灯 2台 ・避難口標識 1枚 ・配線 1式 <p>⑥防火防煙設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火扉 1台 ・防火シャッター 3台 ・連動操作盤 1台 ・手動軌道装置(手引きワイヤー) 3台 ・煙感知器 3個 ・電源装置・配線 1式 <p>【船具庫】</p> <p>①消火器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧式粉末消火器 3本 <p>②誘導灯及び誘導標識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難口誘導灯 2台 ・配線 1式 	○消防法第17条の3の3に基づく定期点検	<p>年1回 (総合点検)</p> <p>年2回 (機器点検)</p>	法定点検
防火対象物	港湾管理事務所 (延床面積 1167.79 m ²)	○消防法第8条の2の2に基づく定期点検	年1回	法定点検

項目	設備内容	点検項目及び内容	頻度	備考
電気設備（自家用電気工作物）	設備：受電設備、配電設備 設備容量：250KvA 契約電力：50KW 受電電圧：6,600V	○月次点検 （保安管理）	隔月1回	法定点検 （電気事業法）
		○年次点検 （保安管理）	年1回	
受水槽	港湾管理事務所受水槽室 設備容量：9 m ³	○条例*第16条に基づく管理・点検 ・受水槽内・周辺の清掃 ・異物進入防止装置 ・通気管、排水管、自動機器等の設備点検 ・受水槽の排水、張水、消毒 ・水質検査	年1回	法定点検 ※小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例
エレベーター	台数：1台 機種： ロープ式機械室レス型 操作方法： コレクティブオペレーション方式（乗合全自動方式） 停止階床数：3停止 速度：45m/min 用途：乗用（車椅子兼用） 積載荷重：750kg	○保守点検 ・機器装置の保守点検 （機械各部、原動機、制御装置等の注油、清掃、簡易な調整を含む。）	月1回	法定点検
		○建築基準法第12条に基づく定期検査	年1回	
自動ドア	台数：3台（片引2台、両引1台） 機種：DS型 点検部：サッシ部、懸架部、動力作動部、制御装置、センサー部、電気回路、電気錠、その他の付属機器	○保守点検 ・各部の外観、機能点検	年4回	
フォークリフト	トヨタ 02-8FD15（1.5t） ※現在、県でリースしているが、平成26年度以降は、指定管理者が必要なフォークリフトを調達する。	○保守点検 ・エンジン・電気系統等の点検・調整	年1回	
ボートキャリア	TMB50	○保守点検 ・エンジン・電気系統等の点検・調整	年1回	

備考 上記のほか、故障修理・緊急対応は、随時行うこと。

別表第4 (VI-1条関係)

災害時の配備基準

基準震度等			配備基準
地震等	震度5弱	葉山町内の最大震度	参集
	震度5強		
	震度6弱以上	県内の最大震度	
	県内に大規模な災害が発生	県の災害対策本部が設置された場合	
津波	津波注意報・警報	相模湾・三浦半島	連絡待機 (勤務時間外の場合)
	大津波警報	相模湾・三浦半島または東京湾内湾	

- 備考
- 1 東海地震注意警報または東海地震予知情報が発表されたときは連絡待機。
 - 2 参集に必要な人員数等は、指定管理者が定めるものとする。
 - 3 連絡待機の場合は、速やかに参集できるよう備えておくこと。

別表第5 (VI-1条関係)

荒天時の配備基準

発表基準	配備基準
(1) 高潮警報または波浪警報の発表時	参集 (警備員による対応可)
(2) 葉山港で高潮、波浪等による被害が発生し始めた場合	参集

- 備考 参集に必要な人員数等は、指定管理者が定めるものとする。

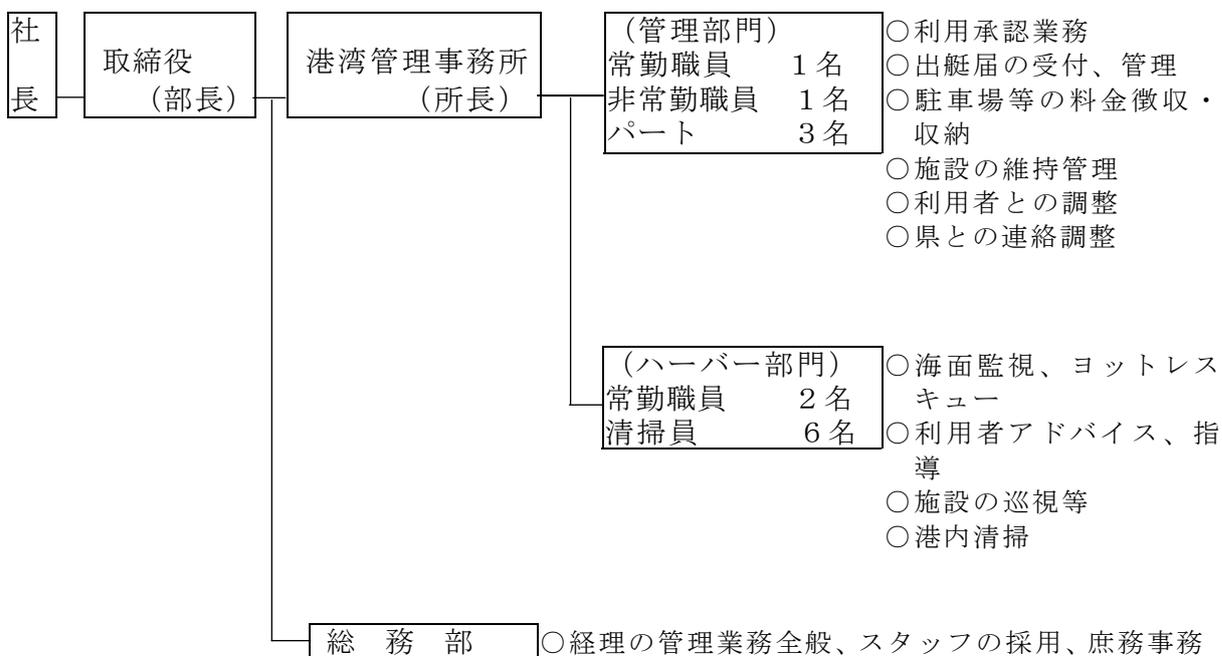
葉山港管理業務区分表

区分	業 務 の 内 容		業務区分	
			県	指定
利用承認等関係	行為制限に係る許可（条例第3条第1項ただし書）		○	
	利用の承認（条例第4条）	西物揚場、西中央物揚場、西船揚場、本港浮棧橋、新港浮棧橋、船舶保管地、臨港道路附属駐車場、港湾管理事務所（会議室、会議室設備、シャワー室、船具ロッカー）、舟艇上下架装置		○
		上記以外（東物揚場、東中央物揚場、東船揚場、第2南物揚場）※第2南物揚場の申請書の受付は、指定管理者	○	
	港湾施設の専用利用承認（条例第5条）		○	
	承認に基づく地位の承継（条例第9条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの		○
		上記以外	○	
	承認に基づく権利の譲渡（条例第10条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの		○
		上記以外	○	
	港湾区域及び港湾隣接地域内の占用、工事等の許可（港湾法第37条）		○	
	行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4）		○	
	利用料等の減免（条例第12条）	指定管理者の行う利用承認業務に係るもの 上記以外	申請書の受付	○
			減免の決定	○
	入出港の届出（条例第14条）		受付	○
			受理	○
	けい留場所等の指示及び変更（条例第15条）		○	
	港湾の施設の利用の禁止又は制限（条例第16条）		○	
	監督処分（条例第17条）		○	
	利用料金の減免（条例第25条）			○
	利用承認の取消し等（指定管理者の行う承認に係るもの）（条例第27条第1項）			○
	港湾の施設の利用の中止、利用の方法の変更（条例第27条第2項）			○
	競技会開催届、艇一時搬出届等各種届出受付			○
	ヨット等新規募集事務	募集要項作成、募集事務全般		○
		募集要項の承認	○	
利用者台帳管理（個人情報等の保管管理等を含む）			○	
舟艇上下架装置操作業務			○	
維持管理	清掃、巡視、保守点検等			○
	施設の修繕	1件30万円以上のもの	○	
		1件30万円未満のもの		○
施設の修築、新築		○		
管安全	ヨット等安全管理・サービス業務			○
	事故防止等安全管理業務			○
災害・荒天対応	災害・荒天時の利用者の安全確保、施設の利用制限、大規模災害等発生時の緊急物資受入港としての対応 等			○
	指定管理者に対する指示等		○	
促進利用	施設の広報、みなとまちづくりに向けた取組みへの協力、利用者満足度調査の実施、苦情・意見等の処理、関連団体等との調整、県への業務報告 等			○
事業附帯	神奈川県収入証紙の販売・管理業務			○

※ 条例とは、「港湾の設置及び管理等に関する条例」をいいます。

現指定管理者の業務実施体制・運営状況

1 組織体制図



※ 平成24年9月現在

2 人員配置表

	常勤職員	非常勤職員 パート	清掃員	計
平日	2～3名	2～3名	2名	6～8名
土日祝日	3～4名	3名	2名	8～9名

※ 時期によって異なる場合があります。

3 運営状況

(1) 利用の事務を行わない日 なし（年中無休）

(2) 施設の開所・開場時間

港湾管理事務所の開所時間	ア 7、8月の土日祝日 午前7時30分から午後7時まで イ 上記以外 午前8時から午後6時まで
港湾管理事務所の窓口受付時間	ア 7、8月の土日祝日 午前7時30分から午後6時まで イ 上記以外 午前8時から午後5時まで
会議室・多目的室の開所時間	午前9時から午後10時まで
臨港道路附属駐車場の開場時間	午前5時から午後10時まで
ヨットハーバー施設の開場時間	ア 7、8月の土日祝日 午前8時から午後6時まで イ 上記以外 午前8時30分から午後5時まで
防波堤・防波護岸の開放時間	ア 4～6月、9月 午前8時30分から午後6時まで イ 7、8月 午前8時30分から午後7時まで ウ 10月～3月 午前8時30分から午後5時まで

※ ヨットハーバー施設の開場時間及び防波堤・防波護岸の開放時間は、指定管理者が県と協議のうえ定めるものとします。

※ ヨットハーバー施設の開場時間外における立入希望者及び係留施設内での宿泊希望者に対しては、届出書を提出させることにより対応しています。

現指定管理者の収支決算状況

(単位：千円)

区 分		平成 23 年度	平成 22 年度	
収 入	指定管理料収入	65,500	66,000	
	神奈川県収入証紙販売手数料収入	3,030	3,072	
	収入計(A)	68,530	69,072	
支 出	人件費	41,675	38,495	
	事務費	電気代	2,983	3,440
		ガス・水道代	2,069	1,699
		一般管理費（通信費、旅費・交通費、燃料費、広告宣伝費、消耗品・備品費、賃借料、保険料等）	4,292	5,898
	維持管理費	ヨット等安全管理業務費	942	895
		清掃費、夜間警備費、保守点検費等	12,729	12,746
		修繕費	579	463
	減価償却費	767	1,023	
	消費税及び地方消費税	2,689	2,180	
	支出計(B)	68,725	66,839	
収支差額(A)－(B)		△195	2,233	

備考 ボートキャリア保守点検、フォークリフトリース料は、県で執行していたため、上記支出に含まれておりません。

利用承認等の状況・利用料収入実績等

1 利用承認等の状況

	収入区分	23年度		22年度		21年度		20年度		19年度		
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
入出港届		0		0		0		0		0		
ヨット係留(1年)	証紙	64	52,149,750	67	53,578,990	28	21,120,900	70	52,244,170	98	67,863,350	
ヨット係留 (1か月以上1年未満)	証紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ヨット係留 (4時間以上1か月未満)	証紙	325	2,119,950	357	1,900,730	257	1,116,950	357	1,684,850	397	1,681,070	
ヨット係留 (4時間未満)	証紙	100	191,710	102	220,820	44	85,610	83	136,040	57	104,600	
ヨット陸置(1年)	証紙	239	22,352,750	133	21,680,300	123	13,857,700	199	24,868,640	275	33,448,390	
ヨット陸置 (1か月以上1年未満)	証紙	0	0	0	0	0	0	0	0	5	134,940	
ヨット陸置 (1か月未満)	証紙	2,915	4,956,660	2,360	3,489,670	1,077	1,288,770	1,755	2,003,280	1,516	2,004,860	
名義変更届・申請		7		4		0		6		6		
艇の変更届		13		5		9		8		8		
競技会等開催届		60		45		12		14		17		
共同利用者変更届		3		2		2		1		0		
利用艇一時搬出届		133		111		153		129		132		
時間外立入届・宿泊届		161		152		178		165		110		
一時使用届		0		0		0		18		20		
未手続者への勧告		0		0		0		0		0		
未手続者への艇搬出通知		0		0		0		0		0		
係留場所等変更命令		0		0		0		0		0		
ヨットの出艇数(出艇届件数)		11,467		10,334		8,115		9,739		10,107		
駐車場	現金	23,532	16,038,050	21,065	15,304,770	17,413	13,261,160	20,928	15,487,190	22,290	17,068,770	
港湾管理 事務所	会議室・多目的室	現金	412	1,225,890	410	1,068,210	471	919,430	568	1,245,010	511	1,127,480
	会議室設備	現金	27	37,800	23	30,800	17	23,800	21	29,400	19	26,600
	シャワー設備	現金	3,951	395,100	3,623	362,300	2,653	265,300	3,226	322,600	2,945	294,500
船具ロッカー	現金	108	1,069,600	138	1,467,850	164	1,098,500					
舟艇上下架装置	現金	997	25,200	668	16,200	876	1,200					
収入区分	収入証紙分	3,643	81,770,820	3,019	80,870,510	1,529	37,469,930	2,464	80,936,980	2,348	105,237,210	
	現金分	29,027	18,791,640	25,927	18,250,130	21,594	15,569,390	24,743	17,084,200	25,765	18,517,350	
収入なし		11,844		10,653		8,469		10,080		10,400		

備考 1 収入区分欄の証紙は神奈川県収入証紙による収入、現金は現金領収による収入を示します。

2 件数には、減免した件数を含みます。

2 ヨット係留・陸置施設の一般利用状況(平成24年11月末日現在)

施設	収容能力(隻)	利用隻数	備考
係留施設	本港	18	1艇募集中
	新港	45	1艇募集中、1艇分は救助艇のための管理バース
陸置施設	船舶保管地	253	バース整理後に募集開始予定

3 駐車場利用料収入実績

(1) 平成23年度

(単位:円)

	原動機付自転車及び二輪車				普通自動車				大型自動車				月別・年間収入計 (A)+(B)+(C)
	台数			金額 (A)	台数			金額 (B)	台数			金額 (C)	
	全額	減額	免除		全額	減額	免除		全額	減額	免除		
4月	9	0	0	2,640	1,295	0	27	800,740	5	0	0	10,830	814,210
5月	4	0	0	880	2,053	0	28	1,386,210	0	0	0	0	1,387,090
6月	5	0	0	1,200	1,725	0	25	1,135,170	2	0	0	1,830	1,138,200
7月	5	0	0	1,680	2,495	1	35	2,106,350	1	0	0	1,200	2,109,230
8月	7	0	0	2,780	2,472	7	20	2,207,150	10	0	0	22,080	2,232,010
9月	12	0	0	6,380	2,530	0	48	1,639,200	3	0	0	5,580	1,651,160
10月	5	0	0	2,160	2,525	11	22	1,722,540	0	0	0	0	1,724,700
11月	7	0	0	1,940	2,192	1	35	1,508,990	0	0	0	0	1,510,930
12月	6	0	0	1,800	1,569	2	17	969,000	0	0	0	0	970,800
1月	4	0	0	960	1,359	1	18	838,080	0	0	0	0	839,040
2月	6	0	0	1,960	1,491	1	31	849,400	0	0	0	0	851,360
3月	4	0	0	960	1,384	0	17	808,360	0	0	0	0	809,320
計	74	0	0	25,340	23,090	24	323	15,971,190	21	0	0	41,520	16,038,050

(2) 平成22年度

(単位:円)

	原動機付自転車及び二輪車				普通自動車				大型自動車				月別・年間収入計 (A)+(B)+(C)
	台数			金額 (A)	台数			金額 (B)	台数			金額 (C)	
	全額	減額	免除		全額	減額	免除		全額	減額	免除		
4月	7	0	0	1,320	1,603	0	0	1,019,950	9	0	0	17,100	1,038,370
5月	9	0	0	2,540	2,454	0	0	1,746,940	5	0	0	5,550	1,755,030
6月	7	0	0	1,680	1,571	0	0	1,051,740	4	0	0	4,500	1,057,920
7月	7	0	0	2,320	2,400	2	10	2,282,850	18	0	0	45,360	2,330,530
8月	12	0	0	3,380	2,655	2	0	2,400,340	17	0	0	29,880	2,433,600
9月	12	0	0	4,200	1,978	5	0	1,352,340	14	0	0	22,650	1,379,190
10月	10	0	0	3,400	2,197	3	0	1,554,430	11	0	0	20,700	1,578,530
11月	13	0	0	2,920	1,846	0	213	1,273,140	3	0	0	3,630	1,279,690
12月	5	0	0	840	1,299	0	16	846,070	3	0	5	10,800	857,710
1月	4	0	0	840	1,223	0	14	753,440	4	0	0	10,830	765,110
2月	4	0	0	980	965	0	9	588,940	19	0	0	35,100	625,020
3月	2	0	0	240	389	0	6	202,930	1	0	0	900	204,070
計	92	0	0	24,660	20,580	12	268	15,073,110	108	0	5	207,000	15,304,770

(3) 平成21年度

(単位:円)

	原動機付自転車及び二輪車				普通自動車				大型自動車				月別・年間収入計 (A)+(B)+(C)
	台数			金額 (A)	台数			金額 (B)	台数			金額 (C)	
	全額	減額	免除		全額	減額	免除		全額	減額	免除		
4月	26	0	0	7,880	1,950	0	12	1,331,790	8	0	0	7,350	1,347,020
5月	22	0	0	6,580	2,830	0	12	2,122,340	5	0	1	6,360	2,135,280
6月	21	0	0	7,220	1,744	0	16	1,275,130	2	0	0	2,730	1,285,080
7月	26	0	0	10,520	2,035	0	37	1,872,800	4	0	1	9,360	1,892,680
8月	34	0	0	16,020	2,384	0	25	2,360,700	21	0	0	77,010	2,453,730
9月	39	0	0	13,400	2,642	0	9	2,013,990	1	0	8	3,720	2,031,110
10月	2	0	0	840	418	0	4	288,260	1	0	0	900	290,000
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	249	0	1	155,130	0	0	0	0	155,130
1月	2	0	0	240	995	0	31	609,360	1	0	0	1,800	611,400
2月	6	0	0	1,560	741	0	11	421,950	18	0	0	30,630	454,140
3月	5	0	0	6,300	984	0	24	596,590	5	0	0	2,700	605,590
計	183	0	0	70,560	16,972	0	182	13,048,040	66	0	10	142,560	13,261,160

(4) 平成20年度

(単位:円)

	原動機付自転車及び二輪車				普通自動車				大型自動車				月別・年間収入計 (A)+(B)+(C)
	台数			金額 (A)	台数			金額 (B)	台数			金額 (C)	
	全額	減額	免除		全額	減額	免除		全額	減額	免除		
4月	42	0	0	10,940	1,699	0	13	1,128,940	5	0	0	9,060	1,148,940
5月	32	0	0	8,860	1,939	0	19	1,431,330	5	0	3	9,840	1,450,030
6月	28	0	0	7,420	1,911	0	45	1,448,820	3	0	3	6,480	1,462,720
7月	37	0	0	13,820	2,224	0	60	2,110,550	15	0	2	35,400	2,159,770
8月	36	0	0	11,960	2,156	0	11	1,934,700	11	0	0	34,800	1,981,460
9月	31	0	0	15,480	2,019	0	8	1,510,280	4	0	0	9,060	1,534,820
10月	29	0	0	13,240	2,107	0	13	1,621,310	2	0	0	8,130	1,642,680
11月	29	0	0	6,980	1,884	0	11	1,367,790	9	0	0	4,500	1,379,270
12月	12	0	0	3,000	1,123	0	11	736,130	5	0	0	8,100	747,230
1月	20	0	0	8,460	1,008	0	12	627,700	5	0	0	13,530	649,690
2月	15	0	0	3,760	1,072	0	13	616,440	4	0	0	9,900	630,100
3月	14	0	0	4,740	1,159	0	9	690,340	1	0	0	5,400	700,480
計	325	0	0	108,660	20,301	0	225	15,224,330	69	0	8	154,200	15,487,190

(5) 平成19年度

(単位:円)

	原動機付自転車及び二輪車				普通自動車				大型自動車				月別・年間収入計 (A)+(B)+(C)
	台数			金額 (A)	台数			金額 (B)	台数			金額 (C)	
	全額	減額	免除		全額	減額	免除		全額	減額	免除		
4月	20	0	1	6,160	1,927	0	7	1,372,230	7	0	0	18,960	1,397,350
5月	31	0	0	34,590	2,477	0	7	1,924,150	7	0	0	17,660	1,976,400
6月	25	0	0	6,020	2,177	0	7	1,624,050	14	0	0	29,880	1,659,950
7月	32	0	1	7,980	2,043	0	33	1,911,830	12	0	0	26,520	1,946,330
8月	38	0	0	13,280	2,109	0	15	2,117,300	8	0	1	46,290	2,176,870
9月	4	0	0	1,100	2,448	0	9	1,917,820	3	0	0	2,760	1,921,680
10月	0	0	0	0	2,042	0	10	1,520,970	0	0	0	0	1,520,970
11月	2	0	0	840	1,876	0	14	1,350,570	4	0	0	7,230	1,358,640
12月	17	0	0	8,800	1,427	0	51	982,500	4	0	1	3,600	994,900
1月	22	0	1	6,360	929	0	5	590,250	7	0	0	18,990	615,600
2月	14	0	0	3,260	865	0	12	526,100	6	0	0	8,160	537,520
3月	12	0	0	3,600	1,485	0	15	951,670	6	0	0	7,290	962,560
計	217	0	3	91,990	21,805	0	185	16,789,440	78	0	2	187,340	17,068,770

備考 1 平成22年度及び23年度は、指定管理者の提案により通年開場した。

2 平成21年度以前は、火曜日(火曜日が国民の祝日等の場合は水曜日)及び12月29日から翌年1月3日までを閉場としていた。

3 平成21年10月上旬から12月中旬までは、台風被害により駐車場を閉鎖した。

4 平成23年3月11日から4月1日までは、東日本大震災の影響により無料開放した。

4 会議室・会議室設備・シャワー室利用料収入実績(平成19年4月供用開始)

(1) 平成23年度

(単位:円)

区分	会議室A			会議室B			多目的室A			多目的室B			会議室設備		シャワー室		合計		
	件数		金額	件数		金額	件数		金額	件数		金額	件数	金額	件数	金額	件数		金額
	有料	免除		有料	免除		有料	免除		有料	免除						有料	免除	
4月	13	0	10,830	1	0	4,960	5	0	23,340	3	0	20,000	0	0	239	23,900	261	0	83,030
5月	11	0	16,200	6	0	13,120	7	0	26,610	3	0	14,800	3	4,200	271	27,100	301	0	102,030
6月	15	0	20,670	5	0	9,320	7	0	18,730	4	0	16,800	3	4,200	373	37,300	407	0	107,020
7月	15	0	33,030	9	0	22,920	8	0	24,200	6	0	18,800	3	4,200	596	59,600	637	0	162,750
8月	10	4	13,440	2	3	7,120	6	0	26,580	6	0	26,960	3	4,200	602	60,200	629	7	138,500
9月	19	0	42,210	9	0	44,000	9	0	36,230	10	0	68,800	2	2,800	615	61,500	664	0	255,540
10月	17	0	39,480	10	0	32,560	13	0	46,650	12	0	56,110	3	4,200	452	45,200	507	0	224,200
11月	14	0	38,450	7	0	24,680	12	0	46,600	11	0	52,500	0	0	293	29,300	337	0	191,530
12月	6	0	12,030	3	0	3,680	10	0	35,130	7	0	44,320	4	5,600	100	10,000	130	0	110,760
1月	8	0	9,330	2	0	2,800	6	0	12,890	2	0	4,400	2	2,800	110	11,000	130	0	43,220
2月	17	0	23,070	9	0	27,360	8	0	20,600	3	0	7,360	0	0	160	16,000	197	0	94,390
3月	12	1	22,050	9	0	23,160	8	0	37,970	9	0	43,040	4	5,600	140	14,000	182	1	145,820
合計	157	5	280,790	72	3	215,680	99	0	355,530	76	0	373,890	27	37,800	3,951	395,100	4,382	8	1,658,790

(2) 平成22年度

(単位:円)

区分	会議室A			会議室B			多目的室A			多目的室B			会議室設備		シャワー室		合計		
	件数		金額	件数		金額	件数		金額	件数		金額	件数	金額	件数	金額	件数		金額
	有料	免除		有料	免除		有料	免除		有料	免除						有料	免除	
4月	12	0	35,670	6	0	31,520	17	0	64,660	7	1	47,680	2	2,800	342	34,200	386	1	216,530
5月	7	1	20,550	4	0	14,120	10	0	19,750	3	0	8,000	1	1,400	427	42,700	452	1	106,520
6月	8	0	12,300	2	0	2,080	12	0	21,680	4	0	9,360	2	2,800	224	22,400	252	0	70,620
7月	16	1	27,240	5	1	12,920	19	1	62,170	11	1	44,240	2	1,400	520	52,000	573	4	199,970
8月	12	5	20,280	4	4	6,440	12	2	32,850	7	1	20,960	2	2,800	760	76,000	797	12	159,330
9月	12	0	31,920	6	0	30,200	9	0	15,060	6	0	46,080	3	4,200	532	53,200	568	0	180,660
10月	12	0	21,180	9	0	38,200	10	0	42,980	4	0	17,120	1	1,400	448	44,800	484	0	165,680
11月	12	0	15,210	4	0	11,280	12	1	24,050	11	0	55,920	3	4,200	188	18,800	230	1	129,460
12月	15	0	12,450	0	0	0	11	0	24,200	9	0	36,000	3	4,200	89	8,900	127	0	85,750
1月	15	1	18,270	2	0	1,600	10	0	18,760	1	0	1,440	2	2,800	34	3,400	64	1	46,270
2月	11	0	9,330	3	1	4,800	10	0	34,140	4	0	23,600	1	1,400	35	3,500	64	1	76,770
3月	4	1	2,730	1	0	840	6	0	12,460	1	0	3,920	1	1,400	24	2,400	37	1	23,750
合計	136	9	227,130	46	6	154,000	138	4	372,760	68	3	314,320	23	30,800	3,623	362,300	4,034	22	1,461,310

(3) 平成21年度

(単位:円)

区分	会議室A			会議室B			多目的室A			多目的室B			会議室設備		シャワー室		合計		
	件数		金額	件数		金額	件数		金額	件数		金額	件数	金額	件数	金額	件数		金額
	有料	免除		有料	免除		有料	免除		有料	免除						有料	免除	
4月	24	0	38,640	15	0	30,600	19	0	59,860	14	0	57,600	0	0	202	20,200	274	0	206,900
5月	12	0	11,910	6	0	9,200	13	1	45,070	8	1	35,360	1	1,400	384	38,400	424	2	141,340
6月	12	0	12,270	7	0	8,040	13	0	22,350	6	0	14,800	2	2,800	254	25,400	294	0	85,660
7月	19	2	22,860	13	2	16,360	22	2	36,150	13	2	23,840	2	2,800	411	41,100	480	8	143,110
8月	11	6	12,420	6	6	11,800	11	0	28,670	5	0	17,280	1	1,400	691	69,100	725	12	140,670
9月	8	0	5,340	6	0	6,800	17	0	43,890	14	0	44,960	2	2,800	269	26,900	316	0	130,690
10月	2	1	1,650	0	1	0	5	1	7,370	0	1	0	0	0	180	18,000	187	4	27,020
11月	3	0	3,300	0	0	0	9	0	14,070	9	0	23,360	0	0	106	10,600	127	0	51,330
12月	3	0	2,640	0	0	0	10	0	17,500	7	0	20,400	2	2,800	47	4,700	69	0	48,040
1月	2	0	1,320	3	0	6,440	15	0	33,820	6	0	14,640	0	0	21	2,100	47	0	58,320
2月	11	0	19,410	6	0	12,760	13	0	27,280	1	0	4,320	0	0	6	600	37	0	64,370
3月	12	0	20,460	10	0	22,120	19	0	36,660	5	0	13,840	7	9,800	82	8,200	135	0	111,080
合計	119	9	152,220	72	9	124,120	166	4	372,690	88	4	270,400	17	23,800	2,653	265,300	3,115	26	1,208,530

(4) 平成20年度

(単位:円)

区分	会議室A			会議室B			多目的室A			多目的室B			会議室設備		シャワー室		合計		
	件数		金額	件数		金額	件数		金額	件数		金額	件数	金額	件数	金額	件数		金額
	有料	免除		有料	免除		有料	免除		有料	免除						有料	免除	
4月	20	0	28,830	18	0	32,520	22	0	77,840	18	0	73,520	1	1,400	208	20,800	287	0	234,910
5月	13	0	21,120	15	0	25,720	16	0	57,260	13	0	52,320	0	0	179	17,900	236	0	174,320
6月	12	0	19,020	15	0	28,600	15	3	54,020	13	3	49,600	2	2,800	255	25,500	312	6	179,540
7月	20	2	26,970	15	2	28,640	16	2	31,780	10	2	20,880	4	5,600	561	56,100	626	8	169,970
8月	8	0	9,420	6	0	7,200	18	0	47,240	14	0	46,160	1	1,400	682	68,200	729	0	179,620
9月	14	0	13,260	10	0	16,440	9	0	19,400	10	0	35,680	2	2,800	282	28,200	327	0	115,780
10月	8	0	6,990	12	0	25,200	21	0	41,880	14	0	41,680	3	4,200	409	40,900	467	0	160,850
11月	15	0	16,860	9	0	15,080	3	2	11,040	18	1	56,880	2	2,800	287	28,700	334	3	131,360
12月	9	0	7,620	6	0	7,640	10	0	17,310	9	0	31,440	3	4,200	115	11,500	152	0	79,710
1月	9	0	12,030	6	0	9,320	5	1	12,890	2	1	5,840	0	0	16	1,600	38	2	41,680
2月	9	0	6,300	4	0	6,400	6	0	12,060	2	0	7,200	0	0	76	7,600	97	0	39,560
3月	8	0	6,990	7	0	8,920	9	0	22,080	8	0	31,920	3	4,200	156	15,600	191	0	89,710
合計	145	2	175,410	123	2	211,680	150	8	404,800	131	7	453,120	21	29,400	3,226	322,600	3,796	19	1,597,010

(5) 平成19年度

(単位:円)

区分	会議室A			会議室B			多目的A			多目的B			会議室設備		シャワー室		合計		
	件数		金額	件数	金額	件数	金額	件数		金額									
	有料	免除		有料	免除		有料	免除		有料	免除						有料	免除	
4月	6	0	5,220	11	0	30,200	15	0	50,400	20	0	86,960	2	2,800	285	28,500	339	0	204,080
5月	11	0	17,100	9	0	21,200	13	0	44,050	12	0	52,320	1	1,400	309	30,900	355	0	166,970
6月	4	0	4,020	2	0	2,900	4	2	8,870	1	0	1,440	0	0	239	23,900	250	2	41,130
7月	10	1	14,070	1	1	2,200	9	3	29,290	9	1	34,320	2	2,800	336	33,600	367	6	116,280
8月	3	2	2,640	2	2	4,400	4	0	9,700	4	0	9,440	1	1,400	517	51,700	531	4	79,280
9月	24	0	46,740	22	0	56,040	11	1	19,480	6	0	17,120	1	1,400	415	41,500	479	1	182,280
10月	23	0	47,070	8	0	12,360	9	0	23,450	19	0	87,840	5	7,000	306	30,600	370	0	208,320
11月	15	0	19,620	12	0	20,560	10	2	22,510	5	0	15,440	3	4,200	165	16,500	210	2	98,830
12月	13	0	20,010	10	0	22,320	15	0	44,480	6	0	17,920	2	2,800	154	15,400	200	0	122,930
1月	12	0	7,170	6	0	12,560	13	0	36,360	9	0	18,160	0	0	16	1,600	56	0	75,850
2月	9	0	7,440	5	0	5,320	9	0	13,290	5	1	13,760	0	0	16	1,600	44	1	41,410
3月	27	0	22,590	14	0	21,280	20	0	18,250	8	0	27,600	2	2,800	187	18,700	258	0	111,220
合計	157	3	213,690	102	3	211,340	132	8	320,130	104	2	382,320	19	26,600	2,945	294,500	3,459	16	1,448,580

備考 1 平成22年度及び23年度は、指定管理者の提案により通年開所した。

2 平成19～21年度は、火曜日(火曜日が祝日の場合は水曜日)及び12月29日から翌年1月3日までは閉場した。

5 船具ロッカー・舟艇上下架装置利用料収入実績(平成21年4月供用開始)

(1) 平成23年度

(単位:円)

区分	大型ロッカー (通年利用)		小型ロッカー (通年利用)		大型ロッカー (1日利用)		小型ロッカー (1日利用)		舟艇上下架装置 (ビジター)		舟艇上下架装置 (承認艇)	合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数(無償)	件数	金額
4月	11	139,700	8	50,800	0	0	0	0	0	0	49	68	190,500
5月	9	114,300	8	50,800	0	0	0	0	0	0	76	93	165,100
6月	4	50,800	2	12,700	4	1,600	0	0	2	1,200	82	94	66,300
7月	1	12,700	2	12,700	0	0	0	0	11	6,600	117	131	32,000
8月	0	0	1	6,350	0	0	0	0	9	5,400	117	127	11,750
9月	4	50,800	0	0	0	0	0	0	2	1,200	87	93	52,000
10月	1	12,700	0	0	0	0	0	0	4	2,400	110	115	15,100
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3,000	81	86	3,000
12月	5	63,500	0	0	0	0	0	0	1	600	77	83	64,100
1月	1	12,700	0	0	0	0	0	0	6	3,600	53	60	16,300
2月	7	88,900	2	12,700	0	0	0	0	0	0	46	55	101,600
3月	24	304,800	11	69,850	3	1,200	0	0	2	1,200	60	100	377,050
合計	67	850,900	34	215,900	7	2,800	0	0	42	25,200	955	1,105	1,094,800

(2) 平成22年度

(単位:円)

区分	大型ロッカー (通年利用)		小型ロッカー (通年利用)		大型ロッカー (1日利用)		小型ロッカー (1日利用)		舟艇上下架装置 (ビジター)		舟艇上下架装置 (承認艇)	合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数(無償)	件数	金額
4月	35	444,500	16	101,600	0	0	1	200	0	0	33	85	546,300
5月	12	152,400	2	12,700	0	0	0	0	0	0	76	90	165,100
6月	1	12,700	5	31,750	0	0	0	0	1	600	42	49	45,050
7月	1	12,700	0	0	0	0	0	0	8	4,800	83	92	17,500
8月	5	63,500	1	6,350	0	0	0	0	11	6,600	87	104	76,450
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	1	600	57	58	600
10月	1	12,700	1	6,350	0	0	0	0	0	0	70	72	19,050
11月	8	88,900	1	6,350	0	0	0	0	2	1,200	72	83	96,450
12月	1	12,700	0	0	2	800	0	0	0	0	42	45	13,500
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	38	0
2月	10	127,000	4	25,400	0	0	0	0	2	1,200	26	42	153,600
3月	24	304,800	7	44,450	0	0	0	0	2	1,200	15	48	350,450
合計	98	1,231,900	37	234,950	2	800	1	200	27	16,200	641	806	1,484,050

(3) 平成21年度

(単位:円)

区分	大型ロッカー (通年利用)		小型ロッカー (通年利用)		大型ロッカー (1日利用)		小型ロッカー (1日利用)		舟艇上下架装置 (ビジター)		舟艇上下架装置 (承認艇)	合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数(無償)	件数	金額
4月	46	584,200	22	139,700	6	2,400	0	0	0	0	62	136	726,300
5月	12	152,400	11	69,850	0	0	0	0	0	0	98	121	222,250
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	66	0
7月	1	12,700	0	0	1	400	3	600	2	1,200	72	79	14,900
8月	3	38,100	1	6,350	0	0	0	0	0	0	114	118	44,450
9月	1	12,700	0	0	8	3,200	8	1,600	0	0	82	99	17,500
10月	0	0	0	0	18	7,200	18	3,600	0	0	82	118	10,800
11月	1	12,700	0	0	0	0	0	0	0	0	68	69	12,700
12月	4	50,800	0	0	0	0	0	0	0	0	52	56	50,800
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	76	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	60	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	42	0
合計	68	863,600	34	215,900	33	13,200	29	5,800	2	1,200	874	1,040	1,099,700

備考 1 舟艇上下架装置(承認艇)は、陸置の一般利用艇の利用で、利用料がかからない。

2 舟艇上下架装置(ビジター)とは、陸置の一般利用艇以外の利用をいう。

6 臨港道路附属駐車場の利用状況（平成23年度）

(1) 利用者区分別利用割合（平成23年度）

	港湾施設 利用者	その他の者	合計
利用割合	32%	68%	100%

(2) 1台あたり駐車時間別利用割合（平成23年度）

駐車時間	平日			土日祝日			合計		
	港湾施設 利用者	その他の者	合計	港湾施設 利用者	その他の者	合計	港湾施設 利用者	その他の者	合計
1時間未満	0.9%	48.9%	36.1%	2.1%	45.7%	30.7%	1.8%	46.7%	32.3%
1～2時間	2.8%	24.7%	18.9%	2.6%	27.5%	18.9%	2.7%	26.6%	18.9%
2～3時間	10.6%	11.8%	11.5%	7.0%	11.3%	9.8%	7.8%	11.5%	10.3%
3～4時間	9.9%	6.2%	7.2%	8.3%	5.6%	6.5%	8.7%	5.8%	6.7%
4～5時間	11.0%	3.6%	5.6%	8.8%	3.4%	5.2%	9.3%	3.5%	5.3%
5～6時間	12.7%	1.7%	4.6%	11.0%	2.4%	5.3%	11.4%	2.2%	5.1%
6～7時間	14.4%	1.4%	4.8%	15.3%	1.7%	6.4%	15.1%	1.6%	5.9%
7～8時間	13.1%	1.0%	4.2%	13.8%	1.0%	5.4%	13.6%	1.0%	5.1%
8～9時間	8.8%	0.3%	2.5%	12.5%	0.7%	4.8%	11.6%	0.6%	4.1%
9～10時間	6.0%	0.2%	1.8%	9.2%	0.4%	3.4%	8.4%	0.3%	2.9%
10～11時間	3.0%	0.0%	0.8%	4.5%	0.1%	1.6%	4.1%	0.1%	1.4%
11～12時間	1.7%	0.0%	0.4%	1.4%	0.0%	0.5%	1.5%	0.0%	0.5%
12時間以上	5.1%	0.2%	1.6%	3.5%	0.2%	1.5%	4.0%	0.1%	1.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 平日・土日祝日別利用割合（平成23年度）

	平日	土日祝日	合計
施設利用者	24%	76%	100%
その他の者	31%	69%	100%

(4) 車両の種類別利用割合（平成23年度）

普通自動車99%、その他1%

※平成23年度回収済駐車券を基にした集計結果

7 臨港道路附属駐車場の料金改定の内容（平成25年4月から改定予定）

車両の種類		現行料金		改定後料金	
		通常期	夏期	時間料金	上限額 (1日あたり)
普通自動車	港湾施設利用者	670 円/回	800 円/回	300円	800円
	その他の者	300 円/時間 750 円/1泊	400 円/時間 750 円/1泊		1,500円
二輪自動車 等	港湾施設利用者	260 円/回	260 円/回	150円	400円
	その他の者	120 円/時間 300 円/1泊	120 円/時間 300 円/1泊		750円
大型自動車	港湾施設利用者	930 円/回	1,080 円/回	600円	1,600円
	その他の者	900円/時間 2,250円/1泊	1,200円/時間 2,250円/1泊		3,000円

※ 港湾施設利用者とは、係留施設・陸置施設・会議室・シャワー室・船具ロッカーの利用承認を指定管理者又は県から受けた方（ヨット等の共同利用者及びその同乗者、会議室の参加者を含みますが、トイレ・緑地・みんなの部屋・防波堤・自動販売機などの上記施設以外の利用者（港湾施設利用料をお支払いいただいていない方）は含みません。）をいい、その他の者とは、港湾施設利用者以外の方をいいます。

※ 普通車とは、高さ2.5メートル未満の車両（ルーフボックス等の附帯器具を含みます。）をいい、大型車とは、高さ2.5メートル以上の車両（ルーフボックス等の附帯器具を含みます。）をいいます。

利用料金の上限額

1 駐車場利用料金（下記のとおり、平成25年4月～の改定後料金が上限額となります。現行料金は、参考資料4-8ページを参照してください。）

施設名	車両の種類		
	原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
臨港道路附属駐車場	(港湾施設利用者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき400円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき800円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,600円とする。
	(その他の者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とする。	(その他の者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とする。	(その他の者) 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,000円とする。

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
 3 港湾施設利用者とは、条例第4条第1項第2号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（条例第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
 4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下、この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

2 会議室利用料金

施設名	区分	面積	設備	利用料（1時間あたり）	
				午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
港湾管理事務所	2階会議室A	45.60㎡	机6・椅子18	330円	360円
	2階会議室B	55.86㎡	机8・椅子24	400円	440円
	3階多目的室A	94.62㎡	机14・椅子42	670円	750円
	3階多目的室B	101.46㎡	机14・椅子42	720円	800円

備考 2階会議室、3階多目的室は、それぞれ2部屋を合わせて利用可能。

3 会議室設備利用料金

施設名	種別	設備	単位	利用料
港湾管理事務所	会議室音響セット	3階多目的室Aに設置	1回	1,400円

- 備考 1 1回とは、継続する4時間以内の利用をいう。
 2 利用時間が継続して4時間を超える場合のその超える利用時間に係る利用料金は、

その超える利用1時間につき、1回の利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とする。
 この場合において、その超える利用時間が1時間に満たない場合又はこれに1時間未満の端数の時間を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

4 シャワー室利用料金

施設名	種別	単位	設備	利用料
港湾管理事務所	シャワー設備	1回(2分)	料金徴収機械式 男子：7機 女子：6機	100円

5 船具ロッカー利用料金

施設名	種別	利用区分	ロッカー数	利用料
港湾管理事務所	大型 (幅136*高64*奥75cm)	通年利用	99機	1箇年につき 12,700円
		1日利用	9機	1日につき 400円
	小型 (幅68*高64*奥75cm)	通年利用	84機	1箇年につき 6,350円
		1日利用	12機	1日につき 200円

備考 通年・1日のロッカー数の配分は、指定管理者が変更することができる。

6 舟艇上下架装置利用料金

施設名	設備	利用料
固定式荷役機械	2機	1回につき 600円

備考 1箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、舟艇上下架装置利用料金は徴収しない。

葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集要項

- 申込み受付期間 平成25年1月15日(火)～平成25年2月15日(金)
- 申込み受付方法 下記申込・問い合わせ先への郵送(平成25年2月15日(金)の消印のあるものまで受け付けます。)又は葉山港管理事務所への持参。
- 申込・問い合わせ先 葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾート
〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内50(葉山港管理事務所)
電話 046-875-1504

○ 募集の内容

区 分	施設名	艇 の 長 さ	艇 の 幅	艇 数
A:クルーザーヨット 又は モーターボート (係留)	本港 浮棧橋	10.5m以下	3.5m以下	1 艇
B:クルーザーヨット 又は モーターボート (係留)	新港 浮棧橋	12.0m以下	3.5m以下	1 艇

- 注) 1 今回募集するクルーザーヨットとは、帆走を原則とする船室を有する艇で、出入港の際の補助動力を有する艇とします。
- 2 今回募集するモーターボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供する推進機関を有する艇とします。
- 3 艇の長さ及び艇の幅は、船舶検査証書に記載されている長さではなく、係留時に艇に設置されている金具及び船外機等の附属品を含んで実測した艇の全長・全幅をいいます。

応 募 資 格

- ・ 本人名義で艇を所有しているか又は所有する予定がある方(共同利用者含む)。
- ・ 本人又は同一世帯の方が、すでに葉山港で保管施設の利用承認を受けていない方(共同利用者も含む)。
- ・ 共同利用者も同一艇の共同所有権を有することが必要です。
- ・ 同一世帯及び同一艇からの申し込みは一通のみとし、複数の応募は無効となります。
(区分A(係留・本港浮棧橋)と区分B(係留・新港浮棧橋)を同時に応募することはできません)

<目 次>

- 1 募集の申込みから抽選まで
- 2 当選後の手続
- 3 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件
- 4 募集の申込みに必要な書類
- 5 当選した場合に必要な書類等(利用承認申請書類)
- 申込書(裏面 共同利用者名簿)

応募に当たっては、条件がありますので、この募集要項を最後までよく読んで申し込んでください。

1 募集の申込みから抽選まで

申込みの受付

- 受付期間 平成25年1月15日(火)～平成25年2月15日(金)
- 受付方法 郵送(平成25年2月15日(金)の消印のあるものまで受け付けます。)又は葉山港管理事務所への持参。
- 申込先等 別添の「葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集申込書」に必要な事項を記載のうえ、葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾートへ郵送(〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内50)又は葉山港管理事務所に持参してください(午前8時から午後6時まで)。
 - ・ 応募書類は、お返しできません。
 - ・ 応募書類に不備がある場合又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

抽選番号通知

- 平成25年2月22日(金)までに応募者宛てに「抽選番号」を発送します。
 - ・ 平成25年2月22日(金)までに「抽選番号」の通知がない場合は、葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾートまでご連絡ください。
 - ・ 「抽選番号」を通知した後であっても、応募資格がないことが判明した場合には、抽選に参加できません。

抽 選

- 応募数が募集数を超えた場合は、抽選を行います。
 - ・ 抽選日時 平成25年2月28日(木) 午前10時から
 - ・ 抽選場所 葉山港管理事務所3階多目的室A(神奈川県三浦郡葉山町堀内50)
 - ・ 抽選は公開で行いますが、抽選会への出欠は当落に関係ありません。
- 抽選方法
 - ・ 当選者が辞退したときなどのために、一定数の「補欠順位」を抽選により決定します。
 - ・ 抽選日(平成25年2月28日(木))までの間に、さらに利用を廃止した同種の保管場所(施設名及び施設の規格が同じ場合に限り)が生じた場合は、それを各区分の募集数に加えて抽選を行います。
 - ・ 当選者が辞退した場合は、「補欠順位」に従って利用者を決定します。
- 抽選結果をお知らせする方法
 - ・ 抽選日(平成25年2月28日(木))の午後1時以降に、葉山港管理事務所掲示板に抽選結果を掲示するとともに、葉山港ホームページに掲載します。

<http://www.riviera-r.jp/hayama/>

- ・ 文書による通知 平成25年2月28日(木)以降に、応募者全員に抽選結果を通知します。
- ・ 電話による問い合わせにはお答えできません。
- ・ 当選者には、利用承認申請手続に必要な書類をお送りします。

2 当選後の手続

利用承認申請手続

- **平成25年3月15日（金）までに**、葉山港管理事務所に住民票を持参し、艇の搬入予定日をご連絡ください。
- 艇を搬入する日までに、利用承認申請書類（後述「5 当選した場合に必要な書類等」）を持参してください。

艇の搬入及び船長・船幅の実測

- 艇の搬入は、葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾートと日程調整のうえ、**住民票を持参した日以降平成25年3月29日（金）までに行ってください。**なお、土曜日、日曜日及び祝日は混雑しますので、できる限り平日に搬入するようにしてください。
- 艇を葉山港に搬入する際に、艇の「長さ・幅」を実測し、募集した施設の規格内であるかどうかを確認します。
- 利用料(1年分)に相当する神奈川県収入証紙を購入して申請書に貼付してください。なお、神奈川県収入証紙は、葉山港管理事務所販売しています。

3 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件

- (1) 応募書類を受け付けた後は、その内容を変更できません。
- (2) 応募書類に不備又は虚偽の記載があることが判明した場合、艇の「長さ・幅」が募集した施設の規格内でない場合、又は、上記の艇搬入期間内に艇を搬入して利用承認申請手続を行わない場合には、申込み又は当選を無効とします。
- (3) 施設利用に際しての主な条件は、次のとおりです。

利用できる者の範囲	利用を承認された者及び利用承認申請時に登録した共同利用者（※）並びにこれらの者の同伴者 （※共同利用者とは、小型船舶登録事項証明書に記載された当該艇所有権を有する方をいいます。）
艇の変更	艇の変更は原則として認めません。
名義変更	相続、合併などにより名義変更(地位の承継)を行う場合には、認められますが、権利の譲渡は原則としてできません。

- (4) 施設の利用承認期間は1年間ですが、継続のための利用承認申請を審査した結果、特別な支障がないと認められれば、継続利用できます。ただし、病気その他の特別な理由がなく、利用承認を受けた期間中に1度も出港しなかった場合は、継続利用を承認できません。
- (5) 営利を目的として施設を利用したり、施設内外での艇を利用した営業行為を行うことはできません。
- (6) 休港日及び施設の利用時間は次のとおりです。

ア 休港日	火曜日（7月1日から8月31日までの間を除く）。ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)。 なお、平成26年3月31日までは休港日はありません。	
イ 施設の利用時間	7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び祝日	午前7時30分から午後7時まで

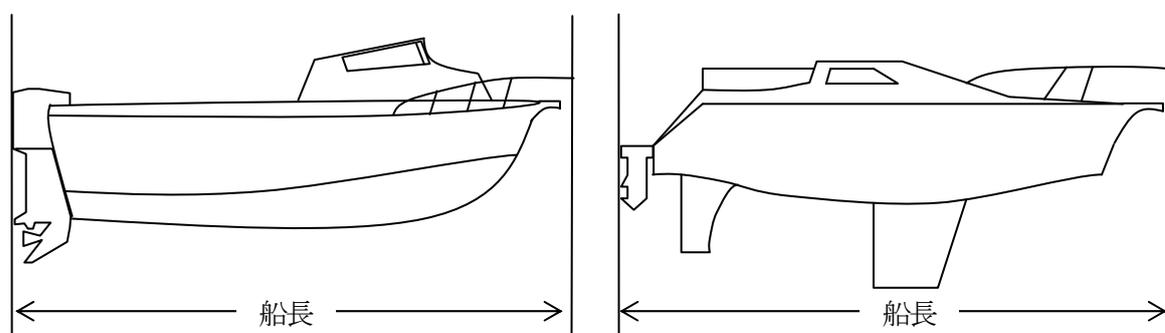
	その他の期間	午前8時から午後6時まで
ウ 窓口の受付時間	7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び祝日	午前7時30分から午後6時まで
	その他の期間	午前8時から午後5時まで

- (7) 施設の管理上必要がある場合は、利用を承認した施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。
- (8) 年間の利用料(平成24年12月1日現在の消費税を含む金額)は、次のとおりです。
ただし、利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改正された場合は、現行の利用料の額が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

【年間係留料 (抜粋)】

艇の長さ	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
6.0m以下のもの	340,680円	408,790円
6.0mを超え 6.5m以下のもの	442,770円	531,340円
6.5mを超え 7.0m以下のもの	492,540円	590,980円
7.0mを超え 7.5m以下のもの	546,570円	655,840円
7.5mを超え 8.0m以下のもの	606,100円	727,350円
8.0mを超え 8.5m以下のもの	684,250円	821,120円
8.5mを超え 9.0m以下のもの	766,560円	919,830円
9.0mを超え 9.5m以下のもの	827,610円	993,160円
9.5mを超え 10.0m以下のもの	887,290円	1,064,780円
10.0mを超え 10.5m以下のもの	946,520円	1,136,390円
10.5mを超え 11.0m以下のもの	1,005,750円	1,208,000円
11.0mを超え 11.5m以下のもの	1,064,980円	1,279,610円
11.5mを超え 12.0m以下のもの	1,124,210円	1,351,220円

- (9) 利用料の算定に係る艇の長さ(船長)は、下記の例のとおり、係留時に艇に設置されている金具及び船外機等の附属品を含んで実測した艇の全長とします。



4 募集の申込みに必要な書類

申込書	・この募集要項に添付されている「 <u>葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集申込書</u> 」に必要な事項を記載してください。 ・共同利用者については、裏面に記載してください。
返信用封筒	・ <u>2通</u> （抽選番号及び抽選結果を通知する際に使用します。封筒には、 <u>応募者の氏名、住所、郵便番号を記載</u> し、80円切手を貼ってください。）

5 当選した場合に必要な書類等（利用承認申請書類）

<平成25年3月15日（金）までに>

応募者本人の3か月以内に交付を受けた住民票（応募者本人の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。）を葉山港管理事務所に持参し、艇の搬入予定日をご連絡ください。

<艇を搬入する日までに>

次の書類を葉山港管理事務所に持参してください。（郵送による申請はできません）。

なお、申請に際しては、当選した本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証など顔写真付きのもの）を必ず持参してください。

(1) 利用承認申請書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

(2) 添付書類

① 誓約書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

② 艇の横全景写真(裏面に申請者の氏名を記載のうえ、A4判の紙に貼ってください。)

③ 艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様がわかるもの。)

④ 小型船舶の登録等に関する法律に規定する「登録事項証明書」の写し(その艇が、適法に航行できるものであること及び申請者がその艇の所有者であることを確認します。)

⑤ 海技免状の写し

⑥ 共同利用者全員の申請前3か月以内に交付を受けた住民票の写し(共同利用者の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。)

(注) ④については、写しを提出していただくほか、受付の際に原本を提示していただきます。

葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集申込書

葉山港指定管理者 株式会社リビエラリゾート

代表取締役 渡邊 昇 殿

私は、葉山港クルーザーヨット・モーターボート係留施設年間利用者募集要項の記載内容及び応募資格等を了解のうえ、申し込みます。なお、この申込書に記載内容の不備又は虚偽の記載があるときは、申込み又は当選を無効とされても異議ありません。

平成 年 月 日

希望するバース (どちらか一方に○ をつけてください)	A 係留・本港浮棧橋 (艇の長さ 10.5m 以下)	受付番号	※
	B 係留・新港浮棧橋 (艇の長さ 12.0m 以下)		A - B -

ふりがな			
氏 名	(生年月日) 年 月 日		
住 所	〒 電話 ()		
上記以外 の連絡先	(名称) (所在地)	電話 ()	
共同利用者	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合には、申込者を除く全員の氏名を裏面に記入のこと) <input type="checkbox"/> 無		
艇 型	<input type="checkbox"/> メーカー・型式 () <input type="checkbox"/> 型式未定 (購入予定)		
船長 (実測)	m	船幅 (実測)	m
備 考			

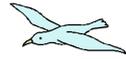
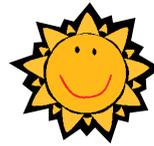
(注) 返信用封筒 2 通を添付してください。(各々に 80 円切手貼付、宛先を明記のこと。)

※印欄には、記入しないでください。

共同利用者名簿

1	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
2	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
3	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
4	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
5	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
6	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
7	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
8	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()
9	ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
	住所	〒 電話 ()

※9名まで登録することができます。



休港日 平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)も年中無休で
全施設を通年ご利用いただけます。

葉山港 施設の利用時間

□ **臨時係留・臨時陸置(スロープ利用)施設の利用時間**

9月～6月(7・8月平日) 午前8時30分から午後5時まで

7月～8月(土・日・祝日) 午前8時から午後6時まで



臨時陸置(スロープ利用)についての詳細は別紙「マイボート利用について」をご覧ください。

□ **シャワー及び更衣室ロッカー** (シャワーは2分間100円、ロッカーは100円の返金制)

9月～6月(7・8月平日) 午前8時から午後6時まで

7月～8月(土・日・祝日) 午前7時30分から午後7時まで

□ **会議室及び多目的室**

利用時間は、通年の午前9時から午後10時まで

室名	面積	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	備考
2階 会議室A	45.60㎡	330円/時	360円/時	机6・椅子18
2階 会議室B	55.86㎡	400円/時	440円/時	机8・椅子24
3階 多目的室A	94.62㎡	670円/時	750円/時	机14・椅子42
3階 多目的室B	101.46㎡	720円/時	800円/時	机14・椅子42

音響 4時間まで 1,400円(3階多目的室Aに設置)

2階、3階共に2部屋間のパーテーションを取り外し、広くお使いいただけます。

□ **2階「みんなのへや」**

利用時間は、通年の午前9時から午後10時まで、無料をご利用になれます。

□ **駐車場**

普通車 135台、大型車 2台、2輪車 20台

利用時間は、通年の午前5時から午後10時まで

一般の方

	通常期	夏季(7・8月)	1泊 22時～5時
普通車	300円/時	400円/時	750円/泊
大型車	900円/時	1,200円/時	2,250円/泊
2輪車	120円/時	120円/時	300円/泊



施設利用者 (スロープ利用者、会議室利用者も含みます。)

	通常期	夏季(7・8月)
普通車	670円/回	800円/回
大型車	930円/回	1,080円/回
2輪車	260円/回	260円/回

□ **A防波堤、防波護岸の開放時間**

(防災岸壁やケイソンの上での釣りや投げ釣は危険ですのおやめください。)

4月から6月までと9月

午前8時30分から 午後6時まで

7月と8月

午前8時30分から 午後7時まで

10月から3月まで

午前8時30分から 午後5時まで



葉山港管理事務所

指定管理者 (株)リビエラリゾート

住所 〒240-0112

神奈川県三浦郡葉山町堀内50番地

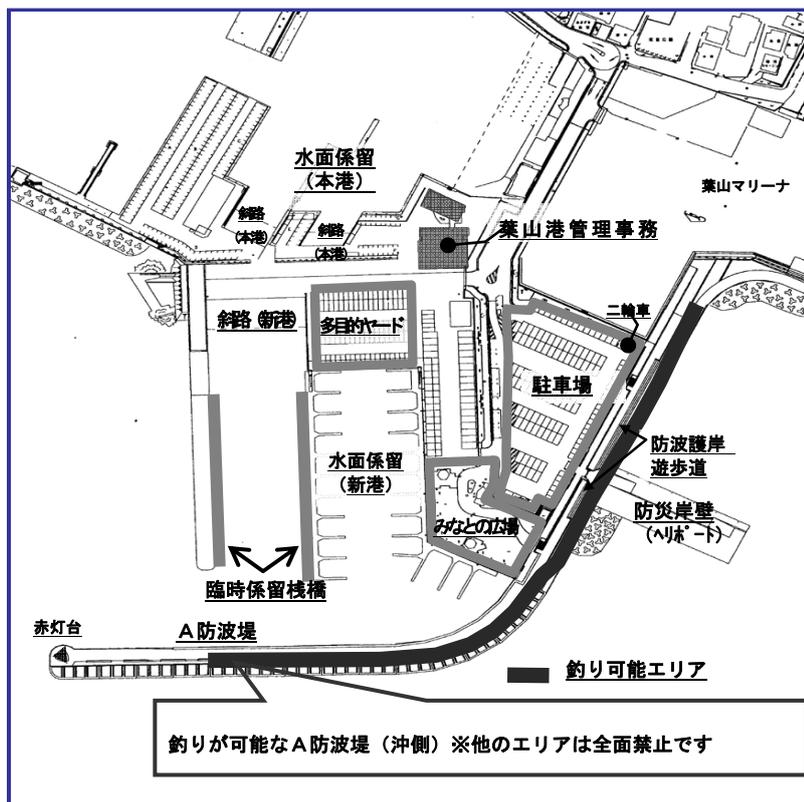
TEL 046-875-1504

FAX 046-876-1862

葉山港ホームページ <http://www.riviera-r.jp/hayama/>

事故防止のためルールを守りましょう

- 1 気象情報を常に把握し、無理な出航を避けてください。
 - ・強風注意報、波浪注意報が発令されている時は小型艇出港禁止標識（赤色の吹流し）を管理事務所の屋上に掲示します。
 - ・屋上の旗（通常 国旗、県の旗を掲示）が見える範囲内での航行をお願いします。
 - ・赤色の吹流し標識が揚げられたときには、速やかに帰港してください。
- 2 出発前の点検は十分に行い、艇を操縦されるときは、必ず全員にライフジャケットを着用させ、定員を守ってください。
- 3 艇を操縦されるときは、海のルールを守り、無理な操船はしないでください。
- 4 出艇届けは必ず出してください。帰港後は速やかに帰着申告を行ってください。
- 5 行動予定を家族や知り合いに知らせて出港しましょう。
- 6 施設内では他の人の迷惑にならないように、通路や斜路には艇や船台等を放置しないで下さい。
- 7 施設内での事故、盗難については管理事務所は一切責任を負いません。
- 8 ゴミは持ち帰りましょう。



釣りをされる方の注意事項

- 1 A防波堤先端から 35m、港内側の全区域での釣りは禁止です。
- 2 柵を乗り越えての釣りは危険です。絶対にしないでください。
- 3 投げ釣りはしてはいけません。
- 4 まきえさ、コマセを使用してはいけません。
- 5 他の利用者の方の迷惑にならないようお願いいたします。



『葉山みなとまつり2012 第4回葉山くるる』

開催日:平成24年 4月15日

- 内 容:
- ・地元物産マーケット
 - ・ノルディックウォーキング体験
 - ・マリクラフト展示&体験 スタンドアップパドル、カヤックなど
 - ・ウインドレースサーフィンレース観戦(森戸海岸)
 - ・小磯の生きもの観察会(大浜海岸)
 - ・ディンギー、アウトリガーカヌー体験乗船
 - ・遊覧船乗船 葉山港周辺の周遊



『葉山みなとまつり2012 葉山しょみんばた』

開催日:平成24年 8月 5日

- 内 容:海上イベント
- ・体験乗船(海上保安庁巡視艇・クルーザーヨット)
 - ・いかだ渡し
 - ・滑車でジャポン
 - ・海上保安庁のヘリによる救助訓練

陸上イベント

- ・葉山御前太鼓
- ・逗子開成学園演奏(吹奏楽・和太鼓)
- ・フラダンス
- ・ヒップホップダンス
- ・生きてるお魚タッチ
- ・各種出店



(第 1 号様式)

平成 年 月 日

神奈川県横須賀土木事務所長 殿

葉山港指定管理者 ○○

葉山港の指定管理業務に係る業務総括書

平成○年度における葉山港の管理に関する年度協定書第○条第○項に基づき、指定管理業務の実施状況について別添のとおり報告します。

- ・ 事業実施報告書
- ・ 指定管理料執行状況報告書

葉山港管理月報 (平成 年 月分)

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

葉山港指定管理者
〇〇〇〇

葉山港の管理に関する基本協定書第〇条第〇項の規定に基づき、次のとおり月例業務報告書を提出します。

1 利用承認の状況

(1) 係留・陸置施設の利用承認等の状況

(件数 括弧内は減免)

区分	件数	繰越分	申請	処理	未処理	
一般利用	新規	係留	()	()	()	()
		陸置(ディングー)	()	()	()	()
		陸置(モーターボート)				
		陸置(その他)	()	()	()	()
	継続	係留	()	()	()	()
		陸置(ディングー)	()	()	()	()
		陸置(モーターボート)	()	()	()	()
		陸置(その他)	()	()	()	()
	廃止 取消しを含む	係留	()	()	()	()
		陸置(ディングー)	()	()	()	()
		陸置(モーターボート)	()	()	()	()
		陸置(その他)	()	()	()	()
手続未了	係留	()	()	()	()	
	陸置(ディングー)					
	陸置(モーターボート)	()	()	()	()	
	陸置(その他)	()	()	()	()	
短期利用	係留	()	()	()	()	
	陸置(ディングー)	()	()	()	()	
	陸置(モーターボート)	()	()	()	()	
	陸置(その他)	()	()	()	()	

(2) 施設の利用状況 (係留・陸置施設)

区分	バース数	前月末	当月末	増減
一般利用	係留			
	陸置(ディングー)			
	陸置(モーターボート)			
	陸置(その他)			

(3) 各種承認、届出等

区分	名義変更	艇変更	競技会	共同利用者	一時搬出	時間外利用	一時使用
件数							

(4) その他

「収入状況月報」のとおりに

2 維持管理の状況

「維持管理業務月報」のとおりに

3 その他

葉山港維持管理月報(保守点検・巡視)

実施日 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

保守点検

巡視

業種	区域等	業務内容(仕様)	件数	時間	備考
建築物	管理事務所	・施設の保全 施設、備品等の点検 確認、施錠、火気防 止、修繕箇所確認 ・不審者、立入禁止区域 への指導	0	0	
	みなとの広場 ・公衆便所		0		
	導入部緑道 ・公衆便所		0		
	船具庫		0		
機械設備	立体ヨット置き場	・その他港湾の施設維持 のために必要な事項 ※その他具体的に記載 する。	0		
	駐車場関連機器		0		
	監視装置		0		
	防潮門扉		0		
	潮位計		0		
電気設備	受電設備	0			
	配電設備	0			
	外灯	0			
設備防	誘導灯・誘導標識	0			
その他	あずまや	0			
	その他	0			
特記事項					
統括責任者に					

業種	区域等	業務内容(仕様)	件数	時間	備考
施設巡視	本港船舶保管地	・保管艇の確認 放置防止、盗難防止	0	0	
	新港船舶保管地		0		
	駐車場	・施設の保全 施設、備品等の点検 確認、施錠、火気防 止、修繕箇所確認	0		
	管理事務所		0		
その他業務	火気点検	・不審者、立入禁止区域 への指導	0		
	施錠確認		0		
	不審者	・その他港湾の施設維持 のために必要な事項 ※その他具体的に記載 する。	0		
	外来者受付対応		0		
	收受物品等保管	0			
	拾得物保管	0			
	異常発生状況	0			
		0			
		0			
		0			
その他	0				
特記事項					
統括責任者に					

葉山港維持管理月報(清掃等)

実施日 自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

(屋外)

業種	区域等	業務内容(仕様)	件数	時間	備考
日常清掃	本港船舶保管地	・塵芥物の除去	0	0	
	新港船舶保管地	・施設の水洗	0		
	A防波堤、B防波堤、西防波堤	・汚物、危険物の除去等	0		
	緑地	・その他快適な施設環境維持のために必要な事項	0		
	その他の護岸、物揚場、船揚場、浮棧橋、定棧橋等		0		
	駐車場、臨港道路	※その他具体的に記載する。	0		
	本港、新港公衆トイレ		0		
	その他		0		
随時清掃	本港、新港船揚場		0		
	本港、新港船地		0		
	緑地		0		
	その他		0		
			0		
			0		
			0		
特記事項					
統括責任者に					

(屋内)

業種	区域等	業務内容(仕様)	件数	時間	備考
日常清掃	アプローチデッキ、オープンデッキ	・塵芥物の除去	0	0	
	ロビー、エントランスホール	・施設の水洗	0		
	管理事務所	・汚物、危険物の除去等	0		
	1階トイレ	・その他快適な施設環境維持のために必要な事項	0		
	2階トイレ		0		
	3階トイレ	※その他具体的に記載する。	0		
	更衣室・シャワー室		0		
	ブリッジデッキ、警備室		0		
	廊下、階段		0		
	会議室A・B		0		
	みんなのへや		0		
	研修室A・B		0		
	多目的室A・B		0		
随時清掃	ガラス清掃		0		
	その他		0		
特記事項					
統括責任者に					

葉山港維持管理日報

施設名;葉山港

日報

平成 年 月 日 天候

記録者(担当責任者)

業務名:保守点検、巡視

1 勤務員氏名

	氏名	作業時間	主な作業区域
①		0	
②		0	

1 勤務員氏名

	氏名	作業時間	主な作業区域
①		0	
②		0	

2 業務記録(保守点検)

業種	区域等	実施	結果	備考
建築物	管理事務所			
	みなとの広場・公衆便所			
	導入部緑道・公衆便所			
	船具庫			
機械設備	立体ヨット置き場			
	駐車場関連機器			
	監視装置			
	防潮門扉			
	潮位計			
電気設備	受電設備			
	配電設備			
	外灯			
消防設備	誘導灯・誘導標識			
その他	あずまや			
	その他			

2 業務記録(巡視)

業種	区域等	実施	結果	備考
施設巡視	本港船舶保管地			
	新港船舶保管地			
	駐車場			
	管理事務所			
その他業務	火気点検			
	施錠確認			
	不審者			
	外来者受付対応			
	収受物品等保管			
	拾得物保管			
	異常発生の状況			
	その他			

特記事項

	担当責任者
--	-------

3 総括責任者による評価

	統括責任者
--	-------

葉山港維持管理日報

施設名;葉山港

日報

平成 年 月 日 天候

記録者(担当責任者)

業務名:清掃等

1 勤務員氏名

氏名	作業時間	主な作業区域
①	0	
②	0	

1 勤務員氏名

氏名	作業時間	主な作業区域
①	0	
②	0	

2 業務記録(屋外)

業種	区域等	実施	結果	備考
日常清掃	本港船舶保管地(ディングー、モーターボート域)			
	新港船舶保管地(大会ヤード)			
	A防波堤、B防波堤、西防波堤			
	緑地			
	その他護岸、物揚場、船揚場、浮棧橋、定棧			
	駐車場、臨港道路			
	本港、新港公衆トイレ			
随時清掃	その他			
	本港、新港船揚場			
	本港、新港船地			
	緑地			
	その他			

2 業務記録(屋内)

業種	区域等	実施	結果	備考
日常清掃	アプローチデッキ、オープンデッキ			
	ロビー、エントランスホール			
	管理事務所			
	1階トイレ			
	2階トイレ			
	3階トイレ			
	更衣室・シャワー室			
	ブリッジデッキ、警備室			
	廊下、階段			
	会議室A・B			
	みんなのへや			
随時清掃	研修室A・B			
	多目的室A・B			
	ガラス清掃			
	その他			

特記事項

	担当責任者
--	-------

3 総括責任者による評価

	統括責任者
--	-------

平成 年 月 收入状況月報

平成 年 月 日 現在

利用期間 艇長	係留料								陸置料					
	4時間未満		4時間以上 1箇月未満 1日		1箇月以上 1箇年未満 1箇月		1箇年		1箇月未満 1日		1箇月以上 1箇年未満 1箇月		1箇年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4.00m 以下														
4.00m 超 4.50m 以下														
4.50m 超 5.00m 以下														
5.00m 超 5.50m 以下														
5.50m 超 6.00m 以下														
6.00m 超 6.50m 以下														
6.50m 超 7.00m 以下														
7.00m 超 7.50m 以下														
7.50m 超 8.00m 以下														
8.00m 超 8.50m 以下														
8.50m 超 9.00m 以下														
9.00m 超 9.50m 以下														
9.50m 超 10.00m 以下														
10.00m 超														
小計														
計	件 円								件 円					
累計	件 円								件 円					

岸壁利用料		隻円		累計	隻円		
駐 車 場 利 用 料	種 別	台 数			累 計		
		全額	減免	免除	全額	減免	免除
	金 額			金 額			
	大型自動車及び 大型特殊自動車	台	台	台	台	台	台
	円			円			
	小型自動車、小型特殊 自動車及び普通自動車	台	台	台	台	台	台
	円			円			
	原動機付自転車 及び自動二輪車	台	台	台	台	台	台
円			円				
計		台	台	台	台	台	
円			円				
船舶給水料		屯円		累計	屯円		
クレーン利用料		件円		累計	件円		
荷さばき地利用料		件円		累計	件円		
合 計		円					
累 計		円					
出艇数	通年	隻	臨時	隻	計	隻	

会議室・シャワー

()月分

区分	会議室A			会議室B			多目的A		多目的B		設備		シャワー		合計			
	件数		金額	件数		金額	件数		金額	件数		金額	件数		金額	件数		金額
	有料	免除		有料	免除		有料	免除		有料	免除		有料	免除		有料	免除	
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		

合計																		
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

船具ロッカー・舟艇上下架装置

(月分)

区分	大型ロッカー (通年利用)		小型ロッカー (通年利用)		大型ロッカー (1日利用)		小型ロッカー (1日利用)		舟艇上下架装置 (ビジター)		舟艇上下架装置 (承認艇)	合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	件数	金額
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													

合計													
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

船具ロッカー	件	円	舟艇上下架装置	件	円
--------	---	---	---------	---	---

港 營 日 誌

平成 年 月 日 (曜日)

利用期間 艇長	係 留 料								降 置 料					
	4時間未満		4時間以上 1箇月未満		1箇月以上 1箇年未満		1 箇 年		1箇月未満		1箇月以上 1箇年未満		1 箇 年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4.00m以下														
4.00m超														
4.50m以下														
4.50m超														
5.00m以下														
5.00m超														
5.50m以下														
5.50m超														
6.00m以下														
6.00m超														
6.50m以下														
6.50m超														
7.00m以下														
7.00m超														
7.50m以下														
7.50m超														
8.00m以下														
8.00m超														
8.50m以下														
8.50m超														
9.00m以下														
9.00m超														
9.50m以下														
9.50m超														
10.00m以下														
10.00m超														
小 計														
計	件 円								件 円					

平成 年 月 日 (曜日)

岸 壁 利 用 料		隻				円	
駐 車 場 利 用 料	種 別	台数・金額	台 数			金 額	
			全 額	減 免	免 除		
駐 車 場 利 用 料	大 型 自 動 車 及 び 大 型 特 殊 自 動 車		台	台	台	円	
	小型自動車、小型特殊 自動車及び普通自動車		台	台	台	円	
	原 動 機 付 自 転 車 及 び 自 動 二 輪 車		台	台	台	円	
	計		台	台	台	円	
	船 舶 給 水 料		m ³			円	
クレーン利用料	全利用	件の内有料			件	円	
荷さばき地利用料		件			円		
合 計						円	
天 候			記 録 者				
観測時刻	時			時			
風 速	m			m			
風 向							
波 高	m			m			
出 艇 数	通年	隻	臨時	隻	計	隻	

(第7号様式)

指定管理業務実績（上半期・下半期）報告書

平成 年 月 日

神奈川県横須賀土木事務所長 殿

葉山港指定管理者 ○○

葉山港の管理に関する基本協定書第○条第○項の規定に基づき、次のとおり指定管理業務実績報告書を提出します。

記

- 1 葉山港事業実施報告書
 - (1) 業務の運営に係る総括
(組織体制、内部管理体制、職員研修結果、業務合理化等)
 - (2) 利用承認業務に係る総括
(利用承認業務、利用者指導・調整等)
 - (3) 維持管理業務に係る総括
(施設維持管理業務、災害時対応業務等)
 - (4) 開かれた港湾に向けた取組に係る総括
(開かれた港湾に向けたイベント等実施結果、利用促進・広報等)

- 2 指定管理料等執行状況報告書

(第8号様式)

苦情・意見等受付票

受付日時	年 月 日 () 時 分
対象施設名	
受付者	所属・氏名
受付方法	1. 電話 2. E-Mail 3. FAX 4. 手紙 5. 来庁(所) 6. その他 ()
苦情・意見等の種類	1. 指定管理者に対する苦情・意見等(運営体制・利用者対応等に対するもの) 2. 施設の設備等に対する苦情・意見等 3. 県に対する苦情・意見等(県の指導・指定管理者制度に対するもの) 4. その他 ()
申し出者	氏名
	住所
	連絡先
苦情・意見等の内容	
内容調査者	
調査結果・原因判定等	
対応(回答)者	
対応(回答)日時	年 月 日 () 時 分
対応(回答)方法	1. 電話 2. E-Mail 3. FAX 4. 手紙 5. 訪問 6. その他 ()
対応(回答)内容・経過等	
翌年「事業計画」等への反映	

(第9号様式)

平成 年 月 日

神奈川県横須賀土木事務所長 殿

葉山港指定管理者 ○○

事 案 ・ 事 故 報 告 書

葉山港内で発生した事案、事故がありましたので、次のとおり報告いたします。

届出日時	年 月 日 () 時 分			
発生日時	年 月 日 () 時 分			
発生場所				
当 事 者 等	氏 名			
	住 所			
	連 絡 先	自宅/携帯	/	
		勤務先名		TEL
発生の状況及び 損害の程度				
措置の状況				
備 考				

葉山港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、葉山港の管理に関する基本協定書第7条第3項の規定に基づき、葉山港指定管理者が行う施設の利用承認等の業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、別に定めのあるものを除くほか、港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号。以下「条例」という。）及び港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（昭和39年神奈川県規則第126号。以下「規則」という。）の例による。

(施設の利用時間等)

第3条 第2南物揚場、臨港道路附属駐車場（以下「駐車場」という。）及び港湾管理事務所を除く指定管理業務に係る施設の利用時間及び申請書等の受付時間は、次のとおりとする。

(1) 施設の利用時間

ア 7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日等」という。） 午前7時30分から午後7時まで

イ その他の期間 午前8時から午後6時まで

(2) 申請書等の受付時間（港湾管理事務所に係るものを含む。）

ア 7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日等 午前7時30分から午後6時まで

イ その他の期間 午前8時から午後5時まで

第2章 係留施設及び陸置施設の利用承認

(利用承認の対象)

第4条 係留施設（西物揚場、西中央物揚場、西船揚場、固定栈橋及び浮栈橋に限る。以下第2章及び第3章において同じ。）及び陸置施設の利用承認は、ディンギーヨット、クルーザーヨット及びモーターボートを対象に、当該船舶の所有者に対して行うものとする。

2 前項に規定する船舶のほか、指定管理者は、横須賀土木事務所長（以下「所長」という。）と協議の上、同項に規定する船舶以外の船舶の利用に係る利用方針を定め、当該船舶に係る利用承認を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、臨時的又は一時的な利用であつて指定管理者が特に必要と認める船舶については、利用を認めることができる。

(施設の利用区分)

第5条 指定管理者は、所長の承認を得て、係留施設及び陸置施設に関し、艇（前条に規定する利用承認の対象となる船舶をいう。以下同じ。）を保管する区画を定め、1月以上の艇の利用

(以下「一般利用」という。)に供する施設(以下「一般利用施設」という。)及び1月未満の利用(以下「短期利用」という。)に供する施設(以下「短期利用施設」という。)を決定するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の施設の区画を変更し、又は当該区画を一般利用施設から短期利用施設に変更し、若しくは短期利用施設から一般利用施設に変更するときは、あらかじめ所長に協議しなければならない。
- 3 西船揚場については、条例第6条第3項第2号により専ら漁業に従事する船舶を運航する者が専ら漁業のために利用する場合は、利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、漁船の係留状況等について常時確認し、施設の利用区分に応じた適正な利用となるよう努めなければならない。

(一般利用施設の募集)

第6条 一般利用施設に係る一般利用は、次項に定める募集要項にしたがって指定管理者が募集し、当該募集結果に基づき利用の承認を行うものとする。

- 2 募集要項は、一般利用施設に空きが生じたとき、指定管理者が所長の承認を得て定めるものとする。

(短期利用施設の利用)

第7条 短期利用施設の利用承認は、施設の利用状況を勘案し、10日間を限度に認めるものとする。

- 2 前項の期間の算定は、24時間を1日として計算するものとする。
- 3 指定管理者は、短期利用を繰り返すことにより、利用期間が1月以上となる場合は、当該短期利用に係る利用の承認を拒まなければならない。ただし、利用期間が1月以上となることにつき事情やむを得ないと指定管理者が認める場合は、この限りでない。

(一般利用施設の短期利用)

第8条 第6条の規定にかかわらず、指定管理者は、一般利用施設に空きがある場合であって、管理上支障がないと認められるときは、当該施設の短期利用に係る承認を行うことができる。

(利用承認の申請)

第9条 指定管理者は、一般利用に係る利用承認の申請を行おうとする者に対して、次の書類を提出させるものとする。

- (1) 係留施設利用承認申請書(第1号様式)又は陸置施設利用承認申請書(第2号様式)
- (2) 誓約書(第3号様式)
- (3) クルーザーヨット及びモーターボート(以下「クルーザーヨット等」という。)にあっては、小型船舶の登録等に関する法律第14条に規定する「登録事項証明書」の写し
- (4) 住民票
- (5) 利用承認申請に係る艇のカラー全形写真(手札型)1枚
- (6) 利用承認を申請する者の利用の範囲内で共に利用する者を登録する場合は、共同利用者

名簿（第4号様式）

- (7) その他指定管理者が必要と認めるもの
- 2 指定管理者は、短期利用に係る利用承認の申請を行おうとする者に対して、次の書類を提出させるものとする。
- (1) 臨時係留施設利用承認申請書（第5号様式）又は臨時陸置施設利用承認申請書（第6号様式）
- (2) その他指定管理者が必要と認めるもの
- 3 第1項第6号に規定する共同利用者名簿への登載人数は、ディングーヨットにあつては4名、クルーザーヨット等にあつては9名までとし、共同利用者は、次の基準を満たす者であることを要するものとする。
- (1) 他の艇の申請者又は共同利用者として登録されている者でないこと。
- (2) クルーザーヨット等にあつては、当該申請に係る艇の所有権（共同所有を含む。）を有すること。
- 4 条例第6条第2項各号に掲げる船舶が係留施設及び陸置施設を利用する場合は、利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、施設の利用状況等を踏まえ、管理運営上必要な指導等を行うものとする。

（利用通知書）

- 第10条** 指定管理者は、利用承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、当該申請を承認することについて支障がないと認めるときは、次条に規定する艇の確認及び利用承認を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般利用施設の募集に伴う利用の承認の場合にあつては、指定管理者は、当該募集に対する申込内容を審査の上、利用を認めることが適当と認められた者に対し、あらかじめ利用通知書（第7号様式。以下「通知書」という。）を交付し、利用承認申請書の提出を指導するものとする。

（艇の確認及び利用承認）

- 第11条** 指定管理者は、申請の対象となつた艇を利用開始の日（一般利用に係る申請にあつては、艇の確認等の期日まで）に持参させ、申請者立会いのもと、その艇が使用に耐えるものであること、船長（係留又は陸置きするときに艇に設置されている金具及び船外機等の附属品（以下「附属品」という。）を含めた長さ（別表第1）とし、船台等は含めないものとする。以下同じ。）の実測、艇及び附属器具（附属品及び船台等をいう。以下同じ。）が係留施設又は陸置施設の規格の範囲内に収まるか等を確認し、支障がないと認めるときは、第2項及び第3項並びに次条の規定に基づき、利用の承認を行うものとする。
- 2 利用の承認に当たっては、利用料相当額の証紙が貼付されていることを確認の上、申請書の証紙貼付箇所に確認印を押印し、申請者に利用を承認する旨の通知書（第8号様式）を交付するものとする。ただし、短期利用に係る承認にあつては、指定管理者は、第8号様式に代えて、別の様式を定めることができる。
- 3 前条第2項に規定する利用通知書の交付を受けた者が第1項に規定する期日までに艇の確認等の手続をしない場合は、利用承認をしないものとする。ただし、あらかじめ指定管理者に届

け出て承認を受けた者については、この限りではない。

- 4 指定管理者は、前条の申請内容を審査の結果、利用を承認することが不適当と認めた場合は、この旨の通知（第9号様式）をするものとする。

（減免申請の取扱い）

- 第12条** 指定管理者は、条例第12条第2項第6号に該当する艇（別表第2に掲げる艇をいう。）に関し減免の申し出があった場合は、施設利用料減免申請書（第10号様式）、別表第2に掲げる艇であることを証する資料その他必要な書類の提出を指導し、審査の上、承認の見込みがあると認められるときは、申請書の指定管理者意見欄にその旨を記して所長に回付するものとする。
- 2 所長は、指定管理者から回付された減免申請書を審査の上、減免することが適当であると認めたときは、指定管理者を経由して施設利用料減免決定通知書（第11号様式）を申請者に交付するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、別表の(1)から(4)までに掲げる艇（一般利用の新規利用艇及び別表第2の(4)に掲げる団体が毎年度最初に減免申請する艇を除く。）に関し、当該艇であることを証する資料その他必要な書類の提示（一般利用にあつては、提出。）を受け、当該艇であることが確認できる場合には、所長から利用料減免決定通知書の交付があったものとみなし、第1項による所長への回付を省略することができる。
 - 4 指定管理者は、施設利用料減免決定通知書の交付とあわせて減免申請がなされた艇の利用の承認を行うものとする。
 - 5 前4項に規定するもののほか、所長と指定管理者は、協議の上、減免申請の取扱いに関する運用方法を定めることができる。
 - 6 指定管理者は、条例第12条第1項に該当する艇による係留施設及び陸置施設の利用については、所長からの利用料免除に係る通知を受けて利用の承認を行うものとする。

（継続して利用する場合の申請等）

- 第13条** 指定管理者は、一般利用を承認した者に対し、利用承認をした期間の満了後も引き続き利用しようとする場合は次項の手続を行う必要がある旨了知するための文書（第12号様式）を送付するものとする。
- 2 指定管理者は、利用承認を受けた者が、利用承認を受けた期間の満了後も引き続き利用しようとする場合は、利用承認を受けた期間の満了日の前45日から15日までの間に、第9条の規定による手続を行わせなければならない。ただし、病気その他の特別な理由により利用承認を受けた者に手続を行わせることができない場合及び管理運営上所長が特に必要とする場合は、指定管理者は利用承認期間満了までを限度に手続期間を変更することができる。
 - 3 指定管理者は、前項の規定に基づく手続につき、第9条第1項第2号から第7号までの書類の一部の提出を省略することができるものとする。
 - 4 指定管理者は、前項の規定に基づく申請があった場合、審査の結果、施設を引き続き利用させることについて特別の支障があると認められる場合を除き、これを承認するものとする。ただし、病気その他の特別な理由がなく、利用承認を受けた期間中に出港しなかった者に対しては承認しないことができる。

- 5 指定管理者は、前項ただし書に規定する者に対しては、あらかじめ、引き続き利用承認できないこととなる旨を文書（第13号様式）で警告するものとする。
- 6 指定管理者は、第4項の承認をする場合には、第10条第2項の利用通知書の発行及び第11条第1項の利用艇の確認を省略することができる。

（施設利用場所の指定等）

- 第14条** 指定管理者は、一般利用を承認した者に対しては、係留又は陸置する場所を指定し、指定した場所以外の利用は認めないものとする。
- 2 指定管理者は、短期利用を承認した者に対しては、施設の利用状況に応じて、利用場所を指定するものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、係留場所又は船舶保管場所の変更について、次の各号に掲げる要件を満たした場合は、これを認めることができる。
 - (1) 現在利用承認を受けている艇相互間の保管場所の交換であること。
 - (2) 交換に係る係留場所又は船舶保管場所の利用者の合意による申請に基づくものであること。
 - (3) 異動先に係る係留場所又は船舶保管場所の規格の範囲内であること。
 - (4) その他管理運営上支障がないこと。
 - 4 前項に規定する係留場所等の変更は、利用者の公平性に配慮した方法により定期的に行うものとし、その手続は、指定管理者が定めるものとする。
 - 5 指定管理者は、係留施設及び陸置施設の管理上特に必要があると認めるときは、係留若しくは陸置場所の指定の変更、これらの施設の利用の方法の変更又は利用の中止をさせることができる。

（利用承認事項等変更の届出）

- 第15条** 指定管理者は、利用承認を受けている期間中に、利用承認を受けた者の住所、氏名、連絡先、附属器具（船台等を除く。）等に変更があった場合、又は共同利用者の住所、氏名に変更があった場合には、遅滞なく、利用承認事項等変更届（第14号様式）に関係書類を添えて提出させるものとする。
- 2 指定管理者は、利用承認事項等変更届が提出されたときは、内容を確認し、施設利用者台帳に所要の修正等を行うものとする。
 - 3 指定管理者は、利用承認を受けた者が、附属器具（船台等を除く。）を変更した場合で、前項の確認により、変更後の船長が利用承認を受けた船長を超え、条例の料金区分が変更となる場合には、第1項の手続のほか、第9条、第11条及び第12条の規定に基づく手続を行わせるものとする。
 - 4 指定管理者は、前項の規定に基づく第9条の手続につき、同条第1項第2号から第7号まで又は同条第2項第2号の書類の一部の提出を省略することができるものとする。

（共同利用艇の取扱い）

- 第16条** 指定管理者は、共同利用者の登録を受けている艇において共同利用者の変更（共同利用者の追加を除く。）したい旨の申出があった場合は、第9条第3項に規定する人数を限度と

して、次の各号に該当する者に限りこれを認めるものとする。

- (1) 相続人、合併又は分割により設立された法人その他の共同利用者の一般承継人
 - (2) 共同利用者の配偶者又は2親等以内の血族
- 2 指定管理者は、前項の申出があった場合は、共同利用者変更届（第15号様式）を提出させ、施設利用者台帳に所要の修正等を行うものとする。

（利用名義の変更）

第17条 指定管理者は、利用承認を受けている者の相続人、合併又は分割により設立された法人その他の利用承認を受けている者の一般承継人から、当該艇について新たに利用承認を受けたい旨の申出があった場合は、名義変更（地位の承継）届（第16号様式）を提出させるとともに、新たに利用承認を受けようとする者に第9条、第11条及び第12条の規定に基づいて必要な手続を行わせるものとする。

- 2 指定管理者は、利用承認を受けている者から利用承認に基づく権利をその艇を引き継いだ者に譲渡したい旨の申出があった場合は、次の者に譲渡する場合に限りこれを認めるものとする。この場合にあつては、名義変更（権利の譲渡）承認申請書（第17号様式）を提出させるとともに、新たに利用承認を受けようとする者に第9条、第11条及び第12条の規定に基づき必要な手続を行わせるものとする。

- (1) 利用承認を受けている者の配偶者又は2親等以内の血族
- (2) 第9条第1項第6号に規定する共同利用者名簿に登録されている者

（艇の変更の禁止）

第18条 一般利用の承認を受けている艇の変更については、これを認めない。ただし、次の各号に掲げる者が利用承認を受けて使用している艇については、申出により変更を認めることができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第1条に規定する学校の長が課外活動団体として認めているヨット部等
 - (2) 神奈川県セーリング連盟に加盟する県内のヨット協会
 - (3) 全日本実業団に加盟している団体（財団法人日本セーリング連盟が公認する団体に限る。）
 - (4) 指定管理者〇〇（指定管理業務、指定管理業務に附帯する事業及び自主事業に使用する艇で所長が必要と認める場合に限る。）
 - (5) 葉山町（ジュニアヨットスクール事業を実施する場合に限る。）
 - (6) 艇の変更を申し出た際に、現に年間24回以上の出艇（複数日に渡る遠洋航海のために出艇する場合には、航海日数を出艇回数として加算する。）が3年以上の間継続している者
 - (7) 台風等自然災害に起因する損傷等により艇を変更する必要があると指定管理者が認める者
- 2 指定管理者は、艇の変更の申出があった場合は、艇の変更届（第18号様式）を提出させるとともに、第9条、第11条及び第12条の規定に基づく手続を行わせるものとする。
- 3 第1項第6号の規定により艇を変更する場合は、変更後の艇について利用承認する期間の

終期は変更前の艇について利用承認した期間の終期に一致させるものとする。

(利用の廃止)

第19条 指定管理者は、係留施設又は陸置施設の利用を廃止する旨の申出があったときは、係留陸置施設利用廃止届（第19号様式）を提出させるものとする。

(手続未了者に対する措置)

第20条 指定管理者は、利用承認期間満了までに、第13条第2項に規定する手続をとらない者に対しては、期日を定めて、施設の継続利用に係る勧告（第20号様式）を行い、当該勧告による期日を経過してもなお手続をとらない場合は、施設の継続利用の意思がないものとみなし、以後、利用を認めないものとし、施設の利用廃止届を提出させ、艇を施設外に搬出させることができる。

2 利用承認期間満了日から3箇月を経過してもなお前項の勧告に対して何ら意思表示のない者については、指定管理者は、その艇を他の場所に移動し、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。この場合において指定管理者は、艇の利用廃止、艇の搬出等について通知文（第21号様式）を送付する等所要の手続をとるものとする。

(利用承認の取消し)

第21条 指定管理者は、施設の利用者が施設の遵守事項又は係留若しくは陸置場所の指定に従わない場合、津波、高潮等のおそれがある場合その他係留施設及び陸置施設の管理上特に必要があると認めるときは、条例第24条第1項の規定に基づき、利用承認を取消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止させることができる。

2 指定管理者は、前項に規定する利用承認の取消しを行うときは、聴聞等必要な手続を経て行わなければならない。

(施設利用台帳)

第22条 指定管理者は、一般利用の申請に関し利用承認をした場合は、次の各号に掲げる台帳を作成し、常に利用状況を明らかにしておかななければならない。

(1) 係留施設利用台帳（第22号様式）

(2) 陸置施設利用台帳（第23号様式）

2 指定管理者は、利用の廃止又は利用承認の取消しをしたときは、当該利用の廃止等に係る施設利用台帳を抹消し、廃止台帳として別途保管しておくものとする。

第3章 係留施設及び陸置施設利用者に対する利用指導

(承認標識の表示)

第23条 指定管理者は、一般利用を承認した艇には、利用承認を受けた期間中、利用場所番号及び利用期限を記入した標識（第24号様式）を艇の後側部にはり付けさせるものとする。

(一時搬出及び再搬入)

第24条 指定管理者は、利用承認を受けている期間中に艇を一時搬出しようとするときは、係留

艇 陸置艇 一時搬出届（第25号様式）を提出させ、確認した後、搬出させるものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定により搬出した艇を再度搬入させるときは、艇の異動の有無を確認するものとする。この場合において、修理等により艇の色彩等に変更があった場合は、カラー写真を提出させるとともに、標識をはり替えさせるものとする。

（出艇届等）

第25条 指定管理者は、利用者が艇を利用する場合には、出艇届（A）（第26号様式）若しくは出艇届（B）（複数艇用）（第27号様式）又は出艇届（遠航）（第28号様式）を提出させるとともに、帰港しない予定の場合を除き、それぞれに標旗（第29号様式）を貸与し、これを掲げさせるものとする。

- 2 出港していた艇が帰港したときは、すみやかに標旗を返納させるとともに、帰港したことを届け出させ、出艇届に帰港日時を記入するものとする。

（出艇禁止指導等）

第26条 指定管理者は、利用者に気象情報を提供するとともに、気象状況に応じ、出艇の禁止又は出艇の注意に関し、指導を行うものとする。

（時間外の施設利用）

第27条 第3条に規定する施設の利用時間外に係留施設又は陸置施設に立ち入ろうとする者又は艇内に宿泊しようとする者があるときは、指定管理者は、あらかじめ、葉山港施設時間外立入届（第30号様式）又は葉山港施設内宿泊届（第31号様式）を提出させるものとする。

（競技会等のための利用）

第28条 指定管理者は、競技会等を開催するため施設を利用させようとするときは、競技会等の主催者に対し、利用を希望する日の30日前までに、競技会等開催届（第32号様式）を提出させるものとする。

- 2 前項の届出が提出されたときは、指定管理者は、施設の管理上、利用上の支障の有無等を検討し、必要に応じて、主催者に対して調整し、又は指導するものとする。

（指導事項）

第29条 指定管理者は、条例第8条に規定する遵守事項及び第23条から前条までの手続等のほか、快適で安全な施設運営を行うための指導事項を定めることができる。

- 2 前項の指導事項を定めたときは、所長にこれを通知するものとする。

第4章 第2南物揚場の利用調整及び入出港届の受付

（第2南物揚場の利用に係る調整）

第30条 指定管理者は、第2南物揚場の利用について相談があったときは、所長に連絡の上、規則第3条第1項第2号に規定する係留施設利用承認申請書又は臨時係留施設利用承認申請書の受付を行い、維持管理上の支障の有無について意見を付して所長に回付するものとする。

- 2 所長は、第2南物揚場の利用に係る係留施設利用承認申請書又は臨時係留施設利用承認申請

書の提出があったときは、必要に応じ指定管理者に確認した上、承認又は不承認の決定を行うものとする。

- 3 所長は、前項の決定をしたときは、これを指定管理者に通知するものとする。
- 4 利用の承認を要しない船舶の利用に当たっての取扱いについては、第9条第4項の規定を準用する。

(入出港届の受付)

第31条 指定管理者は、船舶が入港（漁港区域を除く。）したときは、条例第14条及び規則第8条の規定に基づき、入出港の届出を受け付け、これを所長に回付するものとする。

第5章 駐車場及び舟艇上下架装置の利用承認

(駐車場の利用の承認等)

第32条 指定管理者は、駐車場の利用をしようとする者に対して、葉山港駐車場利用券（第33号様式）を交付することにより利用の承認を行うものとする。ただし、満車等の事情により利用を認めることができないときは、駐車場利用券を交付しないことにより利用の承認を拒否するものとする。

- 2 駐車場の利用料は、当該利用が終了したときに徴収するものとし、利用料を徴収したときは、領収書（緑化協力金をいただいた場合）（第34号様式）又は領収書（緑化協力金をいただけなかった場合）（第35号様式）を利用者に交付するものとする。
- 3 指定管理者は、条例第12条第1項又は第2項の規定により、駐車場利用料を免除する車両が駐車場を利用する旨所長から連絡を受けた場合は、所長から交付を受けた無料利用券の在庫を確認の上、当該車両の運転手に所定の無料利用券を交付して利用承認を行うとともに、無料利用券を使用した旨を所定の台帳に記入するものとする。
- 4 利用の承認を要しない車両の利用に当たっての取扱いについては、第9条第4項の規定を準用する。
- 5 指定管理者は、駐車場利用者に対し、別に定める葉山港駐車場管理規程に基づく遵守事項を遵守させるとともに、高潮等のおそれがある場合、利用者が遵守事項に従わない場合その他駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、駐車場所の変更又は駐車場の利用を中止させることができる。

(駐車場利用料の減免の取扱い)

第33条 所長は、次の各号に掲げる減免基準に該当する車両に関し、当該各号に掲げる車両であることを証する資料の提示を受け、当該各号に該当することが確認できる場合には、駐車場利用料を5割減額するものとする。

- (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下「障害者手帳」という。）の所持者が乗車する車両
 - (2) 神奈川県電気自動車認定カード（以下「認定カード」という。）の交付を受けた車両
- 2 指定管理者は、駐車場を利用しようとする者から障害者手帳又は認定カードの提示を受け、前項各号に掲げる車両に該当することが確認できる場合には、所定の台帳に必要事項を記載することにより、同項に基づき所長の確認を受けたものとみなし、駐車場利用料を5割減額とす

るための必要な処理を行うものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、所長と指定管理者は、協議の上、減免手続きの取扱いに関する運用方法を定めることができる。

(舟艇上下架装置の利用の承認等)

第34条 指定管理者は、舟艇上下架装置の利用について、あらかじめその利用方針を定め、これを利用者に周知するものとする。

- 2 指定管理者は、舟艇上下架装置の利用が必要と認める者に対し、舟艇上下架装置利用承認申請書(第36号様式)を提出させ、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、条例別表第1の6の3舟艇上下架装置利用料の備考に該当しない者にあつては、舟艇上下架装置利用料を原則として利用の当日までに現金により徴収のうえ、舟艇上下架装置利用承認書(第37号様式)及び現金領収書(第38号様式)、該当する者にあつては、舟艇上下架装置利用券(第39号様式)を交付するものとする。
- 3 舟艇上下架装置を操作する指定管理者の職員は、利用者から前項に規定する舟艇上下架装置利用承認書又は舟艇上下架装置利用券の提示を受けて舟艇上下架装置を操作し、利用させるものとする。この場合において、条例別表第1の6の3舟艇上下架装置利用料の備考に該当する者であること(舟艇上下架装置利用券の提示を受けて舟艇上下架装置を操作するときに限る。)及び第1項に規定する利用方針に合致するものであることを確認するものとする。
- 4 指定管理者は、利用者が遵守事項に従わない場合その他施設の管理上特に必要があると認めるときは、舟艇上下架装置の利用承認を取り消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止することができる。

第6章 港湾管理事務所の利用承認等

(会議室、多目的室の利用の承認)

第35条 指定管理者は、港湾管理事務所会議室A、会議室B、多目的室A及び多目的室B(これに附属する設備を含む。)(以下「会議室等」という。)の利用をしようとする者に対し、会議室等利用申込書(第40号様式)を提出させるものとする。

- 2 指定管理者は、前項の申請書の提出があつたときは、利用の予約の有無、利用目的、他の利用状況等を勘案した上で、申請内容を審査し、支障がないと認めるときは、会議室等の利用料を原則として利用の当日までに現金により徴収のうえ、会議室等利用承認書(第41号様式)及び現金領収書を交付するものとする。

(会議室等の利用の予約)

第36条 指定管理者は、利用の承認に先立ち、利用日の2ヶ月前から会議室等の利用の予約を受け付けるものとする。

- 2 利用の予約は、電話又は管理事務所窓口への申し出その他指定管理者が定める方法により先着順で受け付けるものとし、指定管理者は、利用の予約を受け付けた者に対し第35条第1項による会議室等利用申込書の提出を指導するものとする。

(減免申請の取扱い)

第37条 条例第12条第2項第5号に該当する可能性があると思料される利用について申請があったときは、第12条に規定する手続に準じて利用の承認を行うものとする。

(シャワー設備の利用承認)

第38条 指定管理者は、港湾管理事務所シャワー設備の利用をしようとする者に対して、利用の承認を行うものとする。

2 前項の利用の承認は、シャワー設備の利用をしようとする者が、料金徴収機に利用料を入金した際に行ったものとみなす。

(船具ロッカーの利用承認)

第39条 指定管理者は、船具ロッカーの利用をしようとする者に対し、船具ロッカー利用申込書(第42号様式)を提出させ、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、船具ロッカー利用料を原則として利用の当日までに現金により徴収のうえ、船具ロッカー利用承認書(第43号様式)及び現金領収書を交付するものとする。

(船具ロッカーの利用廃止)

第40条 指定管理者は、船具ロッカーの利用を廃止する旨の申出があったときは、船具ロッカー利用廃止届(第44号様式)を提出させるものとする。

第6章 施設の利用に係る指導

(専用利用承認等の指導)

第41条 指定管理者は、条例第3条第1項ただし書に基づく許可又は条例第5条第1項に基づく承認その他の法令に基づく許可等を要する行為について相談があったときは、所長と連絡調整の上、申請手続等を指導するものとする。

2 指定管理者は、前項による指導の結果、当該申請書が指定管理者に提出された場合は、当該申請書に意見を付して所長に送付するものとする。

(葉山港一時使用届)

第42条 指定管理者は、法令及び条例に基づく許可又は承認を要しない行為で通常の利用とは異なる使用の申出があったときは、葉山港一時使用届(第45号様式)を提出させるものとする。

2 指定管理者は、前項の届出書の提出を受けたときは、この写しを所長に送付するものとする。

(施設の利用の中止等)

第43条 指定管理者は、津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときその他管理上特に必要があると認めるときは、管理する施設の全部又は一部の利用を中止させ、又はその利用の方法を変更させることができるものとする。

第7章 雑則

(雑則)

第44条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、港湾管理者と指定管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

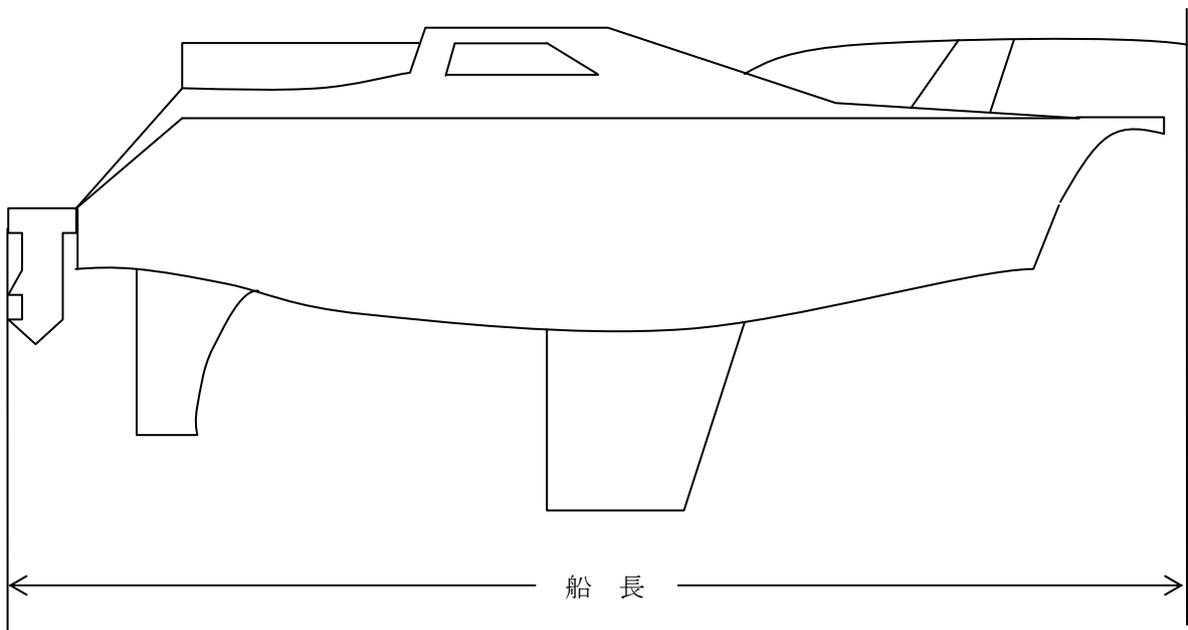
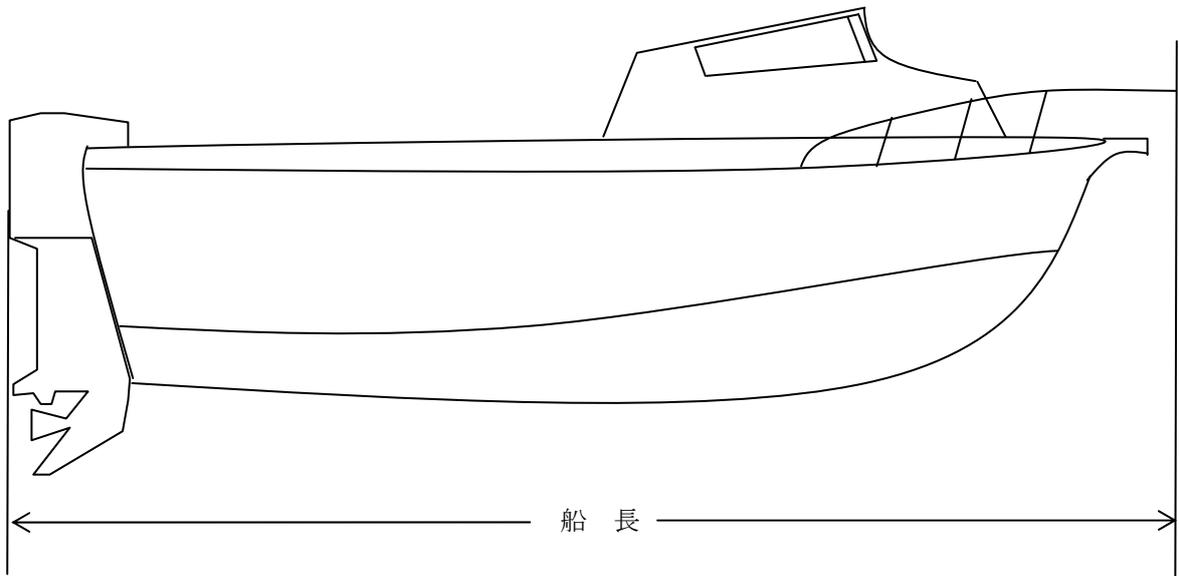
附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により利用の承認を受けている者の艇の船長については、改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、当該艇において第13条の規定により継続利用する場合も、なお当面の間、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の要綱第15条第1項の規定により附属器具（船台等を除く。）の変更をした場合については、新たに利用承認を受けた日以後の期間につき改正後の要綱の船長を適用する。

第1号様式（第9条関係）	係留施設利用承認申請書
第2号様式（第9条関係）	陸置施設利用承認申請書
第3号様式（第9条関係）	誓約書
第4号様式（第9条関係）	共同利用者名簿
第5号様式（第9条関係）	臨時係留施設利用承認申請書
第6号様式（第9条関係）	臨時陸置施設利用承認申請書
第7号様式（第10条関係）	利用通知書
第8号様式（第11条関係）	係留 陸置 施設の利用承認について（通知）
第9号様式（第11条関係）	係留 陸置 施設利用不承認通知書
第10号様式（第12条関係）	施設利用料減免申請書
第11号様式（第12条関係）	葉山港施設利用料減免決定通知書
第12号様式（第13条関係）	葉山港施設継続利用の手続について（通知）
第13号様式（第13条関係）	施設利用の継続について（通知）
第14号様式（第15条関係）	利用承認事項等変更届
第15号様式（第16条関係）	共同利用者変更届
第16号様式（第17条関係）	名義変更（地位の承継）届
第17号様式（第17条関係）	名義変更（権利の譲渡）承認申請書
第18号様式（第18条関係）	艇の変更届
第19号様式（第19条関係）	係留 陸置 施設利用廃止届
第20号様式（第20条関係）	施設の継続利用の手続について（勧告）
第21号様式（第20条関係）	施設利用廃止届の提出について（通知）
第22号様式（第22条関係）	係留施設利用台帳

第23号様式 (第22条関係)	陸置施設利用台帳
第24号様式 (第23条関係)	<標識>
第25号様式 (第24条関係)	係留艇 陸置艇 一時搬出届
第26号様式 (第25条関係)	出艇届(A)
第27号様式 (第25条関係)	出艇届(B)(複数艇用)
第28号様式 (第25条関係)	出艇届(遠航)
第29号様式 (第25条関係)	<標旗>
第30号様式 (第27条関係)	葉山港施設時間外立入届
第31号様式 (第27条関係)	葉山港施設内宿泊届
第32号様式 (第28条関係)	競技会等開催届
第33号様式 (第32条関係)	葉山港駐車場利用券
第34号様式 (第32条関係)	領収書(緑化協力金込み)
第35号様式 (第32条関係)	領収書(緑化協力金なし)
第36号様式 (第34条関係)	舟艇上下架装置利用承認申請書
第37号様式 (第34条関係)	舟艇上下架装置利用承認書
第38号様式 (第34条、第35条、第39条関係)	現金領収書
第39号様式 (第34条関係)	舟艇上下架装置利用券
第40号様式 (第35条関係)	会議室等利用申込書
第41号様式 (第35条関係)	会議室等利用承認書
第42号様式 (第39条関係)	船具ロッカー利用申込書
第43号様式 (第39条関係)	船具ロッカー利用承認書
第44号様式 (第40条関係)	船具ロッカー利用廃止届
第45号様式 (第42条関係)	葉山港一時使用届

別表第1(第11条関係)



別表第2(第12条関係)

船舶の種類	利用料の種類	減免の内容	提出(提示)書類等	
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)第1条に規定する学校のヨット部等(当該学校の長が認めた課外活動を行う団体に限る。)が当該団体本来の活動のために使用する艇	条例別表第1の2係留料及び3陸置料	5割の減額	所属団体課外活動証明書(提出)	
(2) 学校教育法第1条に規定する学校の児童、生徒及び学生が使用する艇(ディンギーヨットの短期利用に限る。)			学生証(提示) ※ 学生証を所持していない場合、申請書に在校名及び学年を記入	
(3) 障害者手帳の所持者が操船する艇及びその伴走艇			短期利用	障害者手帳(提示)
			一般利用	障害者手帳の写し(提出)
(4) 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体本来の活動のために使用する艇			団体の定款等(提出) 団体会員の募集要項(提出) 当該年度の事業計画書(提出) 前年度の事業報告書(提出)	
(5) 指定管理者が施設の管理運営のために使用する艇			免除	—
(6) 第15条第3項の規定により附属器具(船台等を除く。)を変更した場合における新たに利用承認を受けようとする艇			新たに利用承認を受けた日から変更前の艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額	利用承認事項等変更届(提出)
(7) 第17条第1項の規定により名義を変更する場合における新たに利用承認を受けようとする艇			新たに利用承認を受けた日から当該艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額	名義変更(地位の承継)届(提出)
(8) 第18条の規定により艇を変更する場合における新たに利用承認を受けようとする艇			新たに利用承認を受けた日から変更前の艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額	艇の変更届(提出)
(9) その他条例第12条第2項第6号の規定に基づき減免を認められた艇	5割の減額又は免除	必要に応じて提出(提示)を指導		

- 備考 1 表中の(1)から(9)までの各減免措置を1つの艇について重複して適用することはできないものとする。
- 2 表中の(6)から(8)までの減額措置については、次の算式による。
 変更後の利用承認期間に係る利用料－(既納の変更前の利用承認期間に係る利用料の1日当たりの額×変更後の利用承認期間の始期から変更前の利用承認期間の終期までの期間の日数)
- 3 減額の取扱いをした場合に、減額後の利用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 表中の(1)、(3)、(4)及び(9)の提出書類については、毎年度提出が必要となる。
- 5 同一の利用者が、同一年度に複数の艇について減免申請をする場合には、提出書類は各1部で足りるものとする。

神奈川県収入証紙ちょう付欄

係留施設利用承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

〒
申請者 住 所
氏 名 (印)
電話番号

次のとおり係留施設を利用したいので、承認を申請します。

船 名		セール番号	
船 の 規 格		船 の 長 さ	全長 m
			全幅 m
船 の 特 徴	F・R・P、木製 (材質) その他	船の 製造年月日	年 月
利用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
連 絡 先	電 話		
添 付 書 類			
※ 施設 利用番号		※ 利用料	円

注 ※印の欄には、記入しないこと。

神奈川県収入証紙ちょう付欄

陸置施設利用承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者

〇〇 様

〒

申請者 住 所
氏 名
電話番号

(印)

次のとおり陸置施設を利用したいので、承認を申請します。

船 名		セール番号	
船 の 規 格		船 の 長 さ	全長 m
			全幅 m
船 の 特 徴	F・R・P、木製 (材質) その他	船の 製造年月日	年 月
利用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
連 絡 先	電 話		
添 付 書 類			
※ 施設 利用番号		※ 利 用 料	円

注 ※印の欄には、記入しないこと。

誓 約 書

係留

葉山港の 施設の利用が承認された際には、港湾施
陸置

設の設置及び管理等に関する条例、同条例の施行等に関する規則、葉山港の施設利用承認等に関する事務処理要綱及び利用者心得に定められた事項を守るほか、係員の指示に従います。

以上のとおり誓約いたします。

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所

氏 名

印

共同利用者名簿

ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住所	〒 電話 ()
小型船舶免許番号	級 番号

神奈川県収入証紙ちょう付欄

臨時係留施設利用承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

〒
申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり短期による係留施設を利用したいので、承認を申請します。

乗組員 (申請者を除く)	氏 名	年令	住 所	電 話 番 号	
船 名			船 の 規 格		
セール番号			船 の 長 さ	m	
入 港	月	日	時	分	
出港予定	月	日	時	分	
※出港確認	月	日	時	分	
行 先			※ 利 用 料	円	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

神奈川県収入証紙ちょう付欄

臨時陸置施設利用承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

〒
申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり短期による陸置施設を利用したいので、承認を申請します。

乗組員 (申請者を除く)	氏 名	年令	住 所	電 話 番 号	
船 名			船 の 規 格		
セール番号			船 の 長 さ	m	
入 港	月	日	時	分	
出 港 予 定	月	日	時	分	
※出 港 確 認	月	日	時	分	
行 先			※ 利 用 料	円	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

利 用 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました施設の利用については、次のとおり承認される見込みですので、利用料を神奈川県収入証紙で納入して下さい。

なお、指定の期日までに、この手続きをされない場合は、利用を承認されないことがあります。

記

船 名		船の長さ	m
利 用 料	円	利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用料の 納入方法			
振 込 先			
そ の 他			

（ 問い合わせ先
葉山港管理事務所
電話 ）

第 号
年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

施設の利用承認について(通知)

あなたが、 年 月 日付けで提出されました葉山港の 施設
の利用については、次により承認します。

施設名 (利用番号)			
船名		セール番号	
船の規格		船の長さ	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用料	円		

第 号
年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

係留
施設利用不承認通知書（回答）
陸置

あなたが、 年 月 日づけで提出されました葉山港係留施設利
陸置

用承認申請については、次の理由により、承認できませんのでご了承願います。

理 由	
-----	--

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に指定管理者○○を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に指定管理者○○を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

（ 問い合わせ先
葉山港管理事務所
電話 ）

施設利用料減免申請書

年 月 日

神奈川県横須賀土木事務所長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

係留
次のおり葉山港 施設利用料の減免を申請します。
陸置

施設名 (利用番号)			
船の規格		船の長さ	m
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
減免を受けようとする理由			

<p>※ 指定管理者意見</p> <p>本件減免申請について添付資料その他必要書類の提出提出を求め審査したところ、次の条項に該当し、減免を承認する見込みがあると思われますので回付します。</p> <p><input type="checkbox"/> 事務処理要綱第12条第2項 号に該当</p> <p style="text-align: center;">指定管理者 ○○ 氏 名 ㊟</p>
--

備考

- 1 ※印の欄には記入しないでください
- 2 氏名を本人が白筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 号
年 月 日

施設利用料減免決定通知書

様

神奈川県横須賀土木事務所長

係留
年 月 日付けで申請のありました葉山港 施設
陸置

利用料の減免については、次のとおり決定しましたので通知します。

施設名 (利用番号)			
船の規格		船の長さ	m
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
利用料	減免決定額	減免決定後の利用料	
円	円	円	

第 号
年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

葉山港施設継続利用の手続きについて(通知)

あなたの利用している施設は、 年 月 日で利用承認期間が満了となりますので、引き続き利用される場合は、施設の利用承認手続きをし、利用料を納入してください。

なお、期間満了日までに手続きを完了しない場合は、施設利用の意思がないものとして処理しますのでご注意ください。

1 利用承認手続

- (1) 利用承認申請書(管理事務所に用意してあります。)
- (2) 個人の方は印鑑及び住民票を持参してください。
- (3) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名。
(例)学校については、校長名又は学長名で申請してください。
- (4) 本人以外の方が申請する場合は、必ず委任状を提出してください。
- (5) クルーザーヨット及びモーターボートの場合は、小型船舶登録証明書を添付してください

問い合わせ先
葉山港管理事務所
電話

第 号
年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

施設利用の継続について（通知）

あなたが利用している 施設（ — ）については、 年
月 日をもって利用承認の期間が満了しますが、あなたは 年 月
日現在で利用承認の期間中に一度も出港されていません。

このまま当該利用承認の期間中に
出港されない場合は、前記施設の継続利用
ができませんのでご注意ください。

（
問い合わせ先
葉山港管理事務所
電話
）

利用承認事項等変更届

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

住所

氏名 ㊟

〔 法人その他の団体にあつては、所在地名称
並びに代表者の氏名及び印 〕

（利用施設番号 ー ）

次のとおり利用承認事項等に変更があつたので、届け出ます。

	変更事項	変 更 前	変 更 後
利用 承認 を受 けて いる 者	住 所		
	氏 名		
	連 絡 先	()	()
	船 名		
	セール番号		
	変更年月日	年 月 日	
共同 利用 者	住 所		
	氏 名		
	変更年月日	年 月 日	

添付書類・住民票、戸籍抄本等、変更の事実を証する書面を添付してください。

共同利用者変更届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住所
氏名 ㊟
(施設利用番号 —)
〔 法人その他の団体にあつては、所
在 地 〕

次のとおり、共同利用者の変更（追加）をしたいので届け出ます。

現在の共同 利用者の氏名	変 更 後 の 共 同 利 用 者			
	氏 名	住 所	生年月日	区 分
				継続・変更・追加

- (注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「区分」の別（下記除外の場合は、該当なし）
 *継続：現在の共同利用者が引き続き共同利用者となる場合
 *変更：継続、追加いずれにも該当しない場合
 *追加：現在の共同利用者に変更がない場合で、新たな共同利用者を記載する場合
 3 現在の共同利用者のうち、除外する共同利用者がある場合は、現在の共同利用者を記載した後、該当者を——で消して（上書きして）ください。
 (※ 除外の場合のみでも、本届け出が必要です。)
 4 添付書類 戸籍抄本、艇の共同所有を証する書類等

名義変更(地位の承継)届

年 月
日

葉山港指定管理者
〇〇 様

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

印

係留

次の施設の利用にあたり、現在甲が利用承認を受けている地位を乙が承
陸置

継したため、利用承認を受けている名義を甲から乙に変更するので届け出ます。

利用施設番号	
艇 種	
艇名又はセール番号	
利用承認期間満了日	年 月 日
承認の年月日	年 月 日
乙の利用に係る共同 利用者	別添共同利用者名簿のとおり

- (注) (1) 住所欄、氏名欄は、自署によるものとする。
 (2) 相続、遺贈等、現名義人(甲欄)の記載ができない場合は、乙欄のみの記載とする。
 (3) 承継を証する書面(戸籍抄本等)を添付すること。

名義変更（権利の譲渡）承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

住 所

氏 名 ㊟

係留
次の 施設の利用にあたり、現在私が利用承認を受けている名義を変更した
陸置

いので申請します。

名義変更を受ける者 (権利を譲り受ける者)	氏 名	
	住 所	
利用施設番号		
艇 種		
艇名又はセール番号		
甲の利用承認期間満了日	年 月 日	
名 義 変 更 希 望 日	年 月 日	

- (注) 1. 利用承認期間満了日欄は、利用承認を受けている者の利用承認期間満了日を記載してください。
2. 配偶者又は2親等以内の血族への名義変更の場合は、甲、乙の続柄を証する書面（戸籍抄本等）を添付してください。

艇 の 変 更 届

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

住 所

氏 名

⑩

〔 法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印 〕

次の 係留 施設の利用にあたり、艇の変更をしたいので届け出ます。
陸置

	新	旧
利用施設番号		
艇 種		
艇名又はセール番号		
艇 長		
艇 幅		
総 重 量		
吃 水		
変 更 の 理 由		
施 設 利 用 承 認 状 況	年 月 日まで	

- 添付書類 (1) 誓約書、住民票（抄本）、カタログ又は設計図、艇の写真
 (2) 登録事項証明書（船舶検査証書）の写し（クルーザーヨット、モーターボートの場合）
 (3) 船台の規格が明らかになる図面（クルーザーヨット、モーターボートの場合）

係留
陸置 施設利用廃止届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所

氏 名

㊟

〔法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印〕

係留
次のとおり 施設の利用を廃止するので届け出ます。
陸置

利用施設番号		艇種又は船名		セール番号	
利用承認期間	年 月 日				
利 用 廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日		艇 搬 出 予 定 年 月 日	年 月 日	

上記の艇の搬出を確認しました。

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

確認者 職氏名

第 号
年 月 日

様

葉山港指定管理者 ○○

施設利用廃止の提出について (通知)

あなたが利用している 施設 (-) については、 年 月 日をもって利用承認の期間が満了しています。

このことについては、先に勧告 (年 月 日付け第 号) したところですが、未だに継続して利用する手続きがとられていませんので、速やかに利用廃止の手続きをとるとともに、使用する艇を葉山港の施設から搬出されるよう通知します。

問い合わせ先
葉山港管理事務所
電話

第22号様式 (第22条関係)

係留施設利用台帳

施設番号					
名義人	氏名			電話番号	
	住所	〒		<共同所有者氏名>	
船名					
セール番号		製造年月 船検番号			
艇区分		艇長			
艇の特徴		艇の幅			
連絡先	氏名				電話番号
	住所	〒			
利用承認状況					
承認状態	処理年月日 收受番号	処理承認期間	利用料 (差額)		利用保証番号 施行番号
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

参考資料 10-37

第23条関係 (第22条関係)

陸置施設利用台帳

施設番号					
名義人	氏名			電話番号	
	住所	〒		<共同所有者氏名>	
船名					
セール番号		製造年月 船検番号			
艇区分		艇長			
艇の特徴		艇の幅			
連絡先	氏名				電話番号
	住所	〒			
利 用 承 認 状 況					
承認状態	処理年月日 収受番号	処 理 承 認 期 間	利 用 料 (差 額)		利用保証番号 施行番号
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

参考資料 10-38

第24号様式(第23条関係)

標 識



内円地色は、銀色

外円地色は、緑色。文字は、白色

係留艇 一時搬出届
陸置艇

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所

氏 名

㊟

〔 法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印 〕

係留艇
次のとおり を一時搬出するので届け出ます。
陸置艇

利用施設番号		艇種又は船名		セール番号	
搬出の理由					
利用承認期間	年 月 日	搬出予定年月日	年 月 日	再搬入予定年月日	年 月 日

上記の艇の搬出を確認しました。

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

確認者 職氏名

上記の艇の再搬入を確認しました。

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

確認者 職氏名

標記番号

出 艇 届 (A)

施設利用承認者名		電 話	
住 所			
陸置・係留施設番号		船 名	
艇 の 種 類		セール番号	
使 用 者 名		電 話	
		携帯電話	
住 所			
乗 組 員			
氏 名	年 齢	住 所	電話又は携帯電話
出 港 予 定	年	月	日 時 分
帰 港 予 定	年	月	日 時 分
行 先	葉山沖(その他)		
帰 港 日 時	年	月	日 時 分

出 艇 届 (B) [複 数 艇 用]

法人又は団体名				合宿所又は連絡先	
住 所				住 所	
電 話				電 話	
使 用 者 名 (代表者名)				電 話 (自宅)	
				携 帯 電 話	
住 所					
標 識 番 号	施設番号	艇の種類	セール番号	乗 組 員 名	
出 港 予 定	年 月 日		時 分		
帰 港 予 定	年 月 日		時 分		
行 先	葉山沖(その他)				
帰 港 日 時	年 月 日		時 分		

出 艇 届（遠航）

年 月 日

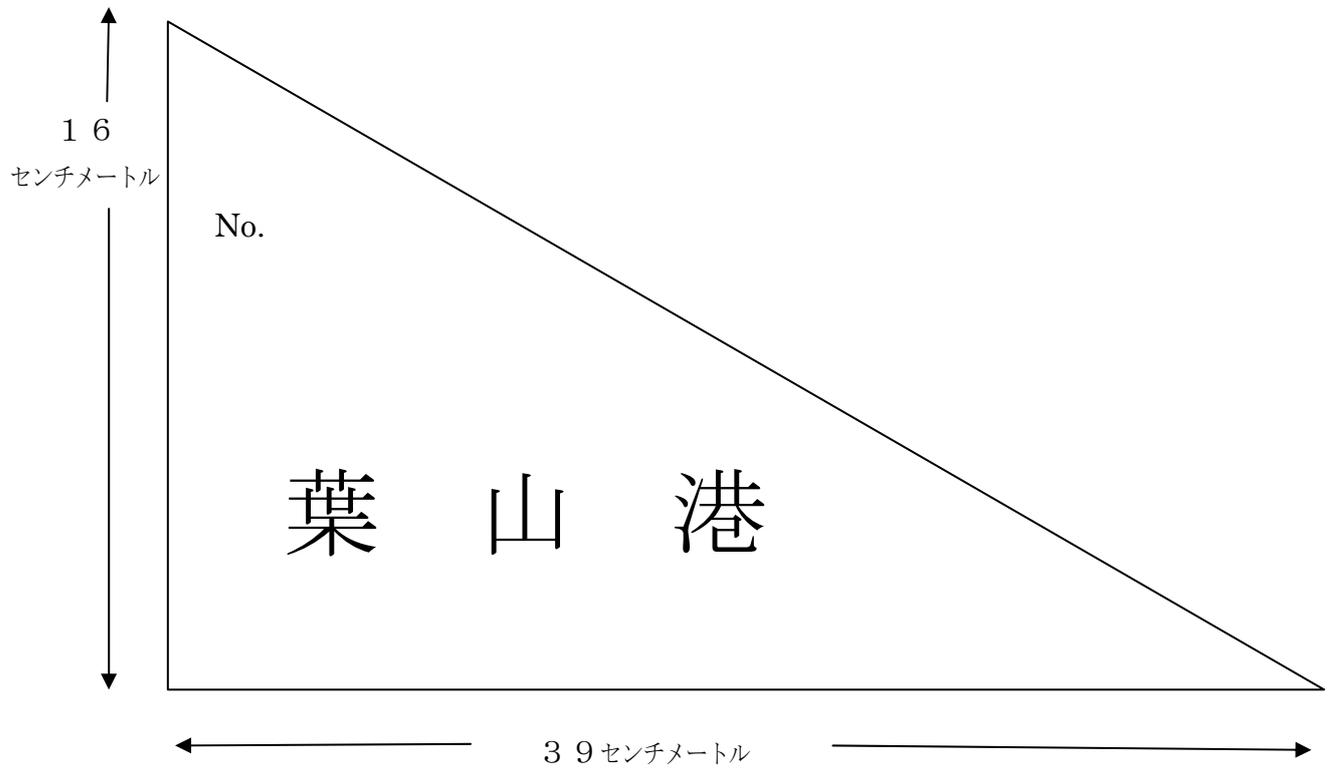
船 名		艇 種		セールNo.			
艇 長 名		年 令	才	海技免状	級		
艇長の住所				電 話			
乗船者名、電話、年齢							
No.	乗船者名	年 令	電 話	No.	乗船者名	年 令	電 話
出 港 日	年 月 日			時 分	帰 港 確 認		
帰 港 日	年 月 日			時 分	月 日		時 分
行先、航程							

（注）必ず到着地から電話連絡をしてください。

（葉山港管理事務所 8：30～17：00 の時間に

までに連絡してください。）

標旗



地色は 赤 色
文字は 白 色

葉山港施設時間外立入届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所
氏 名

次のとおり施設利用時間外に立ち入りたいので届け出ます。

立入年月日	
立入時間	時 分 から 時 分 まで
立入の目的	
船 名	
利用施設番号	

立入者氏名	住 所	連絡先等

葉山港施設内宿泊届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所
氏 名

次のとおり施設内に宿泊したいので届け出ます。

宿泊日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
宿泊の目的	
船 名	
利用施設番号	

宿泊者氏名	住 所	連絡先等

競 技 会 等 開 催 届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

主催又は主管（団体）名 _____

所 在 地 _____
(電話)

代 表 者 氏 名 _____

連 絡 責 任 者 (住所) _____
(氏名) _____ (電話) _____

このたび葉山沖で 競技会を開催することになり、次のとおり葉山港の港湾施設を利用したいので届け出ます。

1 競技会名 _____

2 開催日時 _____

3 利用期間 _____

4 利用艇の規格及び艇数 _____

5 補助金の有無及び交付者 _____

6 参加艇名簿（葉山港保管艇） _____ 別紙のとおり

(他港からの参加艇) _____ 別紙のとおり

第33号様式（第32条関係）（規格 縦5.5センチメートル 横8.5センチメートル）

（表）

葉山港駐車場利用券
神奈川県 ● 利用料は、利用終了時にお支払いください。 ● 港湾施設利用者の方は、管理事務所で確認を受けてください。

（裏）

注意事項
1 車両の種類に従い、所定の場所に駐車してください。 2 車両の入退場は、所定の開場時間内に行ってください。 3 この券の再発行はいたしませんので、紛失しないようご注意ください。 4 この券を折り曲げたり、磁気に近づけないでください。 5 駐車場内での車両の損傷、盗難等の事故に対する責任は負いません。 6 その他係員の指示に従ってください。

第34号様式（第32条関係）

神奈川県
葉山港駐車場

領収書

（緑化協力金をいただいた場合）

第35号様式（第32条関係）

神奈川県
葉山港駐車場

領収書

（緑化協力金をいただけなかった場合）

舟艇上下架装置利用承認申請書

年 月 日

葉山港指定管理者

〇〇 様

申請者〔法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表〕

住 所

氏 名

⑩

電話番号

次のとおり舟艇上下架装置を利用したいので、承認を申請します。

船 名		船 の 規 格	
セール番号		船 の 長 さ	メートル
利 用 内 容	<input type="checkbox"/> 上下架 <input type="checkbox"/> 下架のみ <input type="checkbox"/> 上架のみ		
利用希望日時	年 月 日 時 分 ごろ	利用希望回数	回
係留(陸置き)施設	年 月 日	から	
利用承認期間	年 月 日	まで	
※利用料			円

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

年 月 日

舟艇上下架装置利用承認書

様

葉山港指定管理者 ○○

次のとおり舟艇上下架装置の利用を承認します。

船名		船の規格	
セール番号		船の長さ	メートル
利用内容	<input type="checkbox"/> 上下架 <input type="checkbox"/> 下架のみ <input type="checkbox"/> 上架のみ		
利用希望日時	年 月 日 時 分ごろ	利用希望回数	回
係留(陸置き)施設	年 月 日	から	
利用承認期間	年 月 日	まで	
※利用料			円
※利用料の納付期限	年 月 日		

【注意事項】

- 1 表示の艇以外は利用できません。
- 2 利用については、係員の指示に従うこと。
- 3 利用料は、原則不還付とします。

第38号様式（第34条、第35条、第39条関係）（現金領収書）（用紙 縦16センチメートル 横9.5センチメートル）

(第1面)											
原						符					
第						号					
										円	
ただし、											
										納	
		年		月		日					
										会計員印	
(第2面)											
現						金 領 収 書					
第						号					
										円	
ただし、											
上記の金額を領収しました。											
										様	
		年		月		日					
										現金取扱主任	
										会計員	
印											
備考											
1 100組つづりとし、複写式にすること。											
2 特殊な事項を記載する必要があるときは、現金取扱主任の承認を受けること。											

(表)

No.	No.
葉山港舟艇上下架装置 利 用 券 控	葉山港舟艇上下架装置 利 用 券
年 月 日発行	年 月 日発行
船名 船長 メートル	船名 船長 メートル
ル	ル
(陸置番号)	(陸置番号)
取扱者 ⑩	取扱者 ⑩
神 奈 川 県	神 奈 川 県
	(本券は当日限り有効です。)

(裏)

注 意 事 項	
1 利用の際は必ず係員に提示し、利用が終わったときは係員にお渡してください。	
2 上下架装置利用については、係員の指示に従ってください。	
3 表示の艇以外は利用できません。	
4 有効期限が切れたり、不用になつたときは必ずお返しください。	
5 不正利用手段として使用したときは無効として回収します。	

会議室等利用申込書

年 月 日

葉山港指定管理者

〇〇 様

申請者 住 所

氏 名

⑩

電話番号

次のとおり会議室等の利用を申し込みます。

利用の年月日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで			
利用する施設 及び利用時間	施設（設備）名		人 員	利 用 時 間
	会 議 室	<input type="checkbox"/> 2階会議室A	()	: ~ :
		<input type="checkbox"/> 2階会議室B	()	: ~ :
		<input type="checkbox"/> 3階多目的室A	()	: ~ :
		<input type="checkbox"/> 3階多目的室B	()	: ~ :
設 備	<input type="checkbox"/> 音響セット	台	: ~ :	
利用の目的				
利用予定人員	人			
利用責任者	住 所			
	氏 名			
	電 話			
※利用料の額	円（施設利用料内訳		円）	
	（設備利用料内訳		円）	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

年 月 日

会議室等利用承認書

様

葉山港指定管理者 ○○

次のとおり会議室等の利用を承認します。

利用の年月日	年 月 日 () から			年 月 日 () まで		
利用する施設 及び利用時間	施設（設備）名		人 員	利 用 時 間		
	会 議 室	<input type="checkbox"/> 2階会議室A	()	:	~	:
		<input type="checkbox"/> 2階会議室B	()	:	~	:
		<input type="checkbox"/> 3階多目的室A	()	:	~	:
		<input type="checkbox"/> 3階多目的室B	()	:	~	:
設 備	<input type="checkbox"/> 音響セット	台	:	~	:	
利用の目的						
利用予定人員	人					
利用責任者	住 所					
	氏 名					
	電 話					
※利用料の額	円（施設利用料内訳） 円					
	（設備利用料内訳） 円					

【注意事項】

- 1 承認された以外の施設、付属設備及び器具等を使用しないこと。
- 2 承認を受けずに壁、柱、窓等にはり紙し、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- 3 承認を受けずに事務所の付属設備及び器具等を事務所外へ持ち出さないこと。
- 4 指定場所以外において喫煙しないこと。
- 5 承認を受けずに火気を使用しないこと。
- 6 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- 7 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
- 8 係員の指示に従うこと。
- 9 利用料は、原則不還付とします。

船具ロッカー利用申込書

年 月 日

葉山港指定管理者

〇〇 様

申請者 住 所 法人その他の団体に
あつては、所在地、名
称及び代表者の氏名 氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり船具ロッカーの利用を申し込みます。

利用の年月日	年 月 日 () から		年 月 日 () まで
大型ロッカー	台	※施設利用番号	
小型ロッカー	台	※施設利用番号	
係留・陸置施設番号		船 名	
※利用料の額	円 (内訳 円)		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

年 月 日

船具ロッカー利用承認書

様

葉山港指定管理者 ○○

次のとおり船具ロッカーの利用を承認します。

利用の年月日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで		
大型ロッカー	台	※施設利用番号	
小型ロッカー	台	※施設利用番号	
係留・陸置施設番号		船 名	
※利用料の額	円（内訳 円）		

【注意事項】

- 1 承認された以外の施設、付属設備及び器具等を使用しないこと。
- 2 承認を受けずに壁、柱、窓等にはり紙し、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- 3 承認を受けずに事務所の付属設備及び器具等を事務所外へ持ち出さないこと。
- 4 指定場所以外において喫煙しないこと。
- 5 承認を受けずに火気を使用しないこと。
- 6 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- 7 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
- 8 係員の指示に従うこと。
- 9 利用料は、原則不還付とします。

船 具 ロ ッ カ ー 利 用 廃 止 届

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

住 所

氏 名

⑩

〔 法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印 〕

次のとおり船具ロッカーの利用を廃止するので届け出ます。

利用承認期間	年 月 日 () から 年 月 日 ()		
大型ロッカー	台	施設利用番号	
小型ロッカー	台	施設利用番号	
係留・陸置施設番号		船 名	
利用廃止(船具搬出)予定年月日	年 月 日		

上記の利用の廃止(船具の搬出)を確認しました。

年 月 日

葉山港指定管理者
〇〇 様

確認者 職氏名

葉 山 港 一 時 使 用 届

年 月 日

葉山港指定管理者
○○ 様

住 所

氏 名

(印)

職 業

電話番号

次のとおり港湾内において行為をしたいので届け出ます。

行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	
行為の場所	
そ の 他	

- 注意事項
1. 港湾内における行為は係員の指示によること。
 2. 港湾内の艇その他器物に無断でふれないこと。

葉山港駐車場管理規程

※ 平成 25 年 4 月からの料金改定前の規程です。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、葉山港臨港道路附属駐車場の利用について必要な事項を定めるものとする。

(規程の遵守)

第 2 条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

(開場時間)

第 3 条 駐車場の開場時間は、午前 5 時から午後 10 時までとする。なお、火曜日（国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日）、祝日の翌日並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで、休業日とする。ただし、必要があると認めるときは、開場及び休業日を臨時に変更することがある。

(供用の休止等)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の全部又は一部について、供用の中止、車路の通行止、駐車した自動車（駐車場法第 2 条 4 号に定める自動車、以下「車輛」という。）の退避等を行うことがある。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 駐車場の保安上利用の継続が適当ではないと認められる場合
- (3) その他駐車場の管理上特に必要と認められる場合

(駐車できる車輛)

第 5 条 駐車場に駐車することのできる車輛は、自動二輪車、普通自動車、大型自動車等とする。

第 2 章 利 用

(駐車場への入出等)

- 第 6 条 利用者は駐車場入り口において駐車券の交付を受けてから入庫しなければならない。
- 2 利用者は出庫するときは、出口精算機にて所定の駐車料金を納付し、出庫しなければならない。
 - 3 駐車場の管理上必要があると認められるときは、出入口の一部を閉鎖することがある。

(駐車位置の変更)

第 7 条 駐車場の管理上必要があると認められるときは、駐車位置を変更させることがある。

(駐車場内の通行)

第 8 条 利用者は、駐車場の車輛通行について、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 速度は8 km 毎時を超えないこと。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第9条 前条の定めによるほか利用者は駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙し又は火気を使用しないこと。
- (2) ゴミは持ち帰ること。
- (3) 場内又は車内で宿泊しないこと。
- (4) 場内で車輛の洗浄はしないこと。
- (5) 場内の施設、他の車輛に損傷を与え又はその他の事故が発生したときは直ちに係員に届け出る
こと。
- (6) 駐車中はエンジンを必ず停止し、貴重品その他盗難のおそれのある物品を車内に放置しないこ
と。
- (7) 場内において営業行為、演説、宣伝、募金、署名活動その他公安を害する行為をしないこと。
- (8) その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(駐車拒絶等)

第10条 指定管理者は、駐車場が満車である場合に駐車受付を停止するほか、次の各号に該当する
場合には駐車場の利用を拒絶し、又は車輛を退出させることがある。

- (1) 駐車場の施設又は他の車輛をき損又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 有毒物又は爆発物その他の危険物を積載し又は取り付けているとき。
- (3) 著しく騒音又は臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物を
こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があると認められたとき。

(出庫拒否)

第11条 指定管理者は、次の場合には駐車した車輛の出庫を拒否することがある。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用券を提出しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合において所定額の現金を納付しないとき。
- (3) この規程第12条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(事故に関する措置)

第12条 指定管理者は、駐車場において事故が発生し又はそのおそれがあるときは速やかに必要な
措置を行うものとする。

第3章 駐車料金及び駐車料金の算定等

(駐車料金)

第13条 駐車料金は、1車輦につき次のとおりとする。

区分	原動機付き自転車及び自動二輪車	小型自動車、小型特殊自動車及び普通自動車	大型自動車及び大型特殊自動車
港湾施設利用者	1回につき260円	1回につき670円。ただし、7月1日から8月31日までの間は800円とする。	1回につき930円。ただし、7月1日から8月31日までの間は1,080円とする。
その他の利用者	1時間につき120円 1泊につき300円	1時間につき300円。ただし、7月1日から8月31日までの間は400円とする。 1泊につき750円。	1時間につき900円。ただし、7月1日から8月31日までの間は1,200円とする。 1泊につき2,250円。

- 1 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
- 2 港湾施設利用者とは、港湾の設置及び管理等に関する条例第4条第1項第2号に掲げる施設（臨港道路付属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
- 3 1泊とは、港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則で定める開場時間を過ぎて翌日の開場時間まで駐車することをいう。

(料金の払戻し等)

第14条 料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。

(利用者に対する損害の賠償)

第15条 指定管理者は、その責に帰すべき事由により車輦を滅失し、き損又は汚損したときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(車内の物品に関する免責)

第16条 前条に規定にかかわらず、指定管理者は、駐車場に駐車中の車内に留置された貴重品その他の物品が滅失、き損又は汚損した場合の損害については賠償しない。

(車輦又は利用者の損害に関する免責)

第17条 指定管理者は、次の事由その他指定管理者の責に帰することのできない事由によって生じた車輦又は利用者の損害については賠償しない。

- (1) 天災地変その他不可抗力による事故
- (2) 当該車輦その積載物、若しくは取付物の瑕疵又は積載物、若しくは取付物の性質による事故
- (3) 第12条の規定による措置

(利用者の故意、過失による損害の賠償)

第18条 利用者は、故意又は過失により、駐車場の施設又は他の利用者の車輦等に損害を与えたと

きは、その損害を賠償しなければならない。

第4章 雑 則

(この規程に定めない事項)

第19条 この規程に定めのない事項については、関係法令等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

緑化協力金制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑化協力金の受入れ、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化協力金 かながわトラストみどり基金条例（昭和61年条例第4号。以下「基金条例」という。）第3条第2号に規定する基金の趣旨に添う寄附金で、駐車場利用者及び駐車場の経営主体から拠出される任意の寄附金をいう。
- (2) 県営駐車場 県が公の施設条例に基づき設置している駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。
- (3) 県の第三セクターの駐車場 県有地を活用して駐車場を運営する県の第三セクターの駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。
- (4) 地方独立行政法人の駐車場 神奈川県が設立する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人及び同法第55条に規定する一般地方独立行政法人の駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。

(実施駐車場)

第3条 緑化協力金は、別表第1及び別表第2に掲げる県営駐車場並びに別表第3及び別表第4に掲げる県の第三セクターの駐車場並びに別表第5及び別表第6に掲げる地方独立行政法人の駐車場において実施する。

(受入れ方法)

第4条 別表第1に掲げる県営駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設の出納員又は会計出納員が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に收受し、県の緑化協力金の歳入科目に納付するものとする。

- 2 別表第2に掲げる県営駐車場及び別表第6に掲げる地方独立行政法人の駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設の管理受託者、指定管理者又は駐車料金徴収受託者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に預かるものとする。
- 3 別表第4に掲げる第三セクターの駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設を運営する第三セクター代表者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に收受するものとする。
- 4 別表第5に掲げる地方独立行政法人の駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設の管理責任者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に收受するものとする。
- 5 前4項における緑化協力金の金額は、駐車時間や車種にかかわらず自動車（二輪車を含む）1台当たり1回20円とする。
- 6 第1項において緑化協力金を利用者から現金領収したときに交付する現金領収書については、別紙1に掲げる様式によるものとする。
- 7 第2項において緑化協力金を利用者から預かったときは、緑化協力金の金額を明示した領収書を利用者に交付し、別紙2に掲げる「緑化協力金用現金出納簿」に記帳するものとする。

- 8 第3項及び第4項において緑化協力金を利用者から収受したときは、緑化協力金の金額を明示した領収書を利用者に交付するものとする。
- 9 第2項において緑化協力金を利用者から預かった施設の管理受託者、指定管理者又は駐車料金徴収受託者、第3項において利用者から緑化協力金を収受した県の第三セクター代表者及び第4項において利用者から緑化協力金を収受した施設の管理責任者は、一定期間それを取りまとめ、(財)かながわトラストみどり財団の銀行預金口座に振り込むものとする。
- 10 前項に基づき緑化協力金の振り込みを受けた(財)かながわトラストみどり財団(昭和60年6月1日に財団法人みどりのまち・かながわ県民会議という名称で設立された法人をいう。)は、県の緑化協力金の歳入科目に納付するものとする。
- 11 別表第3に掲げる県有地を活用して駐車場を経営する県の第三セクターにおいては、その駐車場収入の一部を県に拠出するものとし、それを緑化協力金とする。
- 12 第2項の定めとは別に、別表第2のうち県営駐車場の指定管理者及び管理受託者が、緑化協力金として県に任意の寄附金を拠出することを申し出、県がこれを承諾した場合は、これによる。
- 13 第3項の定めとは別に、別表第4に掲げる第三セクターの代表者が、緑化協力金として県に任意の寄附金を拠出することを申し出、県がこれを承諾した場合は、これによる。

(基金への積み立て)

第5条 緑化協力金は、基金条例に基づく基金に積み立てるものとする。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益のうち、緑化協力金が原資となっている部分については、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金に積み立てた緑化協力金は、自然環境又は歴史的環境を保全するために樹林地等を買入れる場合に限り、これを処分することができる。

- 附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成12年4月25日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成12年8月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成13年6月21日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成13年7月20日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成13年7月24日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年6月20日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成15年6月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成15年7月20日から施行する。

- 附 則
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 17 年 7 月 25 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 21 年 8 月 31 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

別表第1（県直営）

フラワーセンター大船植物園

別表第2（委託、指定管理）

かながわ県民活動サポートセンター
かながわ労働プラザ
湘南港
大磯港臨港道路附属駐車場
芦ノ湖キャンプ村
相模湖交流センター
由比ヶ浜地下駐車場
葉山港臨港道路附属駐車場
（三崎漁港）本港環境整備施設区域の駐車場
県民ホール
片瀬海岸地下駐車場
（三崎漁港）宮川環境整備施設区域の駐車場
青少年センター
汐見台病院
相模湖公園
あいかわ公園
恩賜箱根公園
大磯城山公園
七沢森林公園
四季の森公園
秦野戸川公園
観音崎公園
東高根森林公園
相模原公園
辻堂海浜公園
保土ヶ谷公園
城ヶ島公園
三ツ池公園
神奈川県立花と緑のふれあいセンター

別表第3（団体、寄附金）

神奈川県道路公社
（株）湘南なぎさパーク

別表第4（団体、預り金）

（公財）神奈川県公園協会
（公財）宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

別表第5（一般地方独立行政法人 直営）

足柄上病院
循環器呼吸器病センター

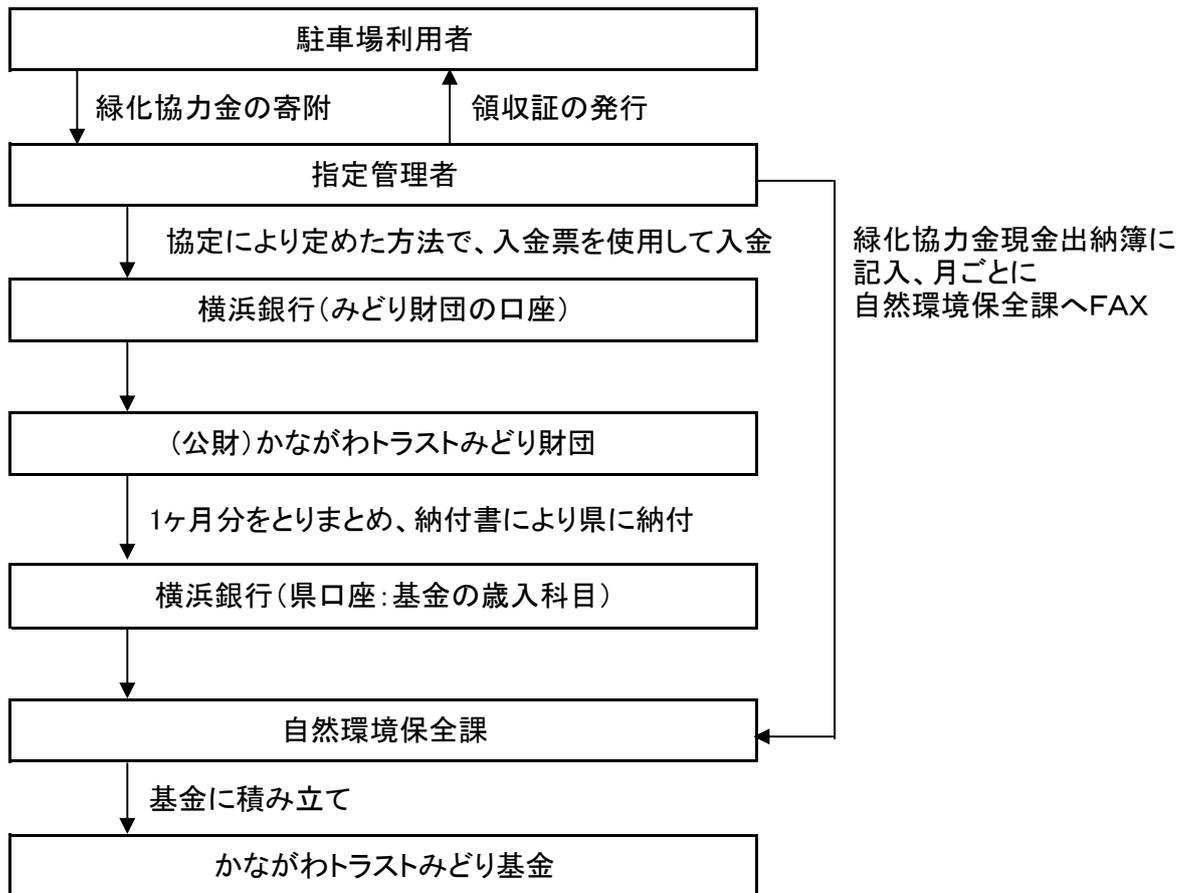
別表第6（一般地方独立行政法人 徴収委託）

こども医療センター

領収書様式

		出納員
	年 月 日	
	領 収 書	
入	年 月 日	
	(入場時刻)	
出	(出場時刻)	
現金		円
(内訳)		
駐車料金		円
緑化協力金		円

○ 緑化協力金フロー図



葉山港津波発生時行動マニュアル

平成 23 年 12 月

平成 24 年 7 月改正

葉山港管理事務所

目次

第1章 総則

- 1 目的・・・1
- 2 津波発生時の対応の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 配備基準（勤務時間外）

- 1 津波発生時に係る配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応・・・・・・・・・・・・・・2

第3章 スタッフの連絡・参集体制

- 1 勤務時間外スタッフの連絡・参集体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第4章 避難場所・避難経路

- 1 避難場所・・4
- 2 避難経路・・4
- 3 一時避難場所・一時避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 一時避難場所から避難場所への避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 5 避難誘導の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
避難場所経路図①～③（津波浸水予測図）・・・・・・・・・5、6、7

第5章 初動態勢時の役割・初動態勢の流れ

- 1 初動態勢時の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 初動態勢の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第6章 初動態勢時の対応内容

- 1 津波情報等の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 津波情報等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3 利用者の避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
避難経路待機図①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 4 海上にいる利用者への避難対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 5 臨港道路附属駐車場の出庫停止措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 6 土木事務所への報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 7 スタッフ自身の避難手順等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第1章 総則

1 目的

このマニュアルは、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、港湾施設の利用者が生命及び身体の安全を確保するために、スタッフがとるべき基本的な対応手順を定めるものとする。

全スタッフは、日ごろからマニュアルの内容を理解し、津波が発生した場合には、適切かつ迅速に対応を行う。

2 津波発生時の対応の基本的な考え方

- (1) 津波による人的被害を軽減するためには、「直ちに水際から離れ、急いで安全な場所に避難する。」という行動原則をスタッフ自身が認識しておく。
- (2) 津波発生時には予想される津波到達時間を考慮しつつ、スタッフの安全が確保されることを前提としたうえで、利用者の避難対応を最優先に行う。
- (3) マニュアルに定める内容は、基本的な対応手順を明らかにするものであり、状況に応じて臨機応変に適切な避難対応を行うものとする。

第2章 配備基準（勤務時間外）

1 津波発生時に係る配備基準

勤務時間外に地震が発生した場合や、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合の配備基準は、次のとおりである。

勤務時間外に津波警報等が発表された時には、管理事務所へ向かうことは非常に危険なことが予想されるため、直ちに参集する事はせず、指示があればすぐに動ける状態で待機する。状況に応じ管理事務所長の判断で参集指示を出し、参集するものとする。管理事務所長の判断で3名が参集し、現場対応を行う。

基準震度数		配備基準
震度5弱	所管港湾市町の震度	参集人数は3名とするが、その他のスタッフに関しては連絡待機
震度5強		
震度6弱以上	県内の最大震度	
県内に大規模な災害が発生	県の災害対策本部が設置された場合	
津波警報	相模湾・三浦半島	連絡待機
大津波警報	相模湾・三浦半島又は東京湾内湾	

2 勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応

管理事務所長は夜間警備に対し直ちに連絡をし、利用者の有無を確認。

(1) 利用者有りの場合

利用者有りの場合は、マニュアルに従い避難指示をし、利用者の安全確保ができた段階で、夜間警備自身避難をする。夜間警備は情報収集のため、テレビやラジオ、携帯電話等の通信機器を使用し、近隣地域の状況を把握する。

(2) 利用者無しの場合

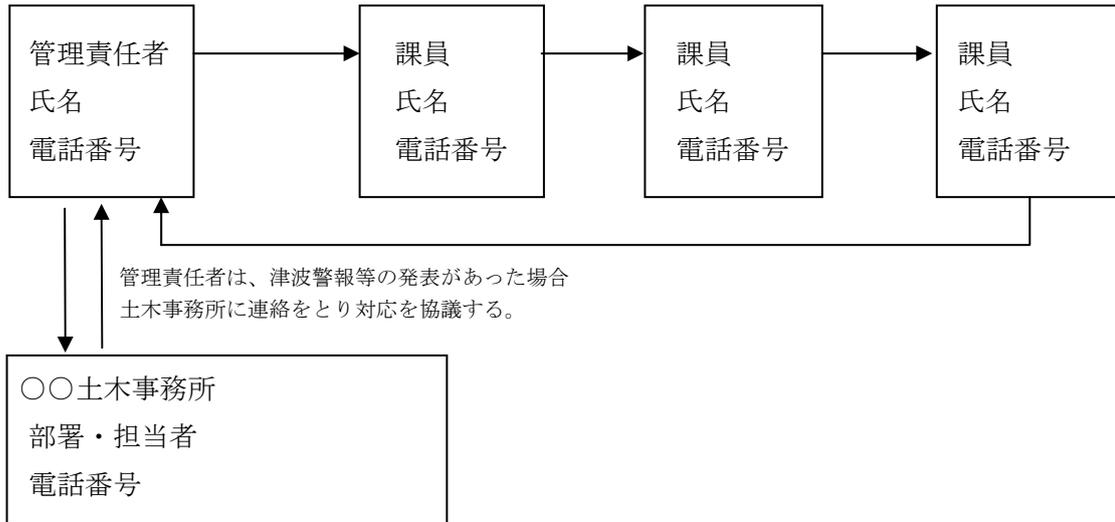
利用者無しの場合は、夜間警備自身が避難をし、情報収集の為、テレビやラジオ、携帯電話の通信機器を使用し、近隣の状況把握をする。

夜間警備はいずれの場合も、避難が完了した段階で管理事務所長に連絡を入れる。状況に応じ、スタッフ3名が参集し現場対応を行う。

第3章 スタッフの連絡・参集体制

1 勤務時間外の職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報が発表された場合には、次の緊急連絡網に基づき管理事務所長の指示に従い行動をする。



2 関係機関の連絡

<横須賀土木事務所>

担当課	連絡先
横須賀土木事務所 河川砂防課 許認可指導課	

<その他関係機関>

関係機関名	部署 (担当者)	連絡先	関係機関の役割
横須賀海上保安部	整備救難課		海難救助
葉山消防署	防災課		情報提供

第4章 避難場所・避難経路

利用者の避難誘導を行う際の避難場所は、次のとおりである。

1 避難場所

津波が発生した場合には、葉山町の指定する津波避難場所は「堀内会館」であるが、距離の問題と避難経路が海岸線であることから、鑑摺町内会と協議をし「中央大学葉山寮付近の高台」を葉山港の避難場所として指定する。所要時間は群集歩行速度で約10分とする。

2 避難経路

1の避難場所への避難経路は、P5（避難場所経路図①）のとおりである。

3 一時避難場所・一時避難経路

津波が迫っており、1の避難場所へ避難する間がない場合や、災害時要援護者等の避難場所への誘導が困難な場合等については、「旗立（はたたて）山」へ一時的な避難誘導を行う。

所要時間は1の「中央大学葉山寮付近の高台」の約10分に対し、約5分になる。

一時避難経路については、P6（一時避難場所経路図②）のとおりである。

4 一時避難場所から避難場所への避難誘導

一時避難場所は、とりあえず津波の危険から命を守るための場所であるため、一時避難場所へ避難した場合には、津波等の状況を見て、次の経路のとおり、避難場所へ避難することとする。

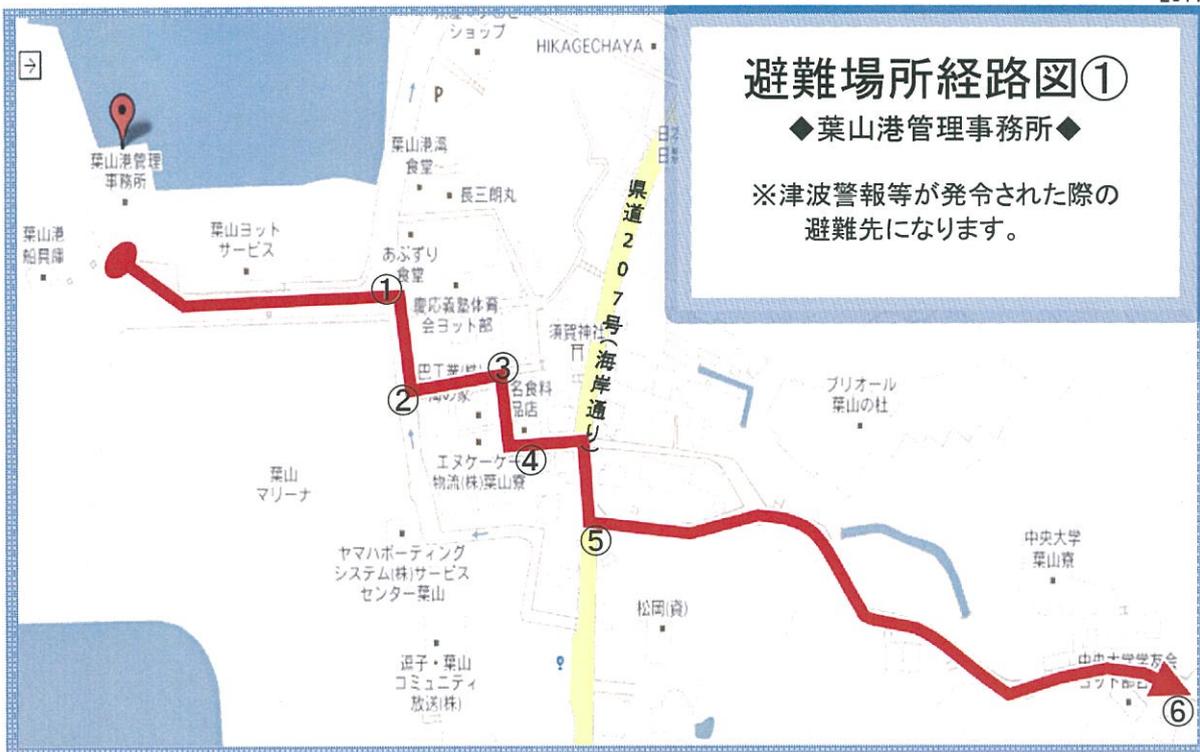
ただし、避難の際に、津波注意報や津波警報等が解除されるまでは、津波浸水予想区域に近づかない様、利用者への周知を行う。

（津波浸水予想区域は津波浸水予測図①）

一時避難場所から避難場所への経路については、P7（避難場所経路図③）のとおりである。

5 避難誘導の判断

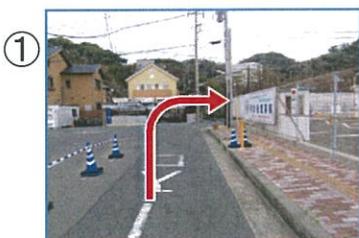
津波発生時にどこの場所に避難させるかは、その時の状況により異なるため、当日の責任者が指示を出し、スタッフは利用者の安全確保を第一と考えた避難誘導を行い、利用者の安全確保が確認でき次第、スタッフも避難を行う。



避難場所経路図①

◆葉山港管理事務所◆

※津波警報等が発令された際の避難先になります。



①

◆管理事務所入口を出て突き当たりを

みぎま
右に曲がる。



②

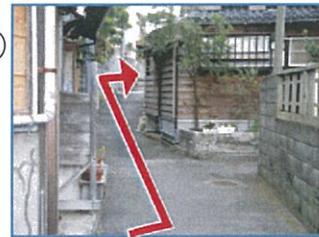


◆すぐ左手に公園があるので、先の曲がり角を左に曲がる。



③

④



◆一つ目の路地を右、次を左、車道(県道207号)へ出て右へ。



⑤

◆一つ目のT字路(角に「中央大学葉山寮」標識あり)を左に曲がり、なだらかな坂の一本道を上っていく。

◆左手にマンション(「プリオール葉山の杜」)があり、マンションの先には「中央大学葉山寮」がある。



⑥

※車道では車に注意して下さい。また、ブロック塀が倒れてきたり、山肌が見える場所は土砂崩れの恐れがあります。十分ご注意下さい



一時避難場所経路図②

◆葉山港管理事務所◆

※津波警報等が発令された際、避難する時間がない場合等の避難先になります。

①



◆管理事務所入口を出て突き当たりを左に曲がる。

②



③



◆そのまま道なりに進み、
 笠摺葉山港入口の信号を右折。

④



⑤



◆日影茶屋の看板奥の階段を上る。

⑥



◆階段を上り頂上まで行くと、
 「旗立(はたたて)山」である。

⑦



◆頂上からの景色である。

※車道では車に注意して下さい。また、ブロック塀が倒れてきたり、

山肌が見える場所は土砂崩れの恐れがあります。十分ご注意下さい



①

◆「旗立(はたたて)山」の頂上から登って来た道を下り道路まで出る。



②

◆日陰茶屋の看板が見えたら、右に曲がる。
50m先の「中央大学葉山寮」の看板を目指す。



③

◆看板を左に曲がり、なだらかな坂の一本道を上っていく。



④

◆左手にマンション(「プリオール葉山の杜」)があり、
マンションの先には「中央大学葉山寮」がある。

※車道では車に注意して下さい。また、ブロック塀が倒れてきたり、

山肌が見える場所は土砂崩れの恐れがあります。十分ご注意下さい

第5章 初動態勢時の役割・初動態勢の流れ

1 初動態勢時の役割

津波発生時には、何よりも利用者の避難対応を最優先に行う必要がある。

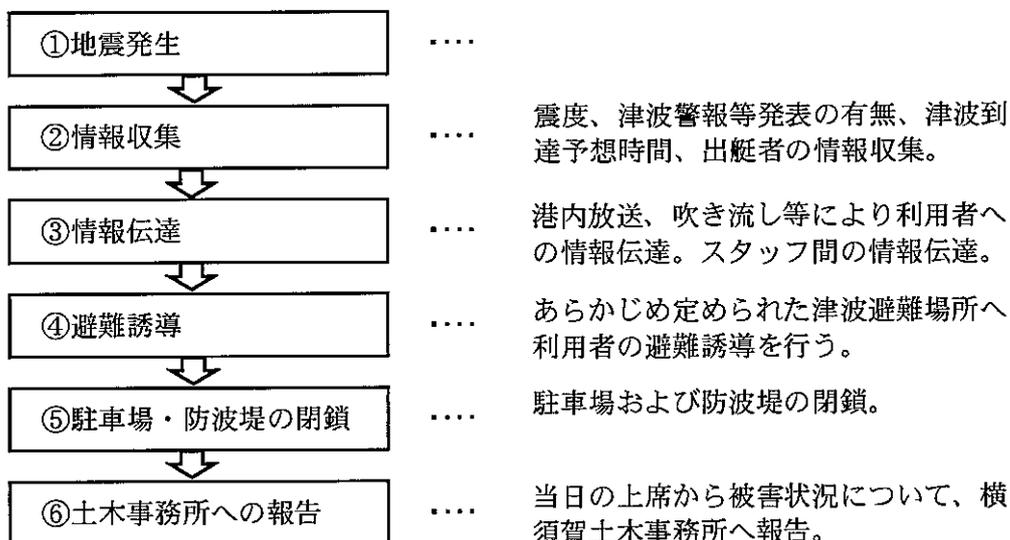
各スタッフは、初動態勢時には原則として次の役割を担う。

配備体制責任者は、津波発生時に勤務する一番上席の者とし、配備体制の責任者は、あらかじめ定められた役割を基本にスタッフに指示を出す。スタッフ間の連絡は、無線機器を使用し各スタッフは、責任者の指示に従うとともに、自発的な行動を必要に応じ行う。

管理係	管理課員 1名	建物内の施設安全確認、港内放送、津波警戒避難標識（吹き流し）の掲揚、利用者避難誘導等
ポートサービス係	ポートサービス課員 3名	出艇者の避難措置、ハンドマイクによる放送、ポートヤード内の安全確認等、利用者避難誘導等
防波堤及び駐車場係	駐車場案内員 2名	防波堤及び駐車場利用者の避難誘導、ハンドマイクによる放送等

2 初動態勢の流れ（勤務時間内の場合）

初動態勢時の流れと対応すべき主な内容は次のとおりである。



第6章 初動態勢時の対応内容（勤務時間内の場合）

スタッフは、各自の役割に基づいて、次のとおり対応する。

なお、ここで定める内容は基本的な対応手順を明らかにするものであるが、被害等の状況に応じて臨機応変な対応が必要となった際は、手順と異なる場合もあることとする。

1 津波情報等の収集（管理係）

(1) 津波警報等の情報収集

管理係は、地震が発生した場合には、（テレビ、インターネット等）により次の情報を収集する。低電により、テレビ等から情報が収集できない場合には、ラジオや携帯電話で情報収集を行う。

<収集すべき情報>

- 津波警報等発表の有無
- 津波の予想される高さ
- 津波到達予想時刻
- 震度・震源の大きさ
- 震源地
- 余震の起こる可能性

(2) 出艇者の確認等

管理係は、当日の出艇届、出艇記録を速やかに確認し、帰着していない艇がいる場合には、艇数、船種等を確認し、レスキュー艇の出動、海上保安署への連絡・巡視要請、出艇者の携帯電話への連絡等、状況に応じた措置を講じる。

2 津波情報等の伝達（管理係）

管理係は、状況に応じて、次の情報を（港内放送）により利用者へ伝達する。

また防波堤及び駐車場係は、ハンドマイクにより上記情報を合わせて利用者へ伝達する。停電時には港内放送が使えない可能性があるため、ハンドマイクやメガホン等によりできる限りの伝達に努める。

<津波注意報発表時の伝達内容>

「こちらは、葉山港管理事務所です。

〇時〇分、津波注意報が発表されました。

水際は危険です。直ちに水際から離れてください。

(津波到達時間が判明した場合)

予想される津波到達時刻は、〇時〇分です。

<津波警報（大津波警報）発表時の伝達内容>

「こちらは、葉山港管理事務所です。

〇時〇分、津波（大津波）警報が発表されました。

高い所で2メートル程度（3メートル以上）の津波が予想されます。

水際付近は危険です。直ちに水際から離れ「中央大学葉山寮付近の高台」（避難場所）、または高台に避難してください。管理事務所の外にて、スタッフが避難誘導を行っています。スタッフの指示に従い避難をしてください。

また、車での避難は避けてください。

(津波到達時間が判明した場合)

予想される津波到達時刻は、〇時〇分です。

3 利用者の避難誘導（係）

管理係は、利用者の避難誘導を行います。

(1) 避難誘導方法

ポートサービス係と防波堤および駐車場係は残留者の確認を行うとともに、利用者を葉山港管理事務所の定める「中央大学葉山寮付近の高台」へ避難誘導を行う。スタッフは利用者が迅速に「中央大学葉山寮付近の高台」へ避難できるよう、交差点等に待機するなど可能な限り誘導の補助を行う。

避難誘導についてはP11（避難待機図①）のとおりである。

(2) 津波が間近に迫っている場合や災害時の要援護者への対応

津波が間近に迫っており、避難場所へ避難する間がない場合や、災害時要援護者等避難場所への誘導が困難な場合については、一時避難場所として「旗立（はたたて）山」へ避難誘導を行う。

一時避難場所への避難も間に合わない場合等最低限の避難を行わざるを得ない場合には、「管理事務所の屋上」へ避難誘導を行います。



①

◆管理事務所前で一名が待機をし、避難誘導を行う。



②

◆公園の脇で一名が待機をし、避難誘導を行う。



③

◆車道になるため、車の往来を十分に注意をする。
一名が待機をし避難誘導を行う。

3名の職員が上記の場所で待機し、誘導案内を行う。スタッフ間の連絡は、無線機を使用
やもえなく持ち場を離れる際は、管理係に報告をし離れることとする。

□避難誘導方法（エレベーターは使用禁止）

①管理係は、全スタッフに無線連絡をし、4名を待機場所に配置する。

- 1、1階・2階の出入り口用の自動ドアに各1名ずつ配置（手動モードにし、解放状態にする。）
- 2、1階階段の上り口に1名配置
- 3、屋上のドアに1名配置（ドアは解放状態にし、風で閉まらない様ひもでとめる）

②ポートサービス係と防波堤及び駐車場係りは、周りの利用者の状況を把握し、管理係に連絡をし、利用者がまだ残っている際は、避難誘導を行う。

③利用者の安全が確認できた時点で、各スタッフも屋上への避難をする。

4 海上にいる利用者への対応（ポートサービス係）

ポートサービス係は、海上にいる利用者へ呼びかけを行うとともに、必要に応じて、海上保安署等への協力要請を行う。

□避難誘導方法

①ポートサービス係は、当日の出港状況を確認し、帰着申告のされていない艇を確認する。また、沿岸のヨット等利用者に対し、管理事務所棟の屋上に津波警戒避難標識を掲揚します。

②1名は帰着申告のされていない各艇の船長に携帯電話で連絡を取る。

- 1、津波警報等が発令された旨と津波到達予想時間等の情報提供。
- 2、港に戻るか否かの判断は船長に任せる。
- 3、防波堤設置のカメラで艇の位置確認。→停電時は、屋上に上がり双眼鏡で確認。
- 4、横須賀海上保安部の整備救難課に連絡を取り艇の位置情報を報告。

③その他、2名はレスキューボートを準備し、出港。

- 1、事務所から利用者の位置情報を無線を通じて聞き出し、現地に向かう。
- 2、現地に着いたら、津波到着予想時刻を利用者に伝え、艇着岸するか沖で待機するかを判断を仰ぐ。
- 3、着岸の際は、直ちに港まで誘導をする。（ディングーヨットは曳航にて対応を行う）
- 4、沖で待機の際は、水深の深い所に誘導する。
- 5、レスキューボートの船長は利用者の安全が確保された段階で、管理係の指示のもと、沖で待機するか着岸するかを判断を仰ぐ。

5 臨港道路付属駐車場の出庫禁止措置（防波堤及び駐車場係）

利用者は原則として徒歩による避難を行うため、防波堤及び駐車場係は、利用者の避難に支障をきたさないよう、駐車場のバーを閉め、駐車場の出庫禁止措置をとる。

ただし、災害時要援護者等、車での避難が必要な場合には、状況により出庫を認めることとする。

□避難誘導方法

- ①防波堤及び駐車場係は、駐車場でハンドマイクを使用し利用者に対し徒歩での避難を呼びかける。ゲートは電源をオフにし、手動のみ対応可能な状態にする。（停電時は精算機の操作をしなくても良い。）
- ②要援護者等から車の出庫依頼を受けた際は、手動でバーを空け対応する。
- ③対応後はすぐに閉鎖する。

6 土木事務所への報告

下記事項を、利用者・スタッフの安全確保後、できるだけ速やかに電話、FAX、メール等により報告を行う。

<報告事項>

- 責任者（連絡先）の氏名・連絡先
- 避難対応状況（避難場所、避難人数等）
- 負傷者等の状況
- 施設の被害状況（分かる範囲）
- 今後の対応予定

7 スタッフ自身の避難について

予想される津波到達時間を考慮し、自身の身の危険が差し迫っている場合は、上記対応等中止し避難することとする。

<スタッフ避難基準>

スタッフ自身の避難基準は、利用者への周知が終わり津波到達時刻の15分前を目安とする。避難判断は、当日の管理係（責任者）が行うものとする。

管理係は各スタッフに無線で指示をだし、避難場所へ避難をする。管理係はスタッフの避難完了の確認を行う。

葉山港の指定管理者募集に係る質問・回答

※バース数は現状と異なります。現在のバース数は、募集要項P2をご確認ください。

平成21年5月13日更新

○ 現地説明会（H21.4.30開催）での質問・回答（19件）

番号	質問	回答
1	係留・陸置施設のバース数の内訳は？（募集要項p4）	係留 CY 59隻、MB 9隻 計 68隻 陸置 DY186隻、MB53隻 計239隻 合計307隻 CY=クルーザーヨット、MB=モーターボート、DY=ディングーヨット
2	（質問1に関連して）バース数と、利用承認等の状況の申請件数（参考資料p71）との差は何か？	1年ごとの更新申請は5月更新の艇が多く、期間満了15日前から45日前までに更新手続きをすることや、一部更新が遅れる艇があるため、必ずしも年度の申請件数と保管数が一致しないこととなっています。
3	更新未手続の艇はどのくらいあるのか？未手続者への対応の基本的な考え方は？	未手続者には、指定管理者が勧告書を送付しますが、現在のところ更新未手続者はいません。
4	民間マリーナではマリーナ内のセキュリティを強化しているが、葉山港では一般の人に対して管理事務所、マリーナ内への出入りについて認めているのか？	葉山港のコンセプトとして「開かれたマリーナ」としているため、一般の人が管理事務所の自由使用部分には、出入りできるようになっています。
5	ビジターバース（参考資料p48）とはどの部分か？	陸置の場合は95隻受け入れが可能な新港の船舶保管地、係留の場合は新港の斜路（ヨット船揚場）の両側の浮棧橋部分がビジターバースとなります。（参考資料p14、p15参照）
6	研修室（参考資料p111）を専用利用している団体があるようだが、賃料とっているのか？	港湾施設の土地・建物に構築物を設けたり、区域を画して独占的に利用する場合（専用利用）の承認は、指定管理者業務ではなく、県が引き続き直接行う事務となります。（参考資料p16参照） 研修室の区画部分は、県が専用利用承認し、利用者から専用利用料を徴収しています。
7	提案事業を行う場合の土地・建物の使用料はいくらか？（募集要項p18）	港湾施設の土地・建物の専用利用料は、港湾の設置及び管理等に関する条例第5条、第11条及び別表第1の7専用利用料に規定があります。（神奈川県法規集（次のアドレス）の「第11編 土木」→「第5章 河川、港湾、海岸及び公有水面」の一覧の5番目を選択してください。 http://k-base03.pref.kanagawa.jp/cgi-bin/dlw_savvy/dlw_login.exe ） 参考まで、「土地」は、そのまま利用する場合、1㎡あたり1か月70円、「建物（港湾管理事務所）」は、1㎡あたり1年間37,290円にいずれも消費税及び地方消費税相当額を加算した額となります。 なお、募集要項p18に記載のとおり、ヨット利用の促進にかかるものであれば、県との協議により減免される場合があります。
8	耐震物揚場の一般利用は可能か？	可能です。
9	耐震物揚場のヘリポートについて、一般利用は可能か？	防災の臨時着陸用であるため、利用できません。

番号	質問	回答
10	土地の専用利用に関し、ヨットの利用を促進するための工作物の設置は可能か？	安全性や港湾施設の他の利用に支障が生じないこと等で県が認める場合は可能となります。また、県との調整には、ある程度時間がかかることもありますのでご留意ください。 なお、工作物を設置する場合の土地の専用利用料は、1㎡あたり1か月100円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額となります。
11	浮棧橋に付着したカキの除去は指定管理業務に含まれるのか？	指定管理業務となります。斜路の海苔取り等、定期的を実施していただくものもありますが、浮棧橋のカキの除去については、必要に応じて実施してください。
12	ビジターバースの容量である95隻を超える艇が参加する規模のレースの開催について、通路を活用するなど指定管理者の裁量で実施することは可能か？	現在も実施しており可能ですが、施設利用に関してレース以外の利用者との調整を行った上で、実施してください。
13	陸置艇を固定するピットを、臨時用にバース以外の枠のないところに設置することを、指定管理者として提案することは可能か？	可能です。また、指定管理者指定申請後であっても、様々な提案を指定管理者から受け、改善を行っています。ただし、県が実施・費用負担する場合は、予算要求など時間がかかることをご留意ください。
14	荒天時に漁船を新港泊地に避難できることとなっているが、指定管理者が変わっても可能か？	県と葉山町漁業協同組合の覚書により、荒天時に漁船が避難することを認めています。荒天時には、他にも緊急避難する船があるので、指定管理者は避難の調整を行ってください。
15	修繕費について、30万円未満が指定管理者の分担となっており、平成19年度実績は約230万円となっているが（参考資料p10）、この分担どおり実施されているのか。実際には30万円以上のものも実施させられている実態はないか？	役割分担どおり30万円未満のものを指定管理者が分担しており、参考資料p10に記載のとおり、30万円未満の修繕実績を積み上げた結果、平成19年度の実績は、20件、約230万円となっています。
16	緑地でイベントをする際に、テント等を張ることは可能か？	飛ばないように安全対策など県との調整のうえで、可能です。
17	ウッドデッキ部分（防波護岸遊歩道）に常時営業する飲食店等を設置することは可能か？	営業内容にもよりますが、県との調整のうえで可能であると考えられます。
18	提案事業に当たって、管理事務所の施設の使用目的を変更することは可能か？	会議室等は、基本的にレース運営のために確保されているものであり、また、災害時には防災基地になるため、港湾の利用に支障が出ない範囲での変更は可能ですが、常設で新たなものを設置する等の大きな変更は難しいと考えられます。 また、県だけではなく、利用者との調整が必要となる場合があります。
19	葉山港は無線の基地局となっているか？	マリンVHFの海岸局となっています。

港湾の設置及び管理等に関する条例（平成26年4月1日改正施行予定版）

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 港湾の設置及び管理（第2条～第17条）
- 第3章 指定管理者（第18条～第27条）
- 第4章 雑則（第28条）
- 第5章 罰則（第29条～第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、港湾の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 港湾の設置及び管理

（設置）

第2条 港湾を次のとおり設置する。

名称	位置
湘南港	藤沢市江の島1丁目地先
葉山港	三浦郡葉山町堀内地先
大磯港	中郡大磯町大磯地先
真鶴港	足柄下郡真鶴町真鶴地先

（行為の制限）

第3条 港湾においては、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4号及び第6号から第8号までに掲げる行為については、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 港湾の施設を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
 - (2) じんあい、汚物その他衛生上有害と認められる物を投棄し、又は放置すること。
 - (3) 自動車、牛車、馬車その他の車両又は牛、馬その他の畜類を放置すること。
 - (4) 物品を加工し、又は販売すること。
 - (5) 港湾の施設の保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げること。
 - (6) 貨物を停滞させること。
 - (7) けい留施設にいかだその他の物件をけい留すること。
 - (8) けい留施設において、有毒物、爆発物その他の危険物又はじんあい、汚物その他衛生上有害と認められる物の荷役をすること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、港湾の機能を妨げる行為をすること。
- 2 知事は、前項ただし書の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が港湾の施設の保全又は利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。
- 3 知事は、第1項ただし書の規定による許可に港湾の施設の保全又は利用上必要な条件を付することができる。

（利用の承認）

第4条 次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設（これに附属する設備を含む。以下同じ。）のいずれかを利用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）（第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウにあつては、知事。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設の利用については、この限りでない。

- (1) 湘南港
 - ア 本船岸壁
 - イ 南物揚場、中央物揚場、北物揚場及び浮棧橋

- ウ 船舶保管地
- エ 漁船物揚場及び漁船船揚場
- オ 臨港道路附属駐車場
- カ 船舶給水施設
- キ 固定式荷役機械

(2) 葉山港

- ア 西物揚場、西中央物揚場、西船揚場、本港浮棧橋及び新港浮棧橋
- イ 東物揚場、東中央物揚場及び東船揚場
- ウ 南物揚場
- エ 船舶保管地
- オ 臨港道路附属駐車場
- カ 港湾管理事務所
- キ 固定式荷役機械

(3) 大磯港

- ア 西岸壁、中央岸壁、東岸壁、漁船物揚場及び漁船船揚場
- イ 西荷さばき地及び漁船荷さばき地
- ウ 臨港道路附属駐車場
- エ 船舶給水施設

(4) 真鶴港

- ア 南物揚場及び北物揚場
- イ 第一物揚場、第二物揚場、第三物揚場、第四物揚場、第五物揚場、第六物揚場、南船揚場及び北船揚場
- ウ 南荷さばき地及び西荷さばき地
- エ 船舶修理施設

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 港湾の施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他利用させることが港湾の管理上支障があると認められるとき。

(専用利用の承認)

第5条 港湾の施設に構築物を設け、又は区域を画して一定の期間独占的にこれを利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、その申請に係る事項が、港湾の開発若しくは利用に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき又は港湾の風致を著しく害するおそれがあるときは、これを承認してはならない。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

3 第3条第3項の規定は、第1項の承認を行なう場合について準用する。

(許可等の特例)

第6条 国又は地方公共団体が第3条第1項ただし書の規定による行為又は前条第1項の規定による利用（以下「専用利用」という。）をしようとするときは、あらかじめ知事に協議することをもつて足りる。

2 次の各号に掲げる船舶又は車両を運行する者が、船舶給水施設以外の港湾の施設を利用する場合においては、第4条第1項の規定による承認を受けることを要しない。ただし、第5号及び第6号に掲げるものにあつては、その開催に伴う利用について、あらかじめ知事の同意を得たものに限る。

- (1) 犯罪捜査、警備その他警察の用務に従事する船舶又は車両
- (2) 災害救助、水防、消防又は防疫の用務に従事する船舶又は車両
- (3) 海難を避けようとする船舶
- (4) 運転の自由を失つた船舶
- (5) 国際的競技会又は国若しくは地方公共団体が主催する競技会に参加する船舶又はその練習を行なう船舶
- (6) 祭礼その他地方的慣行の催し物に参加する船舶

3 専ら漁業に従事する船舶を運行する者が、次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設を専ら漁業のために利用する場合においては、第4条第1項の規定による承認を受けることを要しない。

- (1) 湘南港 漁船物揚場及び漁船船揚場
- (2) 葉山港 東物揚場、東中央物揚場及び船揚場
- (3) 大磯港 漁船物揚場、漁船船揚場及び漁船荷さばき地
- (4) 真鶴港 南物揚場、第一物揚場、第三物揚場、第六物揚場、南船揚場、北船揚場及び船舶修理施設

(利用の期間)

第7条 第4条第1項の規定による利用の期間は1箇年以内とし、第5条第1項の規定による専用利用の期間は5箇年以内とする。

(遵守事項)

第8条 港湾の施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 船舶又は車両の修理のための用具又は資材その他の物件を放置しないこと。
- (2) 港湾の施設又は他の船舶若しくは車両に損傷を与えたときは、すみやかに知事に届け出ること。
- (3) けい留施設及び他の船舶に衝撃を与えないよう適当な防げん具を使用すること。
- (4) 投げように当つては、他のびよう鎖と交さしないように投げようすること。
- (5) 荷役等を終わつたときは、すみやかに船舶を離岸させ、又は転けいすること。
- (6) 火災その他により他に危害を及ぼすおそれのある事態が生じたときは、すみやかに離岸その他の適当な処置をとること。
- (7) 天候不穏のおそれがあるときは、いつでも避難できるように準備すること。
- (8) 有毒物又は爆発物その他の危険物を積載して臨港道路付属駐車場に駐車しないこと。
- (9) 臨港道路付属駐車場において火気を使用しないこと。

(承認に基づく地位の承継)

第9条 相続人、合併又は分割により設立された法人その他の第4条第1項又は第5条第1項の規定による承認を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、第4条第1項の承認に係る船舶又は第5条第1項の承認に係る事業を承継した法人に限る。）は、被承継人が有していた承認に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を知事（第4条第1項各号（同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウを除く。）に掲げる施設における同項の承認に基づく地位の承継にあつては、指定管理者）に届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第10条 第4条第1項又は第5条第1項の規定による承認に基づく権利は、知事（第4条第1項各号（同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウを除く。）に掲げる施設における同項の承認に基づく権利にあつては、指定管理者）の承認がなければ、譲渡することができない。

2 前項の規定により承認に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた承認に基づく地位を承継する。

(利用料、使用料及び占用料等の徴収)

第11条 第4条第1項の規定による利用又は第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けた者から別表第1に定める額の利用料を徴収する。

2 地方自治法第238条の4第7項の規定による港湾の施設の使用については、前項中第5条第1項の規定による専用利用の利用料の例により使用料を徴収する。

3 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第37条第1項の規定による許可（同項第1号又は第2号に該当するものに限る。）を受けた者から、別表第2に定める額の占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。

4 第1項に規定する利用料の額及び前項に規定する占用料等の額の変更については、あらかじめ神奈川県港湾審議会の意見を聴くものとする。

(利用料等の減免)

第12条 次に掲げる船舶、車両又は貨物については、船舶給水施設以外の施設の利用についての利用

料を免除する。

- (1) 法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶
 - (2) 港湾に係る公務のための船舶、車両又は貨物
 - (3) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための船舶、車両又は貨物
 - (4) その他知事が特に認める船舶、車両又は貨物
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用料を減免することができる。
- (1) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のため港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (2) 港湾の機能を助長する施設として知事が特に認める構築物の設置のため港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (3) 地元漁業協同組合又はその組合員が漁業上欠くことのできない用途にあてるため、主として漁業の用に供する目的で設置された港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (4) 知事が指示する行為を行なうため、港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (5) 地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき。
 - (6) その他知事が特に認める船舶又は車両により港湾の施設を利用するとき。
- 3 知事は、次の各号に掲げる場合で特に必要と認めるときは、占用料等を減免することができる。
- (1) 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事を行うとき。
 - (2) 営利を目的としない公益事業を行うとき。
 - (3) 漁業上欠くことのできない行為を行うとき。
 - (4) 知事が指定する行為を行うとき。

(利用料等の不還付)

第13条 既に徴収した利用料及び占用料等は、還付しない。ただし、知事が災害その他特別の事情により利用、占用又は採取することができないと認めるときは、この限りでない。

(入出港の届出)

第14条 船舶が入港したとき又は出港しようとするときは、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。

- (1) 総トン数5トン未満の船舶
- (2) 第6条第2項各号に掲げる船舶
- (3) もつばら漁業に従事する船舶

(けい留場所等の指示及び変更)

第15条 知事は、港湾の施設の利用上必要と認めるときは、船舶のけい留場所、車両の駐車場所若しくは貨物の滞留場所を指示し、又はその変更を命ずることができる。

(港湾の施設の利用の禁止又は制限)

第16条 知事は、港湾の保全、開発又は利用上特に必要があると認めるときは、港湾の施設の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第27条第1項に規定するものを除き、その許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件若しくは指示を変更し、又は利用その他の行為の中止、構築物の改築若しくは除去、利用その他の行為により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る構築物を譲り受けた者又はこれらの者から賃貸借その他により当該違反に係る構築物を使用する権利を取得した者
 - (2) この条例の規定による許可若しくは承認に付した条件又は指示に違反した者
 - (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、港湾の施設を利用する者に対し、前項に規定する処分をすることができる。
- (1) 利用その他の行為につき、又はこれに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定により行

政庁の許可、認可その他の処分を受けたことを必要とする場合において、これらの処分を受け
ることができなかつたとき又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

- (2) 利用その他の行為又はこれに係る事業の全部若しくは一部の廃止があつたとき。
- (3) 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動等により港湾の施設の状況が変化したことによ
つて、利用その他の行為が港湾の施設の保全又は利用上著しい支障を生ずることになつたとき。
- (4) 港湾の施設に関する工事のため必要があるとき。
- (5) 公益上特に必要があるとき。

第3章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第18条 次の表の左欄に掲げる港湾の施設の管理に関する業務のうち、同表の当該右欄に掲げる業務
(以下「指定管理業務」という。)は、指定管理者に行わせるものとする。

港湾	業務
湘南港	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設(法第2条第5項第4号に規定する道路及び橋りょう並びに法第39条の 規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。)の維持管理に関する 業務 2 第4条、第9条(第4条第1項第1号イ、ウ、オ、カ及びキに掲げる施設における 同項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項第1号イ、ウ、オ、カ及び キに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 その他湘南港の円滑な利用の確保に関する業務
葉山港	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設(法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除 く。)の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項第2号ア、エ、オ、カ及びキに掲げる施設における 同項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項第2号ア、エ、オ、カ及び キに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 その他葉山港の円滑な利用の確保に関する業務
大磯港	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1 項の承認に係るものに限る。)、第14条及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務 5 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者 その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務 6 その他大磯港の円滑な利用の確保に関する業務
真鶴港	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1 項の承認に係るものに限る。)、第14条及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務 5 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者 その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務 6 その他真鶴港の円滑な利用の確保に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第19条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)の
名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知
事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあっては、登記事項証明書

- (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第20条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準（第5号に掲げる基準にあつては、湘南港及び葉山港を除く。）により港湾の施設の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人等であること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 港湾の施設の運営を公正かつ中立に行うことができること。
- (5) 港湾の施設の利用に関する秩序の維持及び漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等を十全に行う能力がある公共団体であること。
- (6) 津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事の指示に従い、適切に対応する体制を確保できること。
- (7) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (8) 安定した経営基盤を有していること。
- (9) 第23条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

(指定管理者の指定の告示)

第21条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (2) 第4条第1項の規定による利用（同項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設に係るものを除く。）に係る事務を行わない日は、規則で定める日であること。
 - (3) 第4条第1項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設の開場時間並びに同項第2号カに掲げる施設の開所時間は、規則で定める時間であること。
 - (4) 港湾の施設の維持管理を適切に行うこと。
 - (5) 港湾の施設の利用に関する調整等を適切に行うこと。
 - (6) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - (2) 指定管理業務の実施に関する事項
 - (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第23条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- (2) 第20条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(利用料金の納付)

第24条 第4条第1項の規定による指定管理者の承認を受けた者は、別表第3に掲げる当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。
- 3 前項の利用料金（駐車場利用料金を除く。）は、前納とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを後納させることができる。
- 4 駐車場利用料金は、駐車場の利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 別表第3に定める額の変更については、第11条第4項の規定を準用する。

(利用料金の減免)

第25条 次に掲げる車両については、前条第1項の規定にかかわらず、駐車場利用料金を免除する。

- (1) 港湾に係る公務のための車両
 - (2) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための車両
 - (3) その他あらかじめ知事が特に指定した車両
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第26条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の事情により施設を利用することができないと認めるときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第27条 指定管理者は、第17条第1項各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の規定による承認（湘南港にあつては第4条第1項第1号イ、ウ、オ、カ及びキに掲げる施設に係るもの、葉山港にあつては同項第2号ア、エ、オ、カ及びキに掲げる施設に係るものに限る。）を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- 2 指定管理者は、港湾の施設（湘南港にあつては法第2条第5項第4号に規定する道路及び橋りょう並びに法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設、葉山港にあつては法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。）の管理上特に必要があると認めるときは、当該港湾の施設の全部又は一部の利用を中止させ、又はその利用の方法を変更させることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第15条又は第16条の規定による指示、命令又は処分に従わない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万5,000円以下の過料に処する。
- (1) 第9条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第10条第1項の規定による承認を受けないで権利を譲渡した者

第30条 詐欺その他不正の行為により第11条第1項又は第2項に規定する利用料又は使用料の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処する。

(過怠金)

第31条 詐欺その他不正の行為により占用料等の全部又は一部の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は平成25年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 港湾の設置及び管理等に関する条例第20条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、第2条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例第24条第2項、第25条第2項及び別表第3の規定の例により、知事の承認を得ることができる。

別表第1 (第11条関係)

1 岸壁利用料

岸壁利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)に1を加えた率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

港湾名	施設名	利用の期間	利用料
湘南港	本船岸壁	1日以内	12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額
		1日を超え10日以内	99円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに99円を加算した額
		10日を超え1箇月以内	279円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに279円を加算した額
		1箇月を超え3箇月以内	789円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに789円を加算した額
		3箇月を超え6箇月以内	1,467円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに1,467円を加算した額
		6箇月を超え1箇年以内	1,806円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに1,806円を加算した額
大磯港	西岸壁	3時間以内	8円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに8円を加算した額
	中央岸壁	3時間を超える期間	係留時間24時間までごとに、12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額
	東岸壁		
	漁船物揚場 漁船船揚場		
真鶴港	第二物揚場	3時間以内	8円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに8円を加算した額
	第四物揚場	3時間を超える期間	係留時間24時間までごとに、12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額
	第五物揚場		

2 係留料

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者 船長	1箇月未満		1箇月以上1箇年未満		1箇年	
			1日		1箇月		1箇年	
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
湘南港	南物揚場	6メートル以下のもの	2,010円	2,450円	34,710円	41,660円	378,530円	454,220円
	中央物揚場 北物揚場	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,730円	3,320円	45,140円	54,100円	491,980円	590,390円

浮棧橋	6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,880円	3,460円	49,040円	58,880円	547,270円	656,660円	
	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	3,320円	4,040円	55,550円	66,690円	607,330円	728,730円	
	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,740円	4,480円	61,780円	74,070円	673,440円	808,170円	
	8メートルを超え8.5メートル以下のもの	4,180円	5,060円	69,740円	83,620円	760,270円	912,360円	
	8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,620円	5,480円	78,130円	93,750円	851,740円	1,022,050円	
	9メートルを超え9.5メートル以下のもの	5,060円	6,060円	84,210円	100,980円	919,600円	1,103,520円	
	9.5メートルを超え10メートル以下のもの	5,330円	6,350円	90,280円	108,380円	985,870円	1,183,120円	
	10メートルを超えるもの	5,330円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに410円を加算した額	6,350円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに570円を加算した額	90,280円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,060円を加算した額	108,380円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに7,220円を加算した額	985,870円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに65,830円を加算した額	1,183,120円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに79,570円を加算した額	
湘南港	漁船物揚場	4メートル以下のもの	570円	710円	9,970円	12,000円	109,240円	130,950円
	漁船船揚場	4メートルを超え4.5メートル以下のもの	710円	850円	12,720円	15,330円	138,460円	166,100円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	850円	1,150円	15,610円	18,790円	170,750円	204,890円
		5メートルを超え5.5メ	1,150円	1,430円	18,660円	22,420円	202,870円	243,390円

一ト以下 のもの								
5.5メートル を超え6メ ートル以下 のもの	1,290円	1,570円	21,540円	25,890円	234,850円	281,870円		
6メートル を超え6.5メ ートル以下 のもの	1,430円	1,730円	24,010円	28,780円	261,610円	314,010円		
6.5メートル を超え7メ ートル以下 のもの	1,570円	1,870円	26,890円	32,260円	293,730円	352,490円		
7メートル を超え7.5メ ートル以下 のもの	1,870円	2,310円	30,800円	37,030円	336,290円	403,570円		
7.5メートル を超え8メ ートル以下 のもの	2,150円	2,580円	35,720円	42,820円	389,830円	467,820円		
8メートル を超え8.5メ ートル以下 のもの	2,450円	2,880円	40,640円	48,740円	444,390円	533,230円		
8.5メートル を超え9メ ートル以下 のもの	2,880円	3,460円	49,040円	58,880円	534,960円	641,900円		
9メートル を超え9.5メ ートル以下 のもの	3,160円	3,740円	53,820円	64,520円	587,350円	704,850円		
9.5メートル を超え10メ ートル以下 のもの	3,460円	4,180円	58,740円	70,450円	640,880円	769,100円		
10メートル を超えるもの	3,460円に 10メート ルを超え る0.5メ ートルま でごとに 270円を 加算した 額	4,180円に 10メート ルを超え る0.5メ ートルま でごとに 410円を 加算した 額	58,740円 に10メ ートルを 超える 0.5メ ートルま でごとに 4,910円 を加算し た額	70,450円 に10メ ートルを 超える 0.5メ ートルま でごと に5,770 円を加算 した額	640,880 円に10 メート ルを超 える 0.5メ ートル までご とに53, 530円 を加算 した額	769,100 円に10 メート ルを超 える 0.5メ ートル までご とに63, 660円 を加算 した額		
葉山 港	西物揚 場	6メートル 以下のもの	1,650円	2,020円	28,630円	34,360円	312,290円	374,720円

西中央 物揚場 西船揚 場	6メートル を超え6.5メ ートル以下 のもの	2,220円	2,660円	37,230円	44,630円	405,870円	487,060円	
	東物揚 場	6.5メートル を超え7メ ートル以下 のもの	2,360円	2,830円	40,440円	48,560円	451,490円	541,730円
	東中央 物揚場	7メートル を超え7.5メ ートル以下 のもの	2,720円	3,320円	45,820円	55,020円	501,020円	601,190円
	東船揚 場	7.5メートル を超え8メ ートル以下 のもの	3,090円	3,680円	50,960円	61,100円	555,590円	666,740円
	南物揚 場	8メートル を超え8.5メ ートル以下 のもの	3,440円	4,150円	57,530円	68,990円	627,230円	752,690円
		8.5メートル を超え9メ ートル以下 のもの	3,800円	4,520円	64,440円	77,350円	702,680円	843,180円
		9メートル を超え9.5メ ートル以下 のもの	4,150円	4,990円	69,460円	83,300円	758,640円	910,400円
		9.5メートル を超え10メ ートル以下 のもの	4,410円	5,230円	74,470円	89,390円	813,350円	976,050円
		10メートル を超えるも の	4,410円に 10メート ルを超え る0.5メ ートルま でごとに 340円を 加算した 額	5,230円に 10メート ルを超え る0.5メ ートルま でごとに 450円を 加算した 額	74,470円 に10メ ートルを 超える 0.5メ ートルま でごと に4,990 円を加算 した額	89,390円 に10メ ートルを 超える 0.5メ ートルま でごと に5,950 円を加算 した額	813,350円 に10メ ートルを 超える 0.5メ ートルま でごと に54,290 円を加算 した額	976,050円 に10メ ートルを 超える 0.5メ ートルま でごと に65,640 円を加算 した額
	葉山 港	本港浮 栈橋	6メートル 以下のもの	1,800円	2,200円	31,230円	37,480円	340,680円
新港浮 栈橋		6メートル を超え6.5メ ートル以下 のもの	2,420円	2,900円	40,620円	48,690円	442,770円	531,340円
		6.5メートル を超え7メ	2,580円	3,090円	44,120円	52,980円	492,540円	590,980円

		一メートル以下のもの						
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,970円	3,620円	49,990円	60,020円	546,570円	655,840円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,370円	4,020円	55,590円	66,660円	606,100円	727,350円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,750円	4,530円	62,760円	75,260円	684,250円	821,120円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,150円	4,930円	70,300円	84,380円	766,560円	919,830円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,530円	5,440円	75,780円	90,870円	827,610円	993,160円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,810円	5,710円	81,240円	97,520円	887,290円	1,064,780円
		10メートルを超えるもの	4,810円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに370円を加算した額	5,710円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに490円を加算した額	81,240円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,440円を加算した額	97,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,490円を加算した額	887,290円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに59,230円を加算した額	1,064,780円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに71,610円を加算した額
真鶴港	南物揚場	6メートル以下のもの	1,290円	1,570円	20,830円	25,020円	227,180円	272,610円
	北物揚場	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,570円	1,870円	27,040円	32,390円	295,190円	354,230円
	第一物揚場	6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,730円	2,150円	30,080円	36,160円	328,320円	394,020円
	第三物揚場	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,010円	2,450円	33,410円	40,070円	364,350円	437,290円
	第六物揚場							
	南船揚場							
	北船揚場							

船舶修理施設	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,450円	2,880円	37,030円	44,410円	404,160円	485,050円
	8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,730円	3,320円	41,800円	50,200円	456,090円	547,270円
	8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,160円	3,740円	46,870円	56,280円	511,080円	613,240円
	9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,320円	4,040円	50,480円	60,620円	551,750円	662,160円
	9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,600円	4,320円	54,240円	65,090円	591,560円	709,770円
	10メートルを超えるもの	3,600円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに270円を加算した額	4,320円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに410円を加算した額	54,240円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに3,740円を加算した額	65,090円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,320円を加算した額	591,560円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに39,490円を加算した額	709,770円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに47,310円を加算した額

- 備考 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
- 2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
- 3 利用の期間が4時間に満たない場合における係留料は、1日の係留料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用の期間が1日に満たない場合（4時間に満たない場合を除く。）又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。
- 5 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。
- 6 船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶により、出港又は帰港の際に、港湾（当該承認に係る港湾に限る。）の施設を一時的に利用する場合には、係留料は徴収しない。

2の2 荷さばき地利用料

荷さばき地利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	利用料
大磯港	西荷さばき地	1平方メートル1日につき 12円
	漁船荷さばき地	
真鶴港	南荷さばき地	1平方メートル1日につき 12円
	西荷さばき地	

備考 1 平方メートル若しくは1日に満たない場合又はこれらに端数が生じた場合は、それぞれ1平方メートル又は1日として計算する。

3 陸置料

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者 船長	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年	
			1 日		1 箇月		1 箇年	
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
湘南港	船舶保管地	4メートル以下のもの	850円	990円	12,280円	14,750円	143,820円	172,620円
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	990円	1,150円	15,610円	18,790円	170,310円	204,310円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	1,150円	1,430円	19,230円	23,140円	210,250円	252,350円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,290円	1,570円	22,850円	27,480円	249,600円	299,530円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,570円	1,870円	26,470円	31,820円	289,110円	346,990円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,730円	2,010円	29,510円	35,440円	322,110円	386,500円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,010円	2,450円	31,540円	37,890円	361,460円	433,820円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,310円	2,730円	37,890円	45,420円	414,000円	496,760円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,580円	3,160円	43,970円	52,810円	479,840円	575,770円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,020円	3,600円	50,060円	60,030円	546,830円	656,240円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,600円	4,320円	61,190円	73,490円	667,660円	801,230円

		の						
		9メートルを 超え9.5メー トル以下のも の	3,890円	4,620円	66,260円	79,570円	722,790円	867,360円
		9.5メートル を超え10メー トル以下のも の	4,320円	5,200円	72,340円	86,800円	788,630円	946,370円
		10メートルを 超えるもの	4,320円に 10メー トルを超え る0.5メー トルまで ごとに350 円を加算 した額	5,200円に 10メー トルを超え る0.5メー トルまで ごとに410 円を加算 した額	72,340円 に10メー トルを超 える0.5メ ートルま でごとに 6,060円を 加算した 額	86,800円に 10メー トルを超 える0.5メ ートルま でごと に7,220円 を加算した 額	788,630円 に10メー トルを超 える0.5メ ートルま でごと に65,830円 を加算した 額	946,370円 に10メー トルを超 える0.5メ ートルま でごと に78,990円 を加算した 額
葉山 港	船舶保 管地	4メートル以 下のもの	700円	810円	10,130円	12,150円	118,650円	142,410円
		4メートルを 超え4.5メー トル以下のも の	810円	930円	12,870円	15,510円	140,490円	168,550円
		4.5メートル を超え5メー トル以下のも の	930円	1,180円	15,860円	19,070円	173,440円	208,190円
		5メートルを 超え5.5メー トル以下のも の	1,050円	1,290円	18,850円	22,660円	205,920円	247,110円
		5.5メートル を超え6メー トル以下のも の	1,290円	1,540円	21,820円	26,240円	238,510円	286,260円
		6メートルを 超え6.5メー トル以下のも の	1,410円	1,650円	24,330円	29,220円	265,730円	318,850円
		6.5メートル を超え7メー トル以下のも の	1,650円	2,020円	26,010円	31,250円	298,190円	357,890円
		7メートルを 超え7.5メー トル以下のも の	1,900円	2,250円	31,250円	37,460円	341,530円	409,820円
		7.5メートル	2,130円	2,600円	36,260円	43,560円	395,850円	475,010円

を超え8メートル以下のもの						
8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,480円	2,950円	41,280円	49,530円	451,140円	541,380円
8.5メートルを超え9メートル以下のもの	2,950円	3,560円	50,470円	60,630円	550,810円	661,010円
9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,210円	3,800円	54,670円	65,640円	596,310円	715,570円
9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,560円	4,270円	59,660円	71,590円	650,620円	780,740円
10メートルを超えるもの	3,560円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに250円を加算した額	4,270円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに290円を加算した額	59,660円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,460円を加算した額	71,590円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,310円を加算した額	650,620円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに48,480円を加算した額	780,740円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに58,190円を加算した額

- 備考 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
- 2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
- 3 利用の期間が1日に満たない場合又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。
- 4 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。

4 駐車場利用料

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車及び自動二輪車	普通自動車	大型自動車
湘南港	臨港道路附属駐車場	(港湾施設利用者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき400円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき800円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,600円とする。
		(その他の者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とす	(その他の者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とす	(その他の者) 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,000円とす

		る。	る。	る。
--	--	----	----	----

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
- 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
- 3 港湾施設利用者とは、第4条第1項第1号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
- 4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下、この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

5 船舶給水料

船舶給水料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	給水料
湘南港	船舶給水施設	1立方メートルにつき 457円
大磯港	船舶給水施設	1立方メートルにつき 457円

- 備考 1 1立方メートルに満たない場合又はこれに端数がある場合は、1立方メートルとして計算する。
- 2 給水量は、所定の量水器により計量する。ただし、量水器の故障により給水量が明らかでないときは、知事の認定するところによる。

5の2 船舶修理施設利用料

船舶修理施設利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	利用料
真鶴港	船舶修理施設	1日につき12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額

備考 利用の期間が1日に満たない場合又はその期間に1日未満の端数がある場合は、その満たない期間又はその端数は、1日として計算する。

6 クレーン利用料

港湾名	施設名	種別	利用料	
湘南港	固定式荷役機械	3トン	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき2,710円
			1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき1,690円
		20トン	1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの	1回につき5,070円
			1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの	1回につき3,170円

備考 1箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、クレーン利用料は徴収しない。

7 専用利用料

専用利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第5条第1項の規定による承認の期間が1箇月以上である第一種電柱、第二種電柱、第三種電柱、第一種電話柱、第二種電話柱、第三種電話柱、支線柱、支線、鉄塔、その他の柱類、上空に設ける線類、地

下に設ける線類、管類、さく類及び看板に係る専用利用料の額は、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 土地の専用利用

区分	港湾名	湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港
原状のまま使用するもの		利用面積1平方メートル 1箇月につき 80円	利用面積1平方メートル 1箇月につき 70円
倉庫、物置、小屋その他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		利用面積1平方メートル 1箇月につき 120円	利用面積1平方メートル 1箇月につき 100円
第一種電柱		1本1箇年につき 1,780円	1本1箇年につき 1,630円
第二種電柱		1本1箇年につき 2,740円	1本1箇年につき 2,500円
第三種電柱		1本1箇年につき 3,690円	1本1箇年につき 3,370円
第一種電話柱		1本1箇年につき 1,590円	1本1箇年につき 1,460円
第二種電話柱		1本1箇年につき 2,550円	1本1箇年につき 2,330円
第三種電話柱		1本1箇年につき 3,500円	1本1箇年につき 3,200円
支線柱及び支線		1本（条）1箇年につき 730円	1本（条）1箇年につき 670円
鉄塔		利用面積1平方メートル 1箇年につき 1,640円	利用面積1平方メートル 1箇年につき 1,350円
その他の柱類		1本1箇年につき 160円	1本1箇年につき 150円
上空に設ける線類		長さ1メートル1箇年につき 140円	長さ1メートル1箇年につき 110円
地下に設ける線類		長さ1メートル1箇年につき 70円	長さ1メートル1箇年につき 55円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 70円	長さ1メートル1箇年につき 65円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 100円	長さ1メートル1箇年につき 90円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 150円	長さ1メートル1箇年につき 140円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 200円	長さ1メートル1箇年につき 180円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 290円	長さ1メートル1箇年につき 270円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 390円	長さ1メートル1箇年につき 350円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 670円	長さ1メートル1箇年につき 610円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 960円	長さ1メートル1箇年につき 880円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの	長さ1メートル1箇年につき 1,910円	長さ1メートル1箇年につき 1,750円
	外径が2メートル以上のもの	長さ1メートル1箇年につき 3,820円	長さ1メートル1箇年につき 3,490円
さく類		長さ1メートル1箇年につき 820円	長さ1メートル1箇年につき 630円

	つき	つき
看板	表示面積 1 平方メートル 1 箇年につき 5,520円	表示面積 1 平方メートル 1 箇年につき 2,110円

- 備考 1 第一種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 4 利用面積、利用物件の長さ若しくは表示面積が1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 5 専用利用料の額が年額で定められているものに係る利用の期間が、1箇年未満であるとき又はその期間に1箇年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1箇月未満の端数があるときはその端数は1箇月として計算し、専用利用料の額が月額で定められているものに係る利用の期間が、1箇月未満であるとき又はその期間に1箇月未満の端数があるときは日割りをもつて計算する。
- 6 月数は、利用することができる日（以下「利用開始日」という。）から起算し、利用を終える日の属する月の利用開始日に相当する日の前日までの月数をもつて計算する。
- 7 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

(2) 建物の専用利用

港湾名	施設名	利用料
葉山港	緑道附帯施設	利用面積 1 平方メートル 1 箇年につき 16,490円
	港湾管理事務所	利用面積 1 平方メートル 1 箇年につき 37,290円

- 備考 1 専用利用の期間が、1箇年未満であるとき又はその期間に1箇年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1箇月未満の端数があるときはその端数は1箇月として計算する。
- 2 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

別表第2（第11条関係）

占用料等の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、法第37条第1項第1号の占用の期間が1箇月以上であるものに係る占用料の額は、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

区分	単位	金額	
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占用面積 1 平方メートル 1 年	280円	220円
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		620円	490円
第一種電柱		1,780円	1,630円
第二種電柱		2,740円	2,500円

占 用	第三種電柱	1本1年	3,690円	3,370円	
	第一種電話柱		1,590円	1,460円	
	第二種電話柱		2,550円	2,330円	
	第三種電話柱		3,500円	3,200円	
	支線柱及び支線	1本(条)1年	730円	670円	
	鉄塔	占用面積1平方メートル1年	1,640円	1,350円	
	その他の柱類	1本1年	160円	150円	
	上空に設ける線類	長さ1メートル1年	16円	15円	
	地下に設ける線類		10円	9円	
	管 類		外径が0.07メートル未満のもの	70円	65円
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	100円	90円
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	150円	140円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	200円	180円
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	290円	270円
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	390円	350円
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	670円	610円
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	960円	880円
			外径が1メートル以上2メートル未満のもの	1,910円	1,750円
	外径が2メートル以上のもの		3,820円	3,490円	
さく類			820円	630円	
係船浮標、係船くい及び信号標	1基1年		740円	670円	
看板	表示面積1平方メートル1年	5,520円	2,110円		
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積1平方メートル1月	280円	220円		
土砂の採取	採取量1立方メートル		300円		

備考 1 第一種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。

4 占用面積、占用物件の長さ、表示面積若しくは土砂の採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき又はこれらの面積、長さ若しくは採取量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。

5 占用料の額が年額で定められているものに係る占用の期間が1年未満であるとき又は

その期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算し、占用料の額が月額で定められているものに係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは日割りをもつて計算する。

- 6 月数は、占用することができる日（以下「占用開始日」という。）から起算し、占用を終える日の属する月の占用開始日に相当する日の前日までの月数をもつて計算する。
- 7 占用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。
- 8 海水浴施設、売店及びバンガローの付属施設として設置する電線、水道管その他の付属工作物の占用料は、海水浴施設、売店及びバンガローの占用料の中に含まれるものとする。

別表第3（第24条関係）

1 駐車場利用料金

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車及び自動二輪車	普通自動車	大型自動車
葉山港	臨港道路附属駐車場	（港湾施設利用者） 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき400円とする。	（港湾施設利用者） 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき800円とする。	（港湾施設利用者） 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,600円とする。
		（その他の者） 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とする。	（その他の者） 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とする。	（その他の者） 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,000円とする。
大磯港	臨港道路附属駐車場	1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき500円とする。	1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき1,000円とする。	1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき2,000円とする。

- 備考
- 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
 - 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
 - 3 港湾施設利用者とは、第4条第1項第2号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
 - 4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下、この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

2 港湾管理事務所利用料金

(1) 会議室利用料金

港湾名	施設名	区分	利用料金	
			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
葉山港	港湾管理事務所	会議室A	1時間につき	1時間につき

所		330円	360円
	会議室 B	1 時間につき 400円	1 時間につき 440円
	多目的室 A	1 時間につき 670円	1 時間につき 750円
	多目的室 B	1 時間につき 720円	1 時間につき 800円

(2) 設備利用料金

ア シャワー室利用料金

港湾名	施設名	種別	単位	利用料金
葉山港	港湾管理事務所	シャワー設備	1 回	100円

イ 会議室設備利用料金

港湾名	施設名	種別	単位	利用料金
葉山港	港湾管理事務所	会議室音響セット	1 回	1,400円

備考 1 1 回とは、継続する4時間以内の利用をいう。

2 利用時間が継続して4時間を超える場合のその超える利用時間に係る利用料金は、その超える利用1時間につき、1回の利用料の額に4分の1を乗じて得た額とする。この場合において、その超える利用時間が1時間に満たない場合又はこれに1時間未満の端数の時間を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

(3) 船具ロッカー利用料金

港湾名	施設名	種別	利用料金	
葉山港	港湾管理事務所	大型	1 箇年につき	12,700円
			1 日につき	400円
		小型	1 箇年につき	6,350円
			1 日につき	200円

6の3 舟艇上下架装置利用料金

港湾名	施設名	利用料金	
葉山港	固定式荷役機械	1 回につき	600円

備考 1 箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、舟艇上下架装置利用料金は徴収しない。

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（平成26年4月1日改正施行予定版）

（趣旨）

第1条 この規則は、港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の施行その他港湾の管理並びに港湾法（昭和25年法律第218号）の規定に基づく届出及び通知に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の委任）

第1条の2 次に掲げる事務は、土木事務所長（以下「所長」という。）に委任する。

- (1) 港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項ただし書及び第6条第1項の規定により、行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。
- (2) 条例第4条第1項の規定により、港湾の施設の利用を承認すること（同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。）。
- (3) 条例第5条第1項及び第6条第1項の規定により、次に掲げる専用利用を承認し、及び承認に代わる協議を行うこと。

ア 臨港道路における専用利用（イからオまでに該当するものを除く。）

イ 仮設又は可搬式構造の構築物の設置に係る専用利用（エ及びオに該当するものを除く。）

ウ 原状のまま使用する300平方メートル以下の専用利用

エ 電柱その他の柱類、鉄塔、線類、さく類及び看板の設置に係る専用利用（オに該当するものを除く。）

オ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受け、又は承認に代わる協議を行い設置した構築物に添架する構築物のための専用利用

カ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により知事がした専用利用の承認又は承認に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該承認又は承認に代わる協議に基づく専用利用と同一内容の専用利用

- (4) 条例第9条第2項の規定により、前2号の承認に係る地位承継の届出を受理すること（条例第4条第1項第1号イ、ウ、オ、カ及びキ、第2号ア、エ、オ、カ及びキ、第3号並びに第4号に掲げる施設における同項の承認に係るものを除く。）。
- (5) 条例第10条第1項の規定により、第2号及び第3号の承認に係る権利の譲渡を承認すること（条例第4条第1項第1号イ、ウ、オ、カ及びキ、第2号ア、エ、オ、カ及びキ、第3号並びに第4号に掲げる施設における同項の承認に係るものを除く。）。
- (6) 条例第12条第2項の規定により条例第4条第1項の承認及び第3号の承認に係る利用料を減免し、並びに条例第12条第2項第2号の規定により構築物を港湾の機能を助長する施設として特に認めること。
- (7) 条例第12条第3項の規定により、第14号の許可に係る占用料等を減免すること。
- (8) 条例第13条ただし書の規定により、第2号及び第3号の承認に係る利用料並びに第14号の許可に係る占用料等を還付すること。
- (9) 条例第14条の規定により、船舶の入出港の届出を受理すること。
- (10) 条例第15条の規定により、係留場所、駐車場所及び滞留場所を指示し、並びにこれらの変更を命ずること。
- (11) 条例第16条の規定により、港湾の施設の一部の利用の禁止及び制限をすること。
- (12) 条例第17条第1項及び第2項第1号から第3号までの規定により、許可及び承認の取消し等の監督処分を行うこと。ただし、第1号から第3号まで及び第5号の許可、承認及び協議に係るものに限る。
- (13) 条例第30条の規定により、過料を科すること。
- (14) 港湾法（以下「法」という。）第37条第1項及び第3項の規定により、次に掲げる行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。

ア 公共空地の占用

イ 仮設又は可搬式構造の工作物の設置に係る水域の占用

ウ 原状のまま使用する2,000平方メートル以下の水域の占用

エ 法第37条第1項又は第3項の規定により知事がした港湾区域内の水域の占用の許可又は許可に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該許可又は許可に代わる

協議に基づく占有と同一内容の占有

オ 1,000立方メートル以下の土砂の採取

カ 係留施設、用水きよ又は排水きよの建設及び改良

キ 汚水等の廃物の投棄

(15) 法第56条の4第1項の規定により、同項第2号又は第3号に該当する者（前号の規定による所長の許可を受けた者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等及び許可の取消し等の監督処分を行い、並びに法第37条第1項の規定に違反した者（同項第1号の規定に違反した者については、公共空地を許可なく占有した者、仮設又は可搬式構造の工作物の設置のために許可なく水域を占有した者及び許可なく水域を原状のままに占有した者のうち違反行為発見時における当該原状のままの占有の面積が2,000平方メートル以下の面積を占有した者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等の監督処分を行うこと。

(16) 法第56条の4第2項の規定により、前号に掲げる事務に関し、必要な措置を自ら行い、及び命じた者に行わせること。

(行為の許可の申請)

第2条 条例第3条第1項ただし書の規定による行為の許可を受けようとする者は、港湾施設内における行為許可申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

(利用の承認の申請)

第3条 次の各号に掲げる港湾の施設の利用の承認を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を所長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条第1項第1号アに掲げる施設 岸壁利用承認申請書（第2号様式）

(2) 条例第4条第1項第1号エ並びに第2号イ及びウに掲げる施設 1箇月以上の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては係留施設利用承認申請書（第3号様式）、1箇月未満の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては臨時係留施設利用承認申請書（第4号様式）

(専用利用の承認の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けようとする者は、港湾施設専用利用承認申請書（第5号様式）を知事（第1条の2第3号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長）に提出しなければならない。

(湘南港の施設の専用利用の承認等の基準)

第5条 湘南港における条例第5条第2項に規定する風致を著しく害するおそれがあるときは、次に掲げるときとする。

(1) 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に著しく調和しないものであるとき。

(2) 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第1左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当しないものであるとき。

2 湘南港における地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による施設の使用については、その内容が次の各号に該当するものである場合に限り、これを許可することができるものとする。

(1) 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に調和するものであるとき。

(2) 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第2左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当するものであるとき。

(3) 港湾の開発又は利用に著しい支障を及ぼすおそれがないものであるとき。

(利用料の徴収時期)

第6条 条例第11条第1項の規定による利用料（条例第4条第1項の規定による利用に係るものに限る。）は、前納とする。ただし、荷さばき地利用料及び船舶修理施設利用料については承認の日から起算して20日以内に、駐車場利用料については当該利用が終了した後、速やかに精算し納付しなければならない。

第7条 削除

(出港届の時期の特例)

第8条 条例第14条の規定による入港の届出を行う場合において、出港の日時があらかじめ定まっているときは、入港の届出と同時に届出をすることができる。この場合において、届け出た後に届出の日時に変更があつたときは、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

(指定管理者指定申請書)

第9条 条例第19条第1項に規定する申請書は、港湾指定管理者指定申請書(第6号様式)とする。

(指定管理者の指定の基準)

第10条 条例第20条第10号に規定する規則で定める基準は、申請者である法人その他の団体の役員等が、港湾の振興について熱意と識見を有していることとする。

(利用の事務を行わない日)

第11条 条例第4条第1項の規定による利用(同項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設に係るものを除く。)に係る事務(以下「利用の事務」という。)を行わない日は、港湾の区分に応じて、別表第3に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、利用の事務(条例第4条第1項第1号エ及び第2号イに掲げる施設に係るものを除く。以下この項において同じ。)を行わない日を臨時に変更し、又は臨時に利用の事務を行わない日を定めることができる。

(駐車場の開場時間)

第12条 臨港道路附属駐車場の開場時間は、港湾の区分に応じて、次の各号に掲げる時間とする。

(1) 湘南港 午前5時から午後9時30分まで

(2) 葉山港 午前5時から午後10時まで

(3) 大磯港 午前5時から午後10時まで(4月1日から9月30日までの間にあつては、午前4時から午後10時まで)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開場時間を臨時に変更することができる。

(港湾管理事務所の開所時間)

第12条の2 港湾管理事務所の開所時間は、午前8時から午後6時まで(7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の祝日等」という。)にあつては、午前7時30分から午後7時まで)とする。ただし、会議室A、会議室B、多目的室A及び多目的室Bにあつては、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開所時間を臨時に変更することができる。

(利用料金の承認の申請)

第12条の3 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

(占用等の許可の申請)

第13条 法第37条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を知事(第1条の2第14号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長)に提出しなければならない。

(1) 法第37条第1項第1号に掲げる行為 水域(公共空地)占用許可申請書(第7号様式)

(2) 法第37条第1項第2号に掲げる行為 土砂採取許可申請書(第8号様式)

(3) 法第37条第1項第3号に掲げる行為 工事許可申請書(第9号様式)

(4) 法第37条第1項第4号に掲げる行為のうち港湾法施行令(昭和26年政令第4号。以下「政令」という。)第14条第2号に規定する行為 廃物投棄許可申請書(第10号様式)

(廃物の指定)

第14条 政令第14条第2号に規定する知事が指定する廃物は、汚水、残さい、残土その他これらに類する物とする。

(書類の経由及び部数)

第15条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類(第9条に規定する申請書を除く。)並びに法第38条の2及び法第56条の3の規定に基づく届出又は通知は、当該港湾又は水域を管轄する所長を経由して正副2部を提出しなければならない。

(港湾審議会の委員)

第16条 神奈川県港湾審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学識経験がある者、県議会議員、関係市町長及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期

間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を行う。

(審議会の会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第19条 審議会の庶務は、県土整備局河川下水道部砂防海岸課において処理する。

(審議会への委任)

第20条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(実施細目)

第21条 この規則に定めるもののほか、港湾の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年神奈川県条例第38号）附則第2項の規定による承認のうち同条例第2条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）第24条第2項及び別表第3の規定の例による承認については、改正後の第12条の3の規定の例による。

別表第1（第5条関係）

施設の名称	用途	基準	
		高さ	敷地面積に対する割合
臨港道路附属駐車場	駐車場関連施設	3メートル以下	100分の1以内
漁船荷さばき地	蓄養池、油倉庫、漁具倉庫及びこれらの関連施設	3メートル以下	100分の4以内
貯油所	貯油タンク（地下に設けるものに限る。）、船舶給油施設及びこれらの関連施設	3メートル以下	100分の80以内

別表第2（第5条関係）

施設の区分	用途	基準	
		高さ	敷地面積に対する割合
船舶保管地	ヨットクラブハウス、船舶修理施設、公衆便所、焼却炉及びこれらの関連施設	14メートル以下	100分の25以内
旅客待合所	旅客待合所、手荷物取扱所及びこれらの関連施設	10メートル以下	100分の40以内
中央緑地	公衆便所、公衆電話、公園施設、上水道ポンプ場、下水ポンプ場、消防器具保管施設及びこれらの関連施設	4メートル以下	100分の20以内
北緑地	バス停車場、公衆便所、公衆電話、公園施設及びこれらの関連施設	4メートル以下	100分の5以内

別表第3（第11条関係）

港湾の区分		利用の事務を行わない日
湘南港	本船岸壁	(1) 火曜日（4月29日から5月5日まで及び6月1日から8月31日まで）

	南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋 船舶保管地 船舶給水施設 固定式荷役機械	での間を除く。以下この項において同じ。)ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 5月6日以降の最初の水曜日
	漁船物揚場 漁船船揚場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日((2)に掲げる日を除く。)
葉山港	西物揚場 西中央物揚場 西船揚場 本港浮棧橋 新港浮棧橋 南物揚場 船舶保管地 港湾管理事務所 固定式荷役機械	(1) 火曜日(7月1日から8月31日までの間を除く。以下この項において同じ。)ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	東物揚場 東中央物揚場 東船揚場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日((2)に掲げる日を除く。)
大磯港及び真鶴港		(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日((2)に掲げる日を除く。)

様式略